

奈良県御所市

史跡條ウル神古墳 保存活用計画 (案)

令和8年(2026年)3月
御所市教育委員会

序 文

御所市は、奈良盆地の南西端に位置し、金剛・葛城山の東麓部に広がる歴史豊かなまちでございます。市内には、古代豪族葛城氏の祖が葬られたとされる宮山古墳や、700基を超える群集墳である巨勢山古墳群など、古墳時代を代表する重要な遺跡が数多く存在し、これらは国の史跡に指定され、全国から関心を集めています。そして、この度、御所市が誇るもう一つの重要な文化遺産である史跡條ウル神古墳の保存活用計画を策定する運びとなりました。

史跡條ウル神古墳は、古墳時代後期において列島最大級の巨大な横穴式石室と特異な形態の家形石棺を擁し、その学術的な価値の高さから令和3年（2021）に国史跡の指定を受けました。この古墳は、大和政権中枢と強い繋がりを持つ古代豪族巨勢氏の有力首長墓である可能性が指摘されており、当時の政治・社会、埋葬習俗を考える上で欠くことのできない極めて重要な史跡でございます。

このように全国的にも著名で、未来に継承すべき貴重な国民的財産である史跡條ウル神古墳を、管理団体として指定を受けている御所市が責任をもって確実に保存し、積極的な活用を図っていくことは、郷土の歴史と文化を守り伝える上で最大の責務であると強く認識しております。本計画は、史跡の持つ本質的な価値を守り、「感動を原動力に史跡を未来に伝える」という将来像を目指すための、御所市教育委員会の搖るぎない決意の表明でございます。

史跡の保存活用は非常に長期にわたる息の長い取り組みでございますが、一步ずつ着実に前進していくことこそが、限られた資源の中で、この貴重な史跡を持続可能な形で後世に引き継ぎ、ひいては史跡と地域住民が末永く安全に共生できる姿を目指すための最善の道であると確信しております。

今後は、史跡條ウル神古墳を核として、周辺の関連遺跡群とのネットワーク化を進め、市民・県民はもとより、広く国民の皆様に御所市の豊かな歴史と文化に触れていただく機会を創出してまいります。本計画を通じて、郷土への愛着と文化財保護への関心を育み、歴史と文化を活かすまち「ふるさと御所」の実現に貢献してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議とともに貴重なご指導、ご助言を賜りました秋津地区史跡等調査整備審議会委員の皆様、並びに文化庁、奈良県、そして多大なるご理解とご協力をいただいた関係各位に、心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

御所市教育委員会
教育長 春田 晋司

例　　言

- 1 本書は、奈良県御所市條に所在する史跡條ウル神古墳の保存活用計画である。
- 2 本計画の策定事業は、御所市教育委員会（事務局 文化財課）が主体となり国庫補助事業（史跡等保存活用計画策定時業）として令和6年度から令和7年度の2ヵ年で実施した。
- 3 本計画策定にあたっては、秋津地区史跡等調査整備審議会においてその内容を検討し、文化庁、奈良県からの指導・助言を受けた。
- 4 参考文献は各章の末尾に記した。
- 5 掲載写真・図は、特に記載のないものについては御所市教育委員会により撮影・作成を行った。
- 6 本書の編集は、御所市教育委員会事務局文化財課が行った。

目 次

序文	1
例言	2
第1章 計画策定の経緯と目的	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的と対象範囲	2
3 審議会の設置・経緯	3
4 他の計画との関係	7
5 計画の実施	11
第2章 史跡條ウル神古墳周辺の環境	12
1 自然的環境	12
2 歴史的環境	17
3 社会的環境	23
第3章 史跡條ウル神古墳の概要	36
1 指定の状況	36
2 史跡條ウル神古墳の概要	41
第4章 史跡條ウル神古墳の本質的価値	64
1 史跡條ウル神古墳の本質的価値の明示	64
2 構成要素の区分と特定	64
第5章 現状・課題	73
1 保存管理	73
2 活用	75
3 整備	77
4 運営・体制	78
第6章 大綱・基本方針	80
1 大綱	80
2 基本方針	80
第7章 保存（保存管理）	82
1 地区割	82
2 史跡指定地内の保存の方向性	83
3 史跡指定地外の保存の方向性	83
4 保存の方法	83
5 保存のための調査・研究	89
第8章 活用	91
1 方向性	91
2 活用の方法	92
第9章 整備	94
1 方向性	94

2 整備の方法	98
3 整備の主体	102
第10章 運営・体制	103
1 方向性	103
2 運営・体制	103
第11章 施策の実施工程	106
1 実施工程の策定	106
2 実施工程遂行に向けた課題への対応	109
第12章 経過観察	110
1 方向性	110
2 経過観察の方法	110
資料：関係法規	113

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

御所市の中央やや東に位置する大字條の集落端に條ウル神古墳が存在する。條ウル神古墳が古墳として認識されたのは明治26年（1893）と比較的古いが、古墳の詳細が知られるようになったのは、大正5年（1916）の西崎辰之助による報告であった。西崎の報告では、墳長200mを超える前方後円形の墳丘に巨大な横穴式石室を内包する古墳とされ、横穴式石室の玄室内に石棺の蓋が残置されていることも既に認識されていたが、いずれかの時期に横穴式石室の開口部が埋没してしまったため、古墳自体の認識も不明瞭となり、学術的な場でも條ウル神古墳に触れた研究はほとんど認められない状況が続いていた。

昭和58年（1983）度に行われた御所市教育委員会による巨勢山古墳群の分布調査によって、條ウル神古墳が巨勢山658号墳として周知の埋蔵文化財包蔵地に登載されたものの、その詳細については十分に明らかになっていたなかった。そのようななか、平成13年（2001）度に実施した御所市教育委員会による内容確認調査（1次調査）により、少なくとも埋葬施設については西崎氏による報告に概ね誤りがないことが明らかとなり、古墳時代後期においても最大級の横穴式石室を有する古墳として一躍全国的な注目を浴びることとなった。

しかし、最低限の内容確認のみに終わってしまった1次調査の後は、御所市の慢性的な財政面の課題のため追加調査が叶わず、盗掘などへの対策のため石室も埋め戻したことで活用の機会も大きく制限され、遺跡としての重要性が認識されながらも積極的な施策がなされない状態が続いた。

そのような状態が10年ほど続いた平成23年（2011）度、高規格道路である京奈和自動車道の建設が條ウル神古墳の西300mのあたりで進み、古墳周辺のエリアへのアクセスが良くなっていくことで、條ウル神古墳だけでなく、至近の位置にある国史跡宮山古墳や国史跡巨勢山古墳群を含む秋津地区周辺の様々な開発事業に関する情報が届くようになってきた。加えて、地元住民からも1次調査の後から古墳へ見学に訪れる人が非常に増えたため、地域の宝として古墳の実態がよくわかる形に整備して欲しいという要望が強くなっていた。そこで御所市教育委員会は、條ウル神古墳を含む秋津地区の遺跡群を適切に保存し、周辺の良好な風致景観を保全するとともに、古墳を中心とした公園的空間として整備することで、市民・県民はもとより広く国民の利用に供することを目的とした「秋津地区史跡整備基本計画」を策定した。

この計画では、條ウル神古墳について「巨大な石室や石棺の存在が確認されているものの、墳丘や石室の詳細な調査は未だなされていない。墳丘や周辺部は著しく改変されており、残存する遺構の保存をより確固たるものとするため、発掘調査等各種の調査を早急に行い、国史跡への指定を図る。」と記された。

この基本計画に記した方針に基づき、国史跡指定を目指して、まずは十分な情報が得られていない墳丘に関する範囲確認調査を実施した。調査は平成25年度から平成28年度にかけて実施し、1次調査の成果も盛り込んだ調査報告書を平成30年度に刊行し、その学術的な価値が認められ令和3年10月11日付けで国史跡に指定されることとなった。

御所市教育委員会は、指定後の令和4年度に指定地の大半について公有化を完了し、具体的な保存活用に関する事業実施の条件が整ったことを受け、中・長期的な視野に立って御所市の宝である史跡條ウル神古墳の保存活用に取り組むべく、本計画を策定することとなった。

2 計画の目的と対象範囲

本保存活用計画は、学術的に重要な価値をもつ史跡條ウル神古墳について、適切な保存・活用の方針・方法を策定することを目的としている。

そのため、本計画対象範囲の中心は当然現在の史跡指定地内となるが、史跡の活用を考えるにあたっては、史跡の北・西側に位置する国道309号線や京奈和自動車道御所南IC・PAからのアクセスなどについても検討の対象となるため、それら史跡周辺のエリアについても本計画の対象範囲に含むこととし、図1-1にその範囲を示す。

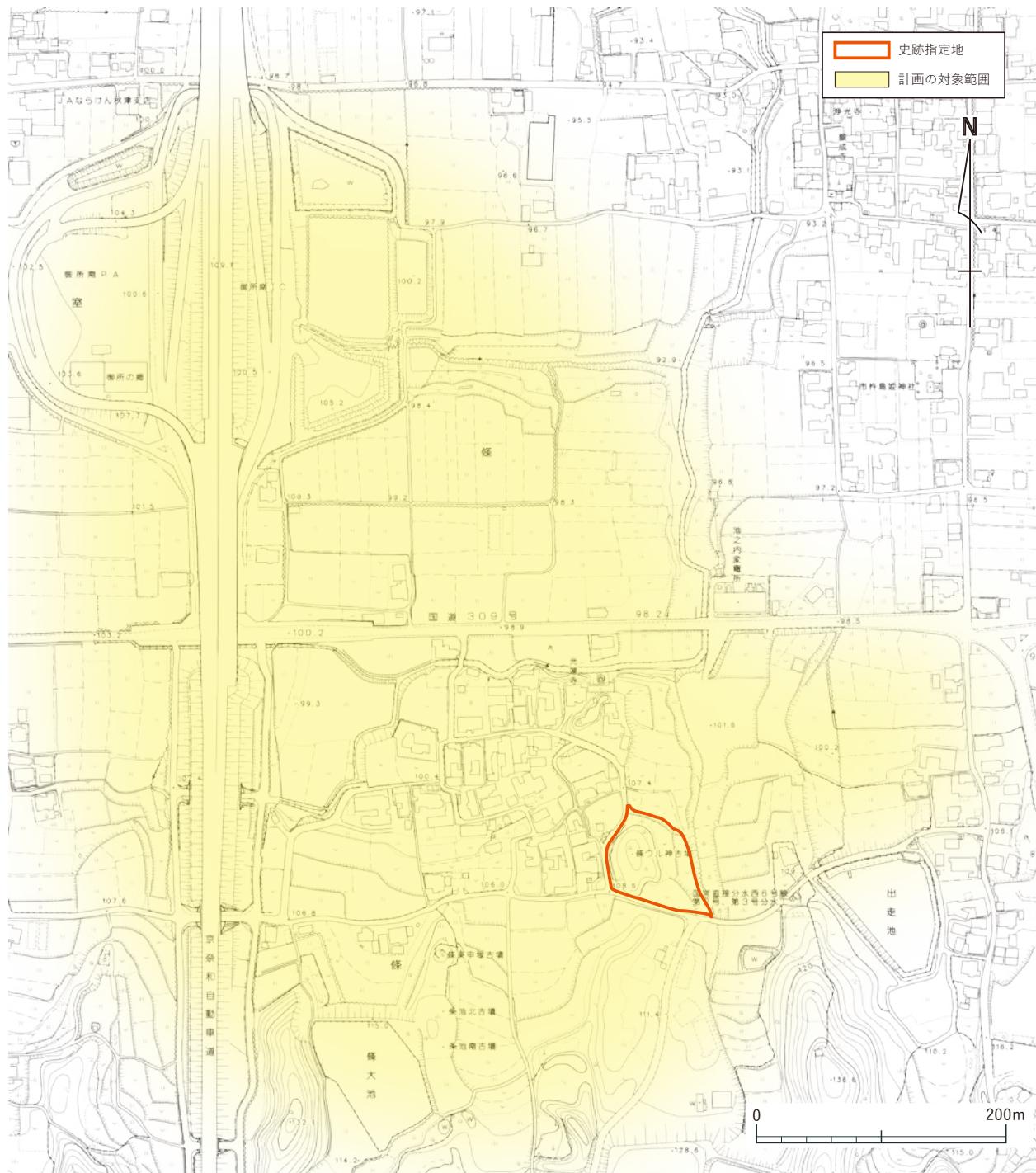


図1-1 本計画の対象範囲（史跡指定地とその周辺）

3 審議会の設置・経緯

(1) 審議会の設置

本計画は、平成 24 年に設置した「秋津地区史跡等調査整備審議会」において、有識者や地元関係者を交えた審議を行い、その中の意見等を踏まえて策定した。

秋津地区史跡等調査整備審議会 委員名簿（五十音順）

名 前	所 属	専門分野
伊田 孝	條自治会長（令和 6 年 12 月まで）	地元代表
太田 宏明	河内長野市教育委員会事務局 社会教育第 2 課 参事	考古学
河崎 衣美	奈良県立橿原考古学研究所 保存科学センター 主任研究員	保存科学
木許 守（副会長）	龍谷大学 教授	考古学・文化財行政学
鈴木 裕明	奈良県立橿原考古学研究所 調査部長	考古学
田中 晋作	山口大学 客員教授	考古学
塚口 義信（会長）	堺女子短期大学 名誉教授・名誉学長	古代史
萬谷 喜一	條自治会長（令和 7 年 1 月から）	地元代表
三村 衛	一般財団法人 G R I 財団 理事長	地盤工学

オブザーバー

名 前	所 属
浅野 啓介	文化庁 文化財第二課 史跡部門 文化財調査官
岩井 浩介	文化庁 文化資源活用課 整備部門（記念物） 文化財調査官
岡田 憲一	奈良県 地域創造部 文化財課 調整員（令和 7 年 4 月から）
本村 充保	奈良県 地域創造部 文化財課 調整員（令和 7 年 3 月まで）

事務局

名 前	所 属
春田 晋司	御所市教育委員会 教育長
竹内 剛	御所市教育委員会 事務局長
中井戸 隆	御所市教育委員会事務局 文化財課長（令和 7 年 3 月まで）
木村 佳	御所市教育委員会事務局 文化財課長（令和 7 年 4 月から）
金澤 雄太	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係長
後藤 愛弓	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係 主任
西村 亮	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係 主査
小松 明日香	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係 技術職員
和田 一希	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係 技術職員

（所属は令和 8 年 3 月末時点）

●秋津地区史跡等調査整備審議会条例（平成 24 年 6 月 22 日 条例第 17 号）

（設置）

第1条 秋津地区及びその周辺に所在する史跡宮山古墳、史跡巨勢山古墳群等の古墳、古墳群及び遺跡（以下「史跡等」という。）の調査、保存及び整備並びに有効な活用について審議するため、秋津地区史跡等調査整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、御所市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 史跡等の調査及び保存に関すること。
- (2) 史跡等の活用方法に関すること。
- (3) 史跡等の保存活用計画及び整備計画に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、史跡等の調査、保存及び整備並びに有効な活用に関する重要事項について、教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財に関し識見を有する者
- (2) 遺跡整備に関し識見を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 地元関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、特定の事項について調査研究をさせるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会は、当該部会に属する委員の過半数の出席がなければ部会の会議を開くことができない。

6 部会長に事故あるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（意見聴取）

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、教育委員会が定める機関において所掌する。

（委任）

第10条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 12 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（2）審議会の経緯

本計画の策定にあたっては、計7回の審議会を開催することで、様々な意見を賜った。以下にその開催概要を記す。

【第1回】 日時：令和6年9月16日（月）

場所：御所市文化財事務所 整理室 ⇒ 史跡條ウル神古墳 現地

内容：計画策定に至るまでの経緯について

今後のスケジュールについて

史跡條ウル神古墳現地視察（現状の確認）

【第2回】 日時：令和6年11月7日（木）

場所：御所市市民防災交流館ミモーロ 研修室A・B

内容：整備基本計画 第1章～第3章の検討・審議

【第3回】 日時：令和6年12月11日（水）

場所：御所市市民防災交流館ミモーロ 会議室A・B

内容：整備基本計画 前回までの修正確認

第4章・第5章の検討・審議

【第4回】 日時：令和7年3月14日（金）

場所：御所市市民防災交流館ミモーロ 会議室A・B

内容：整備基本計画 前回までの修正確認

第6章～第8章の検討・審議

【第5回】 日時：令和7年7月17日（木）

場所：御所市市民防災交流館ミモーロ 会議室A・B

内容：整備基本計画 前回までの修正確認

第9章・第10章の検討・審議

【第6回】 日時：令和7年9月18日（木）

場所：御所市市民防災交流館ミモーロ 会議室A・B

内容：整備基本計画 前回までの修正確認

第11章～第13章の検討・審議

【第7回】 日時：令和7年11月17日（月）

場所：御所市市民防災交流館ミモーロ 会議室A・B

内容：整備基本計画 前回までの修正確認

全体の調整

【第8回】 日時：令和8年3月5日（木）

場所：御所市市民防災交流館ミモーロ 会議室A・B

内容：整備基本計画 最終稿の確認



写真 1-1 第 1 回審議会



写真 1-2 第 1 回審議会（現地視察）



写真 1-3 第 2 回審議会



写真 1-4 第 3 回審議会



写真 1-5 第 4 回審議会



写真 1-6 第 5 回審議会



写真 1-7 第 6 回審議会

4 他の計画との関係

各行政計画等における史跡條ウル神古墳の保存と活用に関する部分は、以下のとおりである。

(1) 各計画

●第6次御所市総合計画（令和3年3月策定）

「行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまち ごせ～」

御所市のめざす将来の都市像を実現するため、「若い世代が住みやすく、豊かな心を育むまち」「誰もが元気で豊かに暮らせるまち」「人が輝き、魅力のあるまち」「地域経済が活性化し、活力のあるまち」「安全・安心な暮らしを支える生活基盤が整備されたまち」「自然と歴史・文化を活かすまち」「市民とともに推進する持続可能なまち」の7つの方針に基づくまちづくりを進めるための計画である。

「地域経済が活性化し、活力のあるまち」においては歴史・文化資源を活用したまちの魅力づくりを、「自然と歴史・文化を活かすまち」においては市内に所在する貴重な歴史・文化資源を調査・保存・活用するための取り組みを推進することを施策として定めている。

●第3次御所市都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）

「御所市総合計画」に掲げる将来都市像を都市整備の分野から実現するための計画である。市域の土地利用の方針をゾーン別に定義しており、史跡條ウル神古墳は、地域に密着しつつ観光客の誘致にも繋がるまちづくりを進める「観光交流ゾーン」と、緑地景観の保全・保護活動を行う「緑地保全ゾーン」の境界部に位置している。

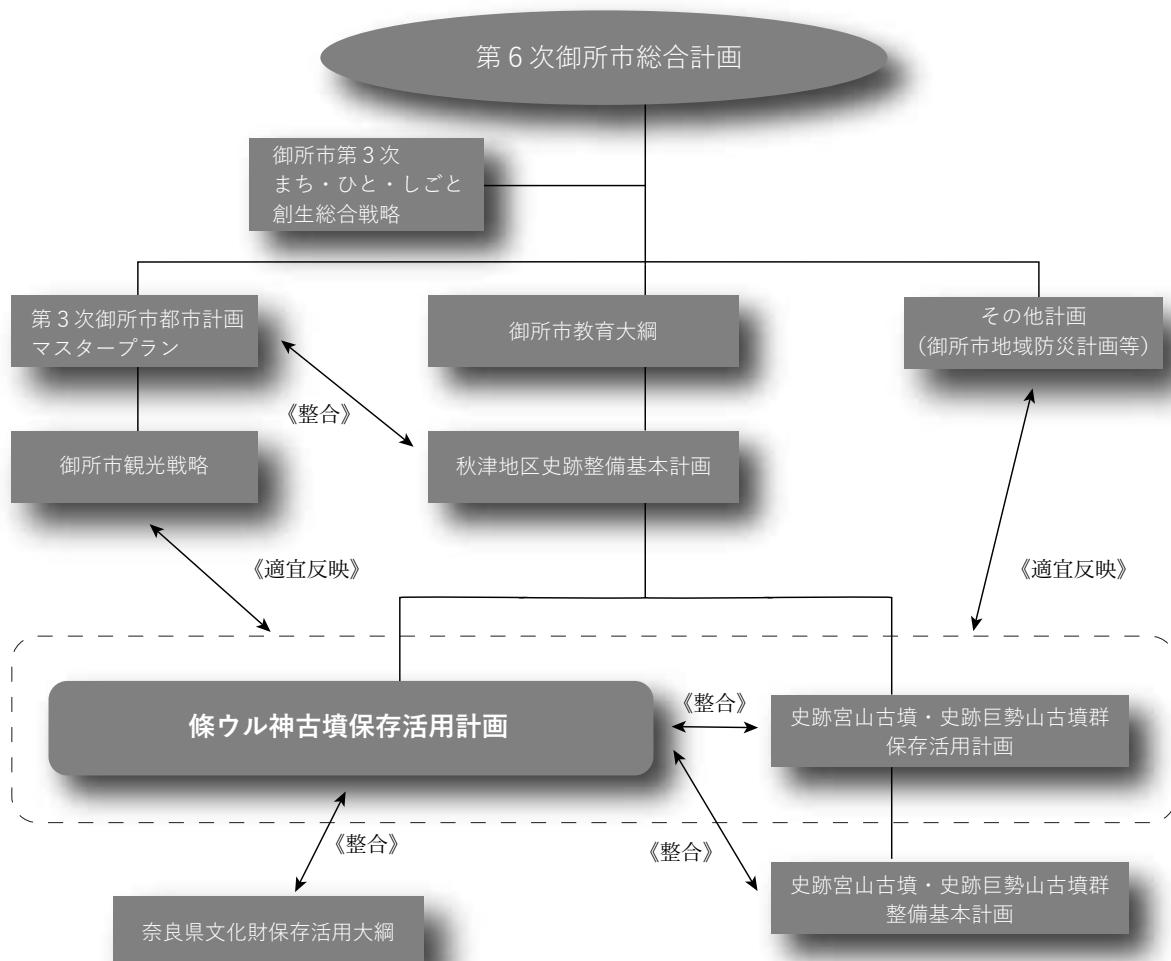


図 1-2 本計画とその他の計画との関係

また、市域を大きく4つの地域に区分し地域ごとに都市計画構想を示しており、史跡條ウル神古墳は「御所地域」に包含されている。御所地域における土地利用に関する重点施策の中には、「②悠久の歴史を体感できる場の形成」とあり、それに対する具体的な取組みとして「古墳公園を活用したにぎわいの創出と、巨勢山古墳群等の保全を進めます」とある。また「③観光交流ができるレクリエーションの場の形成」では、具体的な取組みとして「歴史資源である御所まちや巨勢山古墳群の保全と活用を推進し、交流人口の増加によるにぎわいの創出を図ります」とあり、史跡條ウル神古墳に加え、史跡宮山古墳や史跡巨勢山古墳群、近隣に所在するみやす塚古墳などを積極的に活用した地域の活性化が謳われている。

●御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年3月策定）

国や奈良県の長期ビジョン（人口ビジョン）や総合戦略を勘案し、本市の人口ビジョンの見直しと地方創生の充実・強化に向けて5年ごとに策定されるもので、総合計画と互いに整合を取り形で、計画として明確な上下関係はない。

基本方針に基づく3つの目標（①みんなが安心して暮らし続けられるまちづくり、②若い世代の人も暮らしたいと感じられるまちづくり、③地域資源を活用した、魅力的なまちづくり）で構成されており、③地域資源を活用した、魅力的なまちづくりにおいて、古墳群や町家等の歴史資源を活用した、観光地としてさらなる魅力を向上させるため事業を推進することとされる。

個別事業「秋津地区の史跡整備の推進」として、「巨勢山古墳群、條ウル神古墳、宮山古墳を一体的に良好な風致景観を保全するとともに、公園的空間として広く活用する取組を推進する」ことが定められている。

●御所市教育大綱（令和4年3月策定）

「御所市教育大綱」は、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い設置された御所市総合教育会議において策定されたもので、市の教育目標や施策の方針を定める。

3つの教育目標（①学校を核として 子どもたちの生きる力を育み、学びの楽しさと意欲を高める、②家庭を核として 親や家族とともに学び、子どもの成長を助ける、③地域を核として 市民が学び続ける場や機会を生み、日々の生活を豊かにする）を掲げ、学校・家庭・地域の連携・協力体制の構築を強調しつつ、「みんなで育む御所のみらい」をテーマに、子どもたちだけでなく大人も常に学び続けながら、その楽しさや喜びを分かち合うことができる「ふるさと御所」を目指す。

5年間の重点的な取り組みのなかの「①ふるさと意識と地域資源を活用した学び」において、市内にある文化財をはじめとした歴史資源や豊かな自然、里山環境といった地域資源を教育・学びの場において積極的に活用していくことで、御所市ならではのふるさと教育を充実させていくとされている。

●秋津地区史跡整備基本計画（平成24年3月策定）

豊かな歴史・文化遺産が点在する御所市の中でも、殊に秋津地区には国史跡「宮山古墳」「巨勢山古墳群」及び、巨大な石室と特異な家形石棺で知られる「條ウル神古墳」が所在し、それぞれの時代背景を代表する古墳、古墳群として高く評価されている。

本計画策定時の「第5次御所市総合計画」では、御所市のまちづくりの将来像を「自然と笑顔があふれる、誇れるまち」としており、秋津地区の古墳・古墳群については、まちづくりの重要な核として位置づけ、「史跡公園の整備」や「歴史を感じるレクリエーションの場としての利用」を図るとしている。

総合計画に基づき本計画は策定され、秋津地区の各古墳・古墳群に関しては、適切に保存し、周

辺の良好な風致景観を保全するとともに、古墳を中心とする公園的空間として整備することで、市・県民はもとより広く国民の利用に供するものとしている。

なお本計画は、上記の「御所市教育大綱」に先んじて策定されたものであるが、御所市教育大綱を上位とする。

●御所市地域防災計画（令和3年3月策定）

本計画は、御所市の地域に係る住民の生命、身体及び財産を災害から守るために、防災に関する諸事項を定め、もって防災の万全を期することを目的としている。

その中の「文化財災害予防計画」では、文化財が貴重な国民的財産であることを確認したうえで、予想される災害に対して保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める、としており、史跡をはじめとした指定文化財について火災、地震その他風水害等から保護するため、必要な対策を講じるとしている。

●御所市過疎地域持続的発展計画（令和5年7月策定）

令和3年3月に新たに策定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を受けて策定された計画で、御所市の著しい人口減少や少子高齢化への対応、住民の安全・安心な暮らしの確保・地域産業の活性化、安定した財政基盤の確立など、持続可能な地域の形成を目的としている。

その中の「地域文化の振興等」という項目では、指定文化財における遊歩道やガイダンス施設、その他便益施設の設置など、見学等のための環境整備が進んでおらず、多くの文化財が十分に活用できていないことを課題とし、その対策として、史跡條ウル神古墳をはじめとする秋津地区における重要遺跡の早急な整備、情報発信、教育や地域振興に資するための活用に努めることとしている。

●御所市観光戦略（令和5年3月策定）

本戦略は、御所市が有する様々な観光資源を活かしつつ、本市の現状を踏まえた観光のあるべき姿を見据え、その実現に向けた戦略の推進について基本的な考え方をまとめたものとなっている。

その中で、史跡宮山古墳は重要な歴史資源の1つとして位置づけられ、史跡條ウル神古墳についても若干ではあるものの触れられているが、そういった歴史資源へのアクセスが悪いことや便益施設の整備が不十分である点を課題としつつ、それら課題への対策として、自転車でのアクセス向上や観光ルート沿いの便益施設の整備などを掲げている。

●史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群保存活用計画（令和4年3月策定）

本計画は、地理的、歴史的に密接不可分な2つの史跡について、各史跡の基礎情報と現在置かれている状況を整理し、今後の保存と活用の方針を定めたものである。あくまでも史跡條ウル神古墳とは別の独立した計画ではあるが、同じ秋津地区に所在する関係の深い史跡の保存活用計画であるため、特にその活用等については整合した内容が求められる。

●史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群整備基本計画（令和6年3月策定）

上記同史跡の『保存活用計画』をもとに、特に整備の方向性や方法についてより具体的な内容を示した計画となっている。史跡條ウル神古墳の保存活用にあたっては整合した内容が求められる。

●奈良県文化財保存活用大綱（令和7年4月策定）

本大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づき、奈良県における文化財の保存と活用の方向性の明確化と取組の共通の基盤として策定されたものである。

奈良県が取り組む文化財行政の視点として、「文化財保存と活用の一体性」、「文化財の把握の必要性」、「修復等の透明化・標準化」、「人材育成」、「地域づくり」、「持続性のある文化財保護」を掲げている。

史跡については、未指定の文化財を選定の上で指定を進めるとともに、既指定の史跡についても未指定部分の指定に向けて条件整備を進めるとしている。また保存活用計画の策定は、史跡等の実態を把握した上で保存・管理の方策を示すこととなり、保存・管理を円滑に進める上で有益であるとしている。

(2) 本計画との関係

本計画は、第6次御所市総合計画ほか御所市の行政計画と密接に関連しており、連携が求められる。市の最上位計画である「第6次御所市総合計画」のもと、「御所市教育大綱」「秋津地区史跡整備基本計画」「第3次御所市都市計画マスタープラン」等の関連計画が位置付けられている（図1-2）。

また、上記とは別に策定された「御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国が定めた「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を勘案し、市の将来の人口ビジョンの実現に向けて、総合計画とも整合を図りながら、効果の高い施策を集中的に実施することを目指すものである。

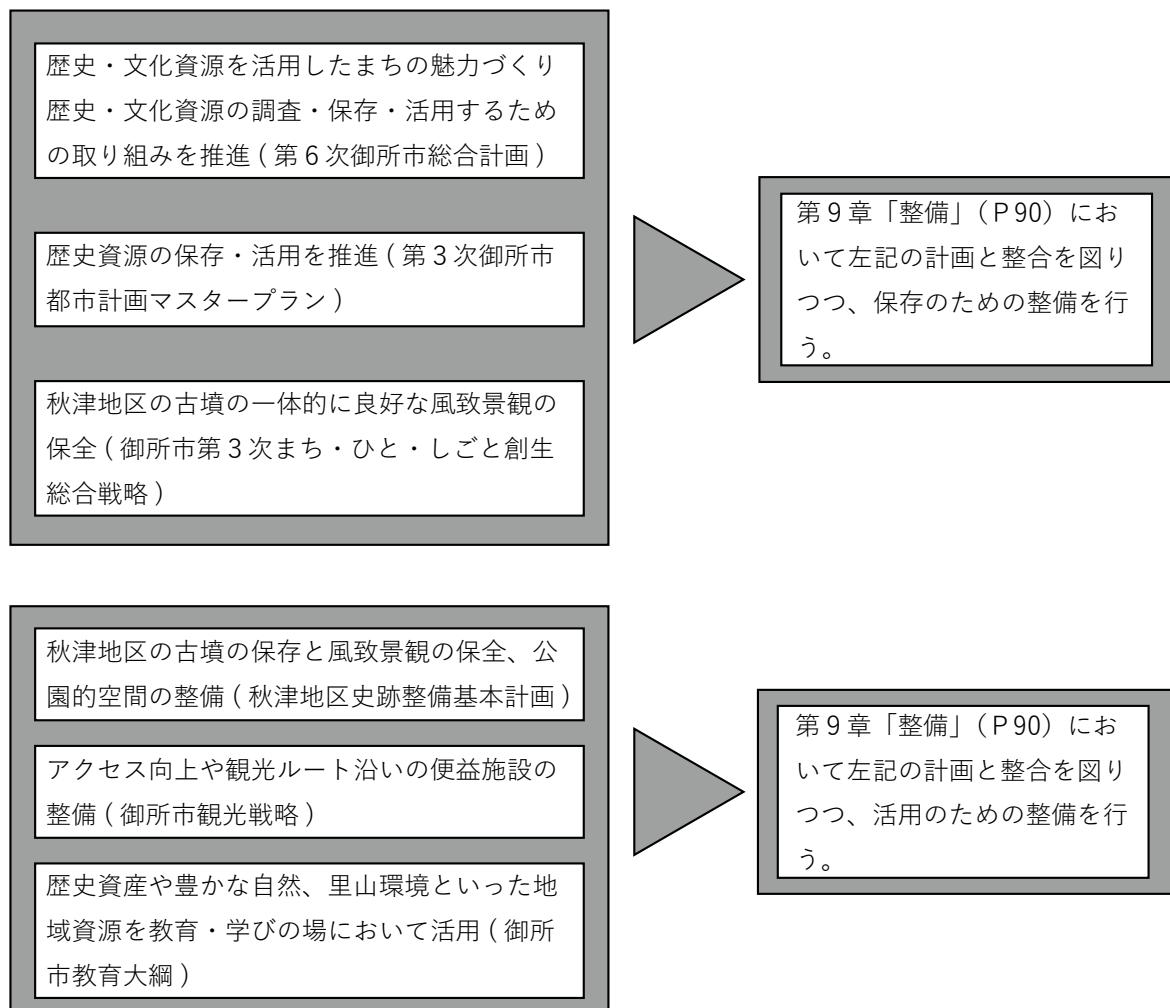


図1-3 その他の計画と本計画との整備での関係

このように本計画は、御所市の行政計画と緊密な関係をもちながらも、直接的には秋津地区史跡整備基本計画の下部計画として、より個別の史跡條ウル神古墳の具体的課題に即したものとなっている。

5 計画の実施

本計画は、令和8年（2026）度から実施し、計画期間は10年間、令和18年（2036）3月31日までとする。

計画の実施に関わる今後の展開については、「第11章 施策の実施日程」および「第12章 経過観察」で示している。一般的な手順は、「保存活用計画の策定⇒整備基本計画の策定⇒施策・事業の実施（原則、実施計画の作成）」となるが、本計画の対象となる史跡條ウル神古墳は、整備基本計画を策定するための基礎調査等に一定の期間を要するため、当面は保存活用計画に則った各種事業の実施に注力する。

また、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画・事業の推進に努めるとともに、必要に応じて本計画の適切な見直しに対応する。なお、本計画に関わるPDCAサイクルの考え方については、「第12章 経過観察」において示している。

第2章 史跡條ウル神古墳周辺の環境

1 自然的環境

(1) 御所市の位置

御所市は、奈良県の中部、奈良盆地の南西部に位置する面積 60.58km^2 の都市であり、北は葛城市・大和高田市、西は大阪府千早赤阪村・河南町、南は五條市、東は橿原市・高取町・大淀町に接している（図 2-1）。

(2) 御所市の地勢

御所市は、市域の北部が低平な奈良盆地の西南端に位置し、その平野部を囲むように西に金剛山地、南部から南東部に竜門山地の西端にあたる巨勢山丘陵や国見山などが連なっている。金剛山地は標高 1,125 m の金剛山を主峰とし、その北に標高 958.9 m の葛城山などの山々が大阪府との境をなしている。これらの山々を水源として曾我川、葛城川などの大和川水系の一級河川が市域を北流しており、市域の南部ではそれらの河川によって谷地形が形成されている（図 2-2）。

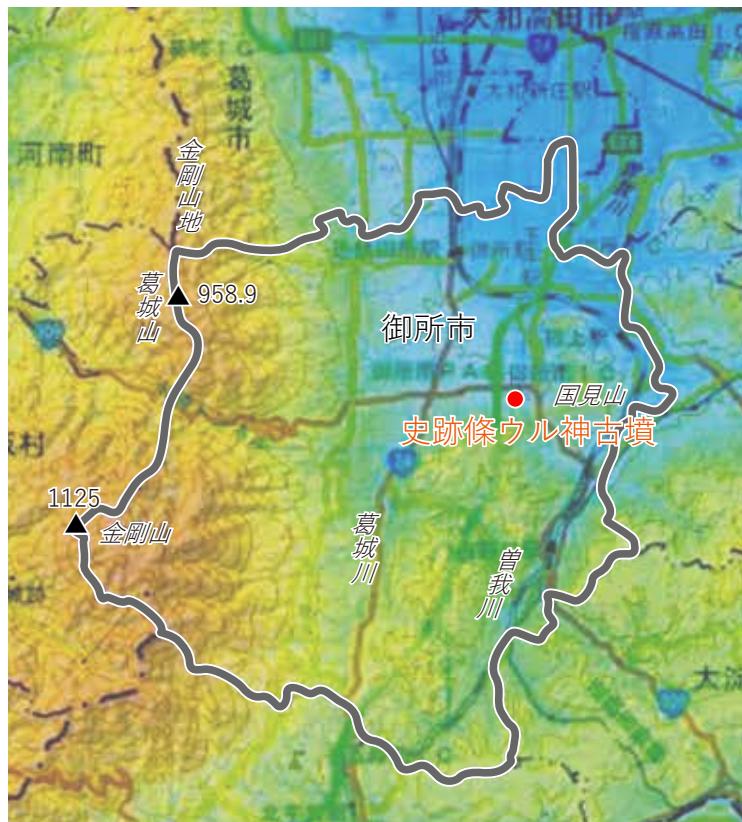
市域の南側に中央構造線がはしる内帶と外帶の接する地域といえ、自然景観のみならず人々の生活や風習等においても奈良盆地と吉野山地との漸移・連結地帯をなしている（堀井 1965）。

(3) 史跡指定地の地形・地質

史跡條ウル神古墳は、御所市の中央や北東よりに位置する。巨勢山古墳群が築かれた巨勢山丘陵の南から北に伸びる尾根上、標高 110 ~ 116 m 程に立地し、丘陵の地質は、その大半が中生代白亜紀の領家帶に含まれる花崗岩類からなり、丘陵北部に広がる平野は沖積層からなっている（図 2-3）。この基盤となる花崗岩類は、風化が進むと真砂土化が顕著である。この真砂土は「御所土」として知られており、水はけが良く締りがいいことから、古くから採掘が盛んに行われている。史跡條ウル神古墳の道路を挟んで南側についても大規模な採土・採石が行われ、旧地形の復元を難しくしている。



図 2-1 御所市の位置



出典：国土地理院 デジタル標高図

図 2-2 御所市の地勢

ごせつち

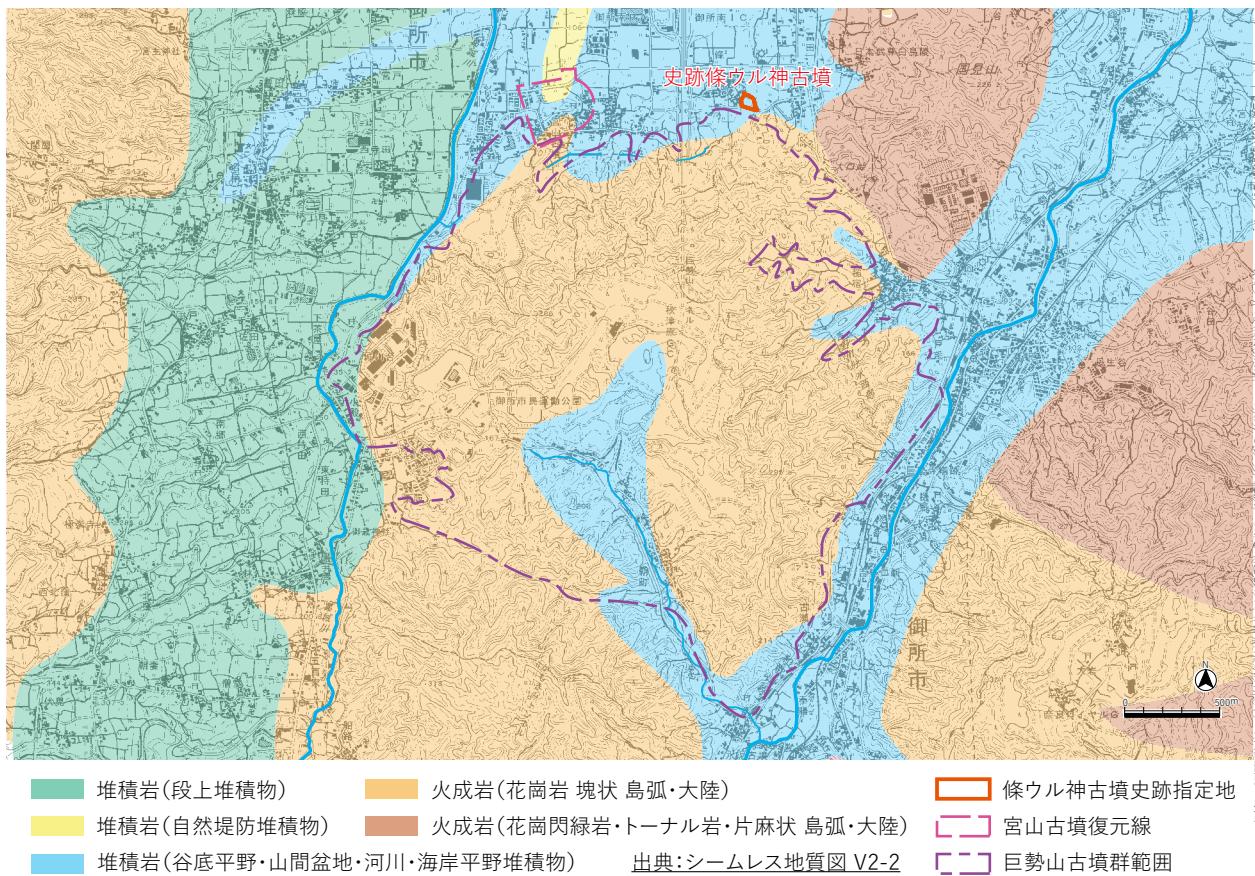
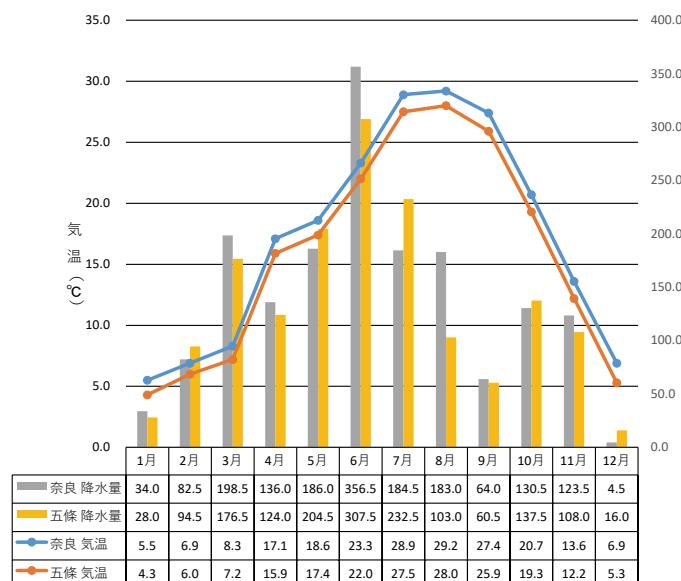


図 2-3 史跡周辺の地質



資料: 気象庁HP 奈良地方気象台・五條地方気象台

図 2-4 奈良と五條の気温と降水量 (令和6年)

近年の気象記録では、令和2年7月の梅雨前線による大雨で奈良県下各地に大きな被害が発生した。降り始めの7月5日から14日までの総雨量は、御所市最寄りの観測地である五條市で223.5mm、葛城市で210.0mmを観測し、御所市でも土砂災害警戒情報等が発せられた。

図2-5は、五條観測所における観測開始年から2023年にかけての年間気温や降水量の変化を示したグラフである。観測データが50年足らずであり、微量の増加であるため図からは読み取りにくいが、年間の最高気温や平均気温は緩やかな増加傾向が看取される。年間降水量については、温暖化とは異なり、周期的な増減は認められるものの、長期的な増加傾向は明瞭ではなく、気象庁も全国的な長期変化

(4) 御所市の気候

概して温暖で、市域の大半を占める盆地部は、海洋から隔たり、気温の差がやや大きく、降水量も割合少ない内陸型気候となっている(図2-4)。金剛山地のみは標高が高いため、盆地部に比べて気温は低く、降水量は多くなっている。

奈良盆地における近年30年間の平均値である平年値は気温で15.7度、年間降水量で1,365mmと比較的過ごしやすい。最低気温は1月に表れ、観測史上では-7.8°C(1977.2.16)を記録している。一日の最大1時間降水量は、79mm(2000.5.13)が記録されている(いずれも奈良地方気象台観測値)。

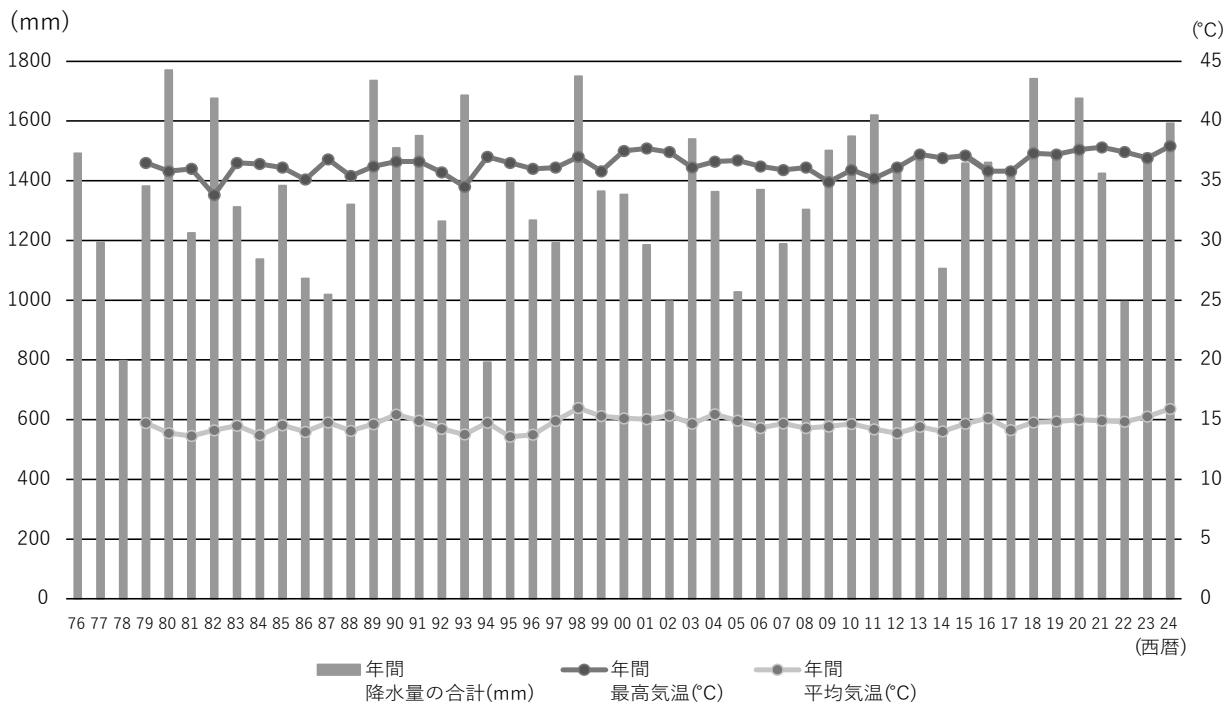
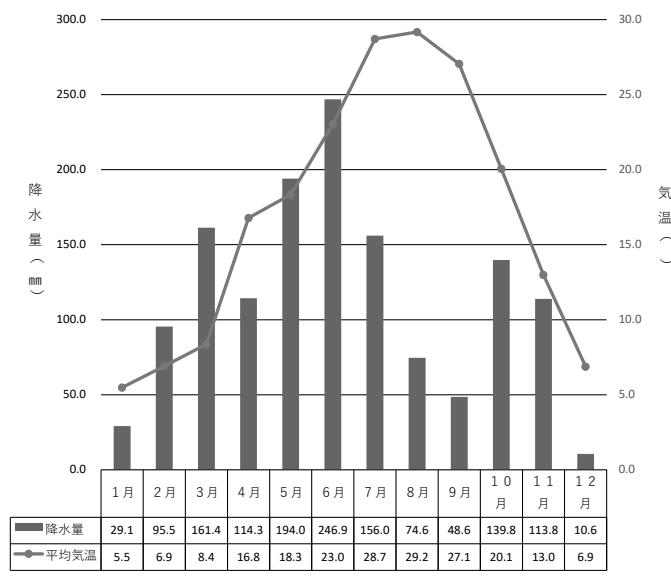


図 2-5 年間降水量と年最高気温・平均気温の推移（五條観測所）

傾向はみられないとしている。ただし、短時間の豪雨日数は全国的に増加傾向にあるようで、それに起因する斜面の深層崩壊等の増加は大きな懸念点であり、平成 29 年の九州北部豪雨災害はまだ記憶に新しい。このような近年の気候状況は、史跡條ウル神古墳の整備においても十分に考慮しておく必要があろう。

なお、史跡指定地内において、奈良県立橿原考古学研究所が実施している環境調査によると（図 2-6）、五條観測所に比べて気温はおおむね 1.0 度高く、降水量についても多少の誤差はあるものの、同様の傾向を示している。ただし、局所的な豪雨が増加傾向にあることを踏まえると、史跡指定地内の環境調査を継続して行い、環境の変化をより微視的に捉えていく必要があろう。



資料：奈良県立橿原考古学研究所 提供

図 2-6 史跡指定地における一年間の気温と降水量（令和 6 年）

（5）史跡指定地周辺の災害リスク

御所市域を南北に縦断するように中央構造線断層帯が伸びており、中央構造線断層帯地震が発生した場合、市が作成した「防災マップ」の「揺れやすさマップ」によると（図 2-7）、市域の平坦部はほとんどの場所で最大震度 6 強の地震が起きることが想定されている。今後 30 年以内に 70% から 80% の確率で発生すると想定される南海トラフ地震においても、最大震度は 6 強とされており、史跡條ウル神古墳の墳丘や石室の保存、史跡整備においても十分に考慮しておく必要があろう。

史跡條ウル神古墳が位置する條地区一帯は、北下がりの傾斜地となっており、「洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ」によると（図 2-8）、浸水の恐れはないが、巨勢山から條にかけてなだらかな傾斜地となっているため土石流警戒区域に設定されている。

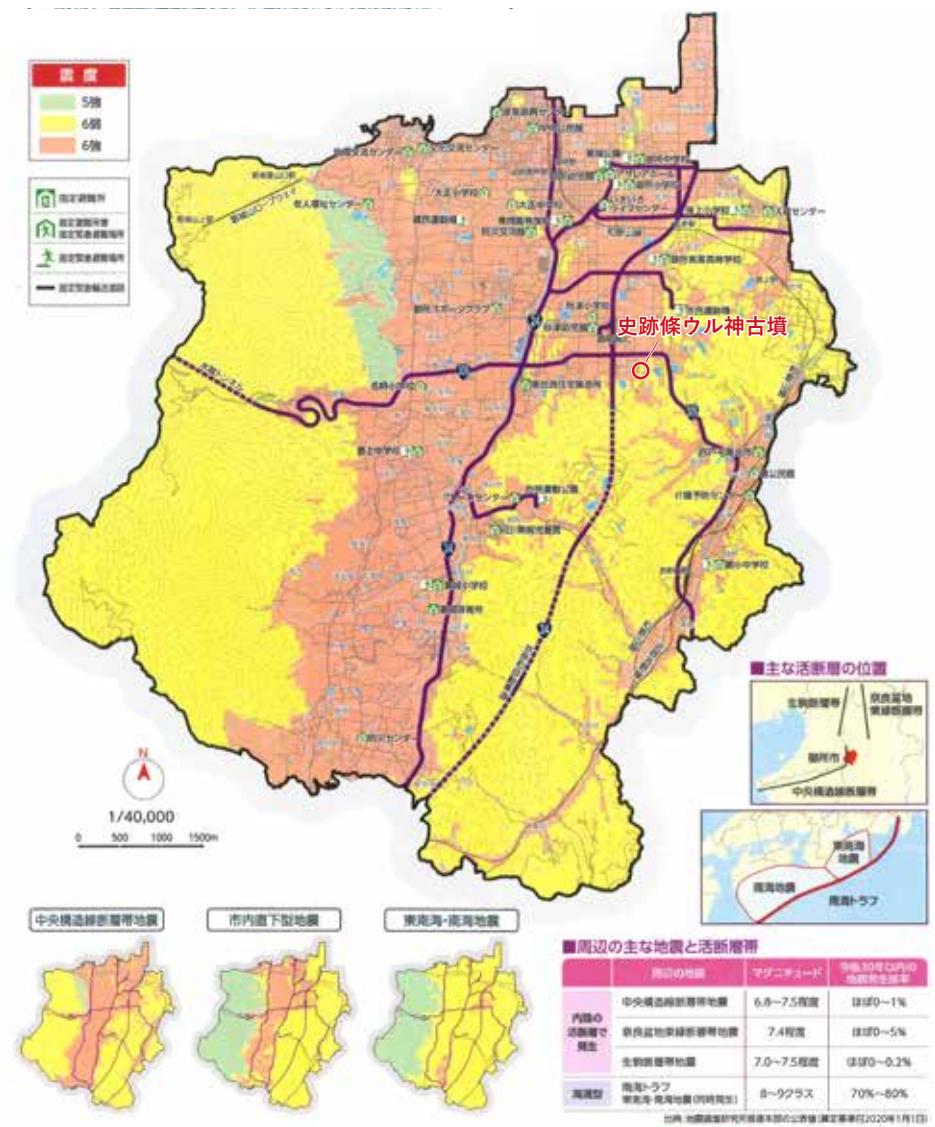


図 2-7 御所市摇れやすさマップ

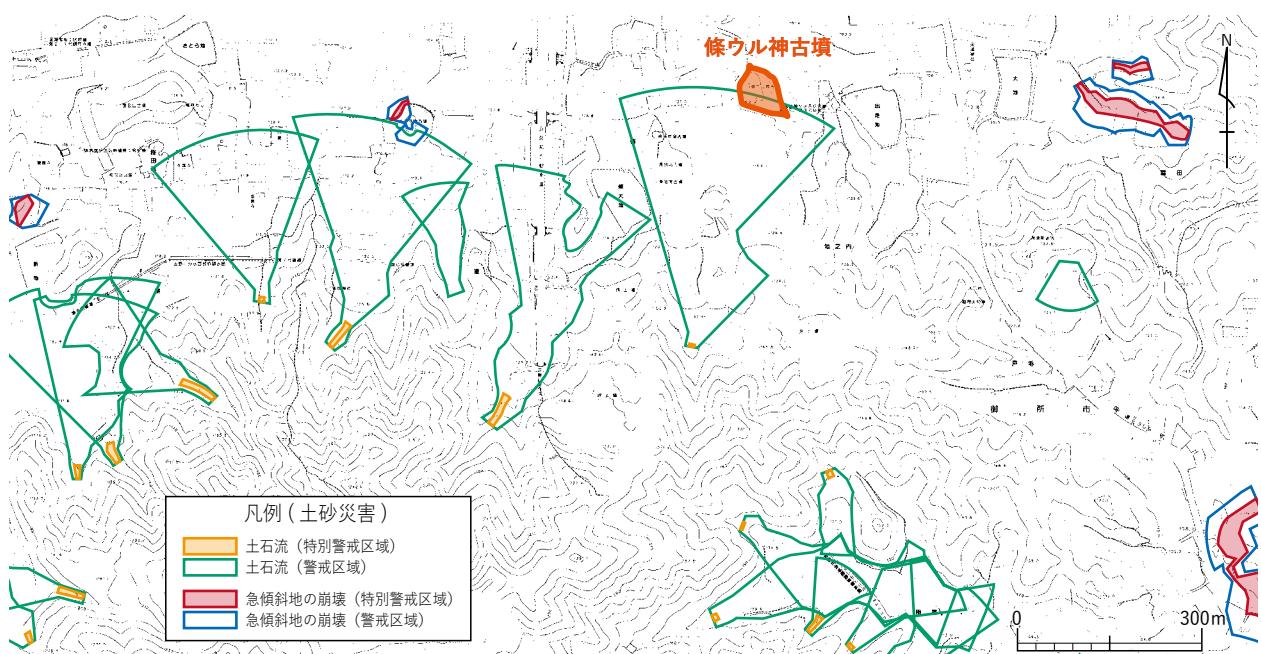


図 2-8 御所市ハザードマップ

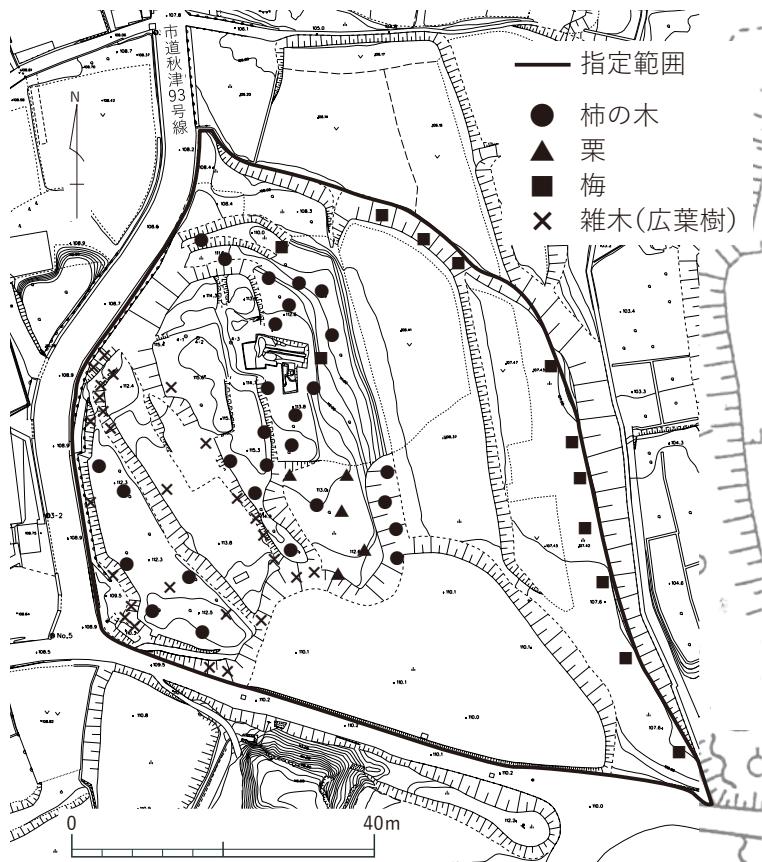


図 2-9 史跡指定地内の植生

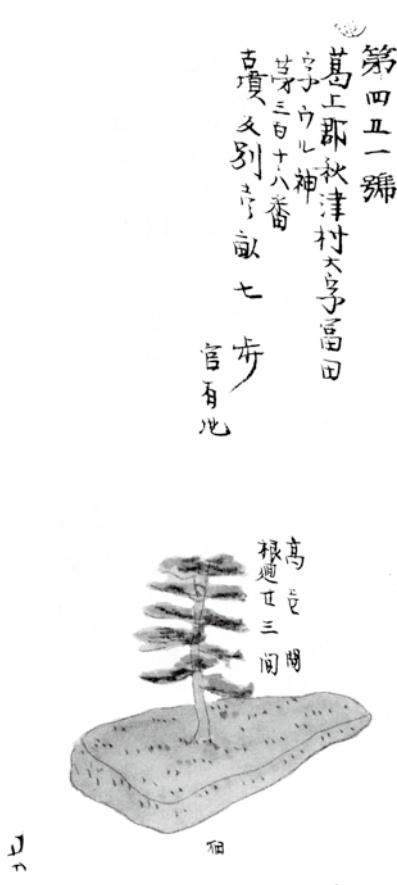


図 2-10 大和國古墳墓取調書に描かれた條ウル神古墳（秋山編 1985）

（6）史跡指定地の植生

史跡條ウル神古墳の指定地は畠地を主体としており、墳丘の高まりが残る指定地中央から西側にかけて樹木の分布が集中して認められ、高まりの周囲については点的な分布に留まる。樹木の種類については、従前果樹園として利用されていた土地には富有柿や栗、梅の木が、畠地として利用されていた土地にはクヌギやエノキなどの雑木が存在する（図2-9）。

（7）史跡指定地周辺の動物

史跡指定地近辺に限定した調査成果はなく、巨勢山丘陵や金剛・葛城山に生息している動物については、昭和40年刊行の『御所市史』における記述が参照できる唯一のデータである。そこでは、イノシシやキツネ、タヌキ、ウサギ、イタチ、ムササビ、リス、サル等の哺乳類、キジ、ヤマドリ、ヤマバ

ト、ウグイス、メジロ、ヤマガラ、シジュウガラ、キツツキ、ヒガラ、ミソサザイ、モズ、ホオジロ、アオジ、ホトトギス、ウズラ、スズメ、カラス、ヒバリ、カワセミ等の鳥類の存在が指摘されている（津田・吉村 1965）。しかし、市史刊行後 50 年以上が経過している中で、動物相にも変化があったと思われ、史跡條ウル神古墳の周辺住民の話では、史跡指定地近辺でもイノシシの増加が目立ち、その食害や斜面の掘り返しなどが顕著になっているようである。

（8）史跡指定地周辺の景観史

史跡條ウル神古墳そのものの過去の景観については目立った情報が残されていないが、周辺の景観に関しては、『日本書紀』や『万葉集』などの古代の文献に既に記されている。『日本書紀』履中天皇3年11月条には、物部長真胆連が天皇に命じられて桜を探し求め、掖上室山で見つけて献上したことが記され、『万葉集』坂門入足の歌には、「巨勢山の つらつら椿 つらつらに 見つと思はな 巨勢の春野を」と歌われており、その時代から桜や椿などの花木が咲いている風景が描かれている。

周辺の発掘調査の成果として、史跡條ウル神古墳の北西側平野部に広がる秋津遺跡・中西遺跡では、弥生時代前期に遡る全国最大規模の水田跡とその南側に接する里山的風景を想起させる樹木の跡が検出されており、古墳時代においては農地や集落、豪族居館などが点在する風景が広がっていたと思われる。中世から近世にかけての

当該地域の景観については、史料に恵まれず全く記すことができない状況であるが、巨勢山古墳群を中心とする丘陵部については、高度経済成長期までは里山として利用されており、現在のように樹木が密生する状態ではなく、疎林であったと思われる。明治 26 年に描かれた史跡條ウル神古墳墳頂部周辺の見取り図（図 2-10）も、1 本のマツが生えている以外は草原のような描写となっている。

2 歴史的環境

（1）縄文時代

御所市域では旧石器時代の遺跡は確認されておらず、縄文時代から一定の人類の足跡が確認できる。従前から市域でも標高の高い山麓部に位置する伏見遺跡（廣岡・十文字 2005）や南郷遺跡地蔵谷地区（坂編 2000）での土器の出土が知られていたが、近年の京奈和自動車道建設に伴う発掘調査によって、市域の低地部に位置する中西遺跡（藤元 2019 ほか）や玉手遺跡（木許ほか編 2017）、観音寺本馬遺跡（写真 2-1、岡田編 2013、木許・西村編 2015、本村編 2017）などにおいて縄文時代の住居や土器棺墓など多くの遺構が検出されるようになり、縄文時代における活発な交流の様相が明らかになってきている。

（2）弥生時代

弥生時代には、この地域への定住化が進行し、巨勢山古墳群の北方約 2.7 km にある鴨都波遺跡が南大和の拠点的大集落として繁栄する（木許編 1992、藤田・尼子編 1992 ほか）。それに加えて、近年の道路建設に伴って大規模な発掘調査が行われた中西遺跡（岡田編 2017 ほか）や秋津遺跡（岡田・絹畠編 2021 ほか）、今出遺跡（本村編 2019 ほか）、玉手遺跡（木許ほか編 2017）、茅原中ノ坊遺跡（花熊・木許編 2018）、新村・柳原遺跡（岡見 2017 ほか）、川にしねなりがき西根成柿遺跡（福西編 2011 ほか）、秋之本遺跡（光石ほか 2008 ほか）において住居跡や広大な水田跡（写真 2-2）が検出されたことで、早くからこの地域に数多くの人々が暮らしていた様子を復元できるようになってきている。巨勢山丘陵上には巨勢山境谷遺跡・巨勢山八伏遺跡・巨勢山中谷遺跡などの高地性集落が営まれ（木許編 2007 ほか）、その成立経緯には諸説あるものの、紛争などの社会事象も窺えるようになってくる。また、名柄遺跡からやや南西の地点では、外縁付鉦 II 式の銅鐸と多鉦細文鏡が発見されており（写真 2-3）、青銅器埋納地として古くから著名である（高橋 1919）。



写真 2-1 観音寺本馬遺跡 縄文時代晩期
土器棺墓に用いられた深鉢



写真 2-2 中西遺跡・秋津遺跡の弥生時代水田
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真 2-3 名柄出土銅鐸・多鉦細文鏡
(東京国立博物館提供)



1. 條ウル神古墳 2. 伏見遺跡 3. 南郷遺跡 4. 中西遺跡 5. 玉手遺跡 6. 観音寺本馬遺跡 7. 鴨都波遺跡 8. 秋津遺跡 9. 今出遺跡
 10. 茅原中ノ坊遺跡 11. 新村・柳原遺跡 12. 川西根成柿遺跡 13. 萩之本遺跡 14. 巨勢山境谷遺跡 15. 巨勢山八伏遺跡 16. 巨勢山中谷遺跡
 17. 名柄遺跡 18. 名柄銅鐸・銅鏡出土土地 19. 楠原遺跡 20. 太田遺跡 21. 西浦古墳 22. 鴨都波1号墳 23. オサカケ古墳 24. 宮山古墳
 25. みやす塚古墳 26. 火振山古墳 27. 屋敷山古墳 28. 鉢上罐子塚古墳 29. 極楽寺ヒビキ遺跡 30. 脇田遺跡 31. 北花内大塚古墳 32. 二塚古墳
 33. 平林古墳 34. 権現堂古墳 35. 新宮山古墳 36. 水泥北古墳 37. 水泥南古墳 38. 市尾墓山古墳 39. 市尾宮塚古墳 40. 巨勢寺 41. 二光寺廃寺
 42. 朝妻廃寺 43. 高宮廃寺跡 44. 棣山古墳 45. 鳥屋ミサンザイ古墳
 A. 巨勢山古墳群 B. 石光山古墳群 C. 寺口千塚古墳群 D. 寺口忍海古墳群 E. 山口千塚古墳群 F. 笛吹古墳群 G. 小林古墳群
 H. 石川古墳群 I. 吐田平古墳群 J. 北窪古墳群 K. ドンド垣内古墳群 L. 新沢千塚古墳群

図 2-11 史跡條ウル神古墳周辺の主要遺跡分布図

(3) 古墳時代

古墳時代になると、前期には鴨都波遺跡（豊岡 1989 ほか）において継続的な集落の展開が認められるとともに、檜原遺跡（藤田編 1994）や名柄遺跡（佐々木 2012）、太田遺跡（今尾ほか 1995）などの集落が金剛・葛城山麓に広がりをみせてくる。歴史的な評価は定まっていないものの、秋津遺跡において当該期最大級の方形区画施設や、独立棟持柱をもつ掘立柱建物なども検出されており（図 2-12、米川・菊井 2010 ほか）、当地域が成立当初のヤマト政権と密接な関わりがあった可能性が高い。ただし、大和東南部において大型前方後円墳が多数築造されていく時期にありながら、当地域における古墳の築造は顕著ではなく、鴨都波遺跡の付近に築かれた西浦古墳（梅原 1922）や、鴨都波 1 号墳（写真 2-4、藤田・木許編 2001）、やや離れた抜上地域のオサカケ古墳（島本 1938）などの小規模古墳しか確認されていない点は、当地域がもつ歴史的な意味を考える上で大変示唆的である。巨勢山 419 号墳（藤田編 2002）は、巨勢山古墳群中最古の、前期に遡る可能性のある一辺 11 m の方墳であり、巨大群集墳としての巨勢山古墳群とは切り離して考えるべきものかもしれないが、巨勢山丘陵における古墳築造の端緒として一定の評価は必要となろう。

古墳時代中期になると、当地域は古代豪族葛城氏の本拠として隆盛を極める。特にその象徴となるのが宮山古墳である（写真 2-5）。墳長 245 m を誇る前方後円墳で、周堤を含めた全長は 300 m を越える規模であったと推定される。上述した前期の古墳築造動向からすると、突如としてこの地域に現れたと評価することができ、近畿地方の大型前方後円墳において埋葬施設やその上面に設置された墳頂埴輪列などの実態が明らかになっている学術的にも貴重な古墳といえる（秋山・網干 1959）。古代豪族葛城氏の祖とされる葛城襲津彦の奥津城であるとされ（白石 1973）、巨勢山古墳群の築造に際しても宮山古墳の存在が重要な鍵になっていると考えられる。



図 2-12 秋津遺跡 方形区画施設
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真 2-4 鴨都波 1 号墳 粘土櫛



写真 2-5 史跡宮山古墳 全景（南から）



写真 2-6 史跡屋敷山古墳 全景（南東から）



写真 2-7 披上罐子塚古墳 全景（南西から）



写真 2-8 極楽寺ヒビキ遺跡（南西から）
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真 2-9 北花内大塚古墳（飯豊天皇埴口丘陵、南から）



写真 2-10 石光山古墳群（南西から）
(奈良県立橿原考古学研究所提供)

他にも宮山古墳のすぐ東側にあり、宮山古墳と近接する時期に築造されたと考えられるみやす塚古墳（網干 1959）や、葛城山東麓に築かれた火振山古墳（久保 1975 ほか）、屋敷山古墳（写真 2-6、菅谷 1975）、曾我川流域の山間部に築かれた墳長 150 m の規模を誇るわきがみかんすづか披上罐子塚古墳（写真 2-7、楠元編 1978 ほか）の存在も当地域における歴史叙述には欠かせない一級資料といえる。

これら古墳に加えて、金剛山東麓に広がる南郷遺跡群の存在は特筆される（坂編 1996 ほか）。広範囲に居住・生産・祭祀の要素が散在する渡来系要素の強い集落であり、板柱を用いた大型掘立柱建物が検出された極楽寺ヒビキ遺跡（写真 2-8、北中編 2007）や、首長居館の一部が検出された名柄遺跡（藤田 1991）、継続的な金属器生産の痕跡が確認されている脇田遺跡（神庭・青柳ほか 2019）などと合わせて、古代豪族葛城氏の権勢をありありと伝えている。

古墳時代後期になると、いくつかの遺跡で住居跡などが確認できるものの、集落の展開は不明瞭になる。古墳の築造に関しても大きな変化が見られるようになり、葛城山東麓には北花内大塚古墳（飯豊てんのうはにくちのおかのみさぎ天皇埴口丘陵、写真 2-9、土生田 1980 ほか）や二塚古墳（伊達 1962 ほか）、平林古墳（坂編 1994）などの前方後円墳が築造されるものの分布は散漫であり、対照的に巨勢山丘陵の東側に細長く伸びる巨勢谷地域において、大型横穴式石室をもつ古墳が連綿と築かれるようになる。主要なものは、権現堂古墳（河上 2001 ほか）、新宮山古墳（奈良県教育委員会 1980）（ともに県史跡）、水泥古墳（網干 1961b ほか）（国史跡）があげられ、高取町域の市尾墓山古墳（河上編 1984 ほか）や市尾宮塚古墳（木場編 2018）（ともに国史跡）なども含めて、古墳時代から古代にかけて権勢を誇った有力豪族巨勢氏との関係が想定されている。厳密には巨勢谷地域から外れるものの、本計画の対象である史跡條ウル神古墳（金澤編 2019）についても列島最大級の横穴式石室をもち、その特徴の一部が巨勢谷の例に似ることから、巨勢氏との関係が指摘されている。巨勢山古墳群は古墳時代後期の中頃に群形成のピークを迎えるが、歴史的関係の有無については明確になっていない。

これら巨勢谷地域の大型横穴式石室は、狭い地域に連続して首長墳が築造される現象から多くの研究

の素材として利用されており（河上 1979・1992 ほか）、大和における横穴式石室の編年研究や地域性研究などに大きな役割を果たしている。

古墳時代後期の金剛・葛城山東麓においては複数の群集墳が群形成を行っている。葛城山東方の独立丘陵上に立地する石光山古墳群（写真 2-10、河上ほか編 1976）や、葛城山東側斜面の尾根上に位置する寺口千塚古墳群（坂編 1991）、寺口忍海古墳群（千賀編 1988）、山口千塚古墳群（泉森・菅谷 1971 ほか）、笛吹古墳群（関川 1987 ほか）、小林古墳群（藤田 1987 ほか）、石川古墳群（白石 1974、金澤ほか 2019）、吐田平古墳群（網干 1961a）、金剛山東側斜面の尾根上に位置する北窪古墳群（廣岡 2002 ほか）、ドンド垣内古墳群（十文字編 2007）などがあげられ、中期に築造が開始されるものや終末期にまで築造が続くものも存在する。これら群集墳のなかには渡来系集団との密接な関わりが想定されるものも含まれており、金剛・葛城山東麓部は後期を中心に多様な集団の墓域として広く利用されていたと考えられる。

（4）古代～中世

古代の遺跡についてはほとんど明らかになっていないが、寺院の築造は盛んに行われている。伽藍配置が復元できるものは巨勢寺に限られるが（河上・木下編 2004）、近年の調査で新たに検出された二光寺廃寺（写真 2-11、廣岡 2006）では、金堂と考えられる礎石建物の一部が検出されるとともに、その周囲から多量の埴仏や瓦が出土している。その出土瓦の中には、近隣の朝妻廃寺（前園ほか 1978 ほか）や高宮廃寺（写真 2-12、松田ほか 1993 ほか）の瓦と同范のものがあり、密接な関連を有する可能性が考えられる。

奈良時代、大宝律令の制定によって天皇を中心とした二官八省の行政組織が中央でつくられたのに対し、地方では国郡里を単位とした行政区画が設けられた。国郡里制によって大和国は 15 の郡に分けられ、その内の葛上郡が御所市域に相当する。承平 5 年（935）に成立した『和名類聚抄』によると葛上郡は、日置・高宮・牟婁・桑原・上鳴・下鳴・大坂・檜原・神戸・余部の 10 郷からなり、その内の牟婁郷は、江戸時代の地誌である『大和志』では現在の御所市室に比定され、その中に條も含まれていたと思われる。

平安時代になると、都が京都に遷ったこともあり、大和は藤原氏を中心とした貴族層によって田地が開墾され、荘園が増加した。それと同時並行で興福寺や東大寺などの有力寺社も荘園を増やし、大和平野には国司の支配権が及ばない土地が広がった。葛上郡は興福寺の支配が及んでいたようで、延久 2 年（1070）の『興福寺大和国雜役免坪付帳』によると、葛上郡にあった長柄庄、西菓子庄、石摩庄、今木庄、西井殿庄が興福寺の雜役免田となっていた。条里制で言うところの葛上郡三十六条四里に位置する條は石摩庄に含まれ、巨勢寺田に設定されていた。また、石摩庄西部には室庄があった。室庄は鎌倉時代から存在する荘園であり、後鳥羽天皇皇子の桜井宮貞仁法親王の所領であった。延慶 3 年（1310）の「春日若宮領伴田東莊注文」（『千鳥家文書』）の坪付に「三十七条二里 三十五坪 二反半 ムロ 観世王殿」と記載されている。



写真 2-11 二光寺廃寺 金堂（東から）
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真 2-12 史跡高宮廃寺 金堂（東から）
(奈良県立橿原考古学研究所提供)

平安末期の興福寺は、平清盛が大和国の大和守に任命され、興福寺が大和国に事実上の支配者となった。興福寺は荘園支配を基盤におきつつ、地侍たちを家来化し、衆徒・国民として編成し軍事的役割を担わせた。衆徒は興福寺を中核とした北大和に拠点を置いた集団だが、国民は南大和に集中し春日社末社の神人であった。この衆徒・国民は南北朝から戦国期にかけて活躍し、後に戦国大名化を遂げた筒井氏も元は興福寺の衆徒の棟梁であった。葛上郡の地侍は国民であり、権原・吐田・俱戸羅氏などが存在したが、室町時代以降は権原・吐田の両氏が勢力を伸長させ、権原郷・吐田郷を形成した。

巨勢山丘陵一帯は、室町後期頃より吐田氏被官の室氏の拠点となる。室町後期の史料である「越智郷反錢収納算用状」(『春日大社文書』)には室方として「室庄 五町」とあり、戦国期の「春日進官領納帳」(天理図書館所蔵文書)には「吐田室領 合式斗式升」と室氏の拠点を示すような記録がある。『経覚私要抄』文明3年(1471)6月9日条には「今朝自奈良原室城へ押寄候、吐田ノ豊田ハ室聟ナル間、城馳入之間」とあり、応仁・文明の乱の際に室氏は越智・古市方(西軍)の豊田氏の親戚であったため、筒井・十市方(東軍)の権原氏に攻められている。なおここに登場する室氏の居城である「室城」は「城山」とも称されており、宮山古墳南方丘陵(現在の御所市城山台)にあったとされる。また、室庄の南方の巨勢山丘陵のほぼ中央に所在した朝町莊は室町期に成立したとされ、当初は興福寺大乗院門跡領であったが、室町後期になると権原氏の所領となった。さらに南方の寺田郷は一乗院門跡領として南北朝期に成立しており、中世の巨勢山丘陵は複数の支配者が入り組んでいたことが分かる。

(5) 近世

戦国時代の争乱で在地武士たちの勢力が衰退していくと、代わって豊臣秀吉の弟秀長が郡山城主として入部した。大和は豊臣政権のもと、検地や刀狩りが実施されたことで兵農分離が進み近世村落社会へ移行する。

巨勢山丘陵一帯には室村をはじめ、朝町村や寺田村、多田村などがあった。室村は慶長郷帳によると新庄藩領であり、寛永期に一部が旗本桑山氏と新庄藩の相給地(複数領主による支配)となって以降は、幕府や郡山藩、権羅藩など支配者が幾度も交代した。また、寛文年間(1661~1673)以降、室村の一部が分村し、条村(幕府領)が成立した。朝町村は当初は新庄藩領となり、天和2年(1682)からは幕府領に編入される。船路・五百家付近まで続く朝町鉱山は江戸時代初期から銅鉱山として知られていたという。寺田・多田両村は、当初は近江小室藩領だったが、天明期(1789~)以降は幕府領となった。上記のように近世の巨勢山丘陵は中世に引き続き複数の領主が入り組んでおり、その変遷も激しかったことが分かる。

(6) 近代

明治4年(1871)7月の廃藩置県によって、現御所市域の村々は奈良県または権羅県に属したが、同年11月には大和を管轄する奈良県が設置されることとなった。その後、奈良県は堺県または大阪府に併合された時期もあったが、明治20年(1887)には奈良県の再設置が実現し、現在に至る。

明治22年(1889)の町村制施行に伴い、御所町、吐田郷村、秋津村、掖上村、葛城村、葛村、忍海村、権羅他七ヶ村組合村(のち大正村)が成立した。第二次大戦後、町村合併促進法に基づく町村合併が相次ぎ、昭和33年(1958)には現在の市域を包括する御所市が発足した。

※上記の「2 歴史的環境」の古代から近世にかけての記述は主に以下の文献を参考に作成した。

- ①平凡社編『日本歴史地名大系第30巻 奈良県の地名』平凡社、1981年
- ②「角川日本地名大辞典」編『角川日本地名大辞典29 奈良県』角川書店、1990年
- ③奈良県史編集委員会『奈良県史 1 地理-地域史・景観』名著出版、1985年
- ④御所市史編纂委員会『御所市史』御所市役所、1965年

3 社会的環境

(1) 人口

御所市全体の人口・世帯数は、令和7年10月31日時点で22,742人、世帯数11,873世帯、高齢化率42.8%である。人口の増減状況をみると、平成8年から減少傾向となっている。御所市統計書によると、10年前の平成26年で28,128人、5年前の令和1年で25,638人であり、令和6年の23,295人と比較すると、この5年で2,343人減少、減少率は約9.1%となっている（図2-13）。総務省統計局による将来の人口推計をみると、2050年には人口10,788人、高齢化率58.2%となっており、このままでは市勢の減衰に歯止めが効かない状態といえる（図2-14・15）。

史跡條ウル神古墳が位置する御所市大字條地区に限定して人口の状況をみると、人口規模が小さい

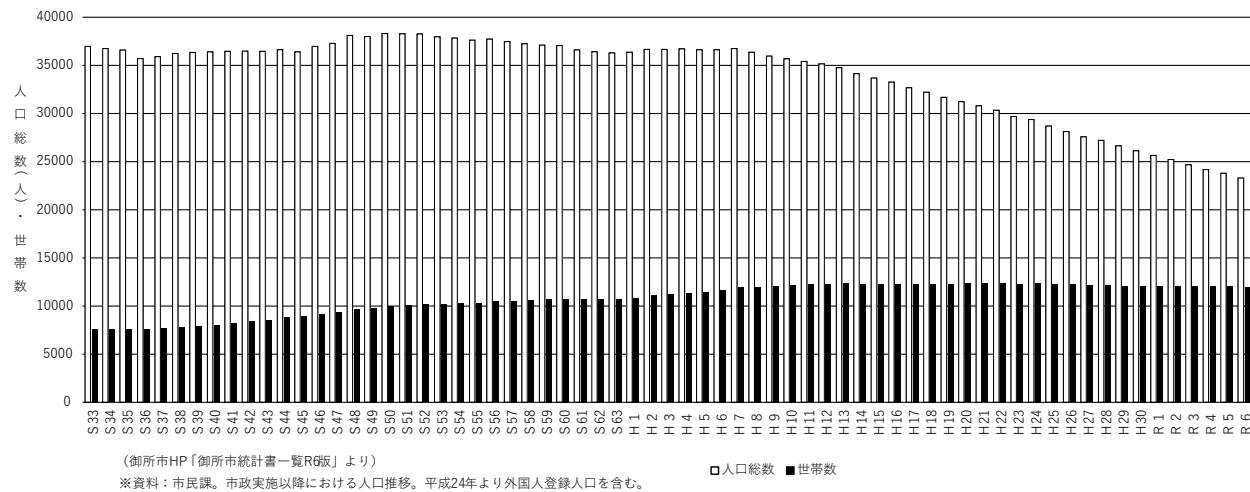


図2-13 御所市の年次別人口・世帯数

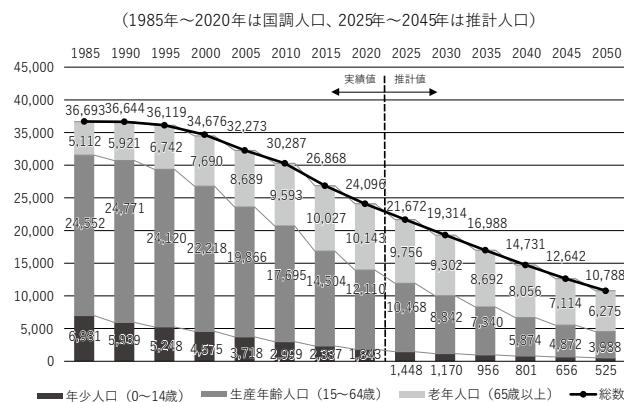


図2-14 年齢別人口の推移（御所市全体）

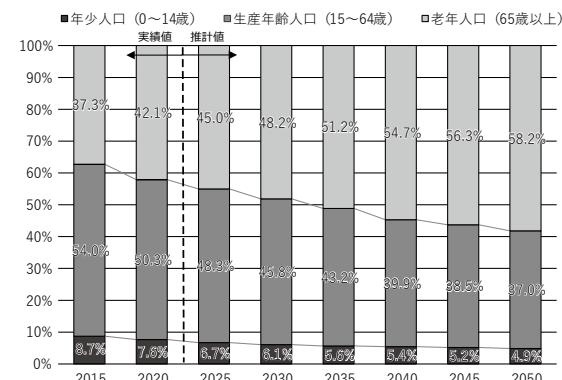


図2-15 今後の高齢化率の予想（御所市全体）

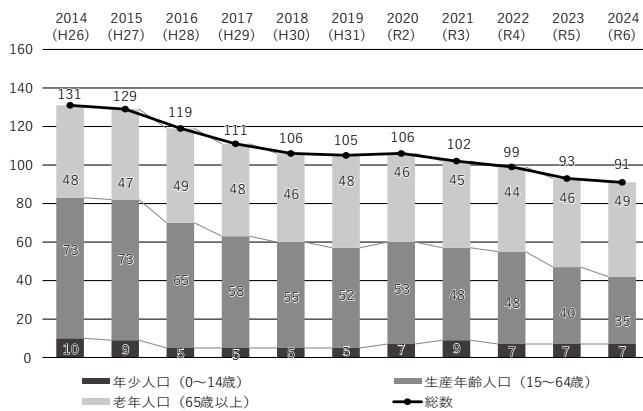


図2-16 年齢別人口の推移（大字條地区）

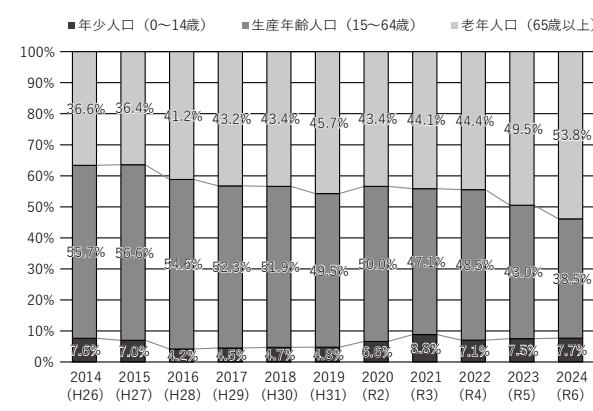


図2-17 高齢化率の変化（大字條地区）

ため御所市全体の変遷とやや異なる様相をみせており、生産年齢人口は継続的に減少しているものの、老人人口や年少人口についてはほぼ横ばいとなっている（図2-16）。高齢化率については、平成27年時点では御所市全体37.3%に対して條地区36.4%とほぼ同値であったが、令和2年には御所市全体42.1%に対して條地区43.4%と上回る数値になっており、御所市の他地区と比較してより早く高齢化が進んでいる現状が認められる（図2-17）。

(2) 産業

御所市の産業は、製造業や卸売・小売業の事業所が多く、従業者数では医療・福祉の数が多い。製造業では特に化学、電気機械器具、プラスチック製品の出荷額が多く、本計画地の北側にもそういった製造業の事業所が複数存在している。

農業については、総農家数 1,376 戸（平成 27 年調査時点）のうち 45.2% が自給的農家、農業所得を従とする第 2 種兼業農家が 37.5% であり、近年その規模は大きく減少している。

史跡條ウル神古墳の周囲をみると、南側には以前まで採石場として利用され現在は残土処理場となっているエリアがあるものの、西・北側には條集落、東側には耕作地があるのみで目立った事業所はなく、北側は国道309号線沿いまで出ると、変電所や工場、資材置き場などが一定数存在している。

(3) 交 通

御所市の幹線道路は、市域を南北に縦貫し京都と和歌山方面を結ぶ国道24号線と、大阪府と吉野方面を結ぶ東西道の国道309号線がある。これら国道に、主要地方道御所香芝線、大和高田御所線、玉

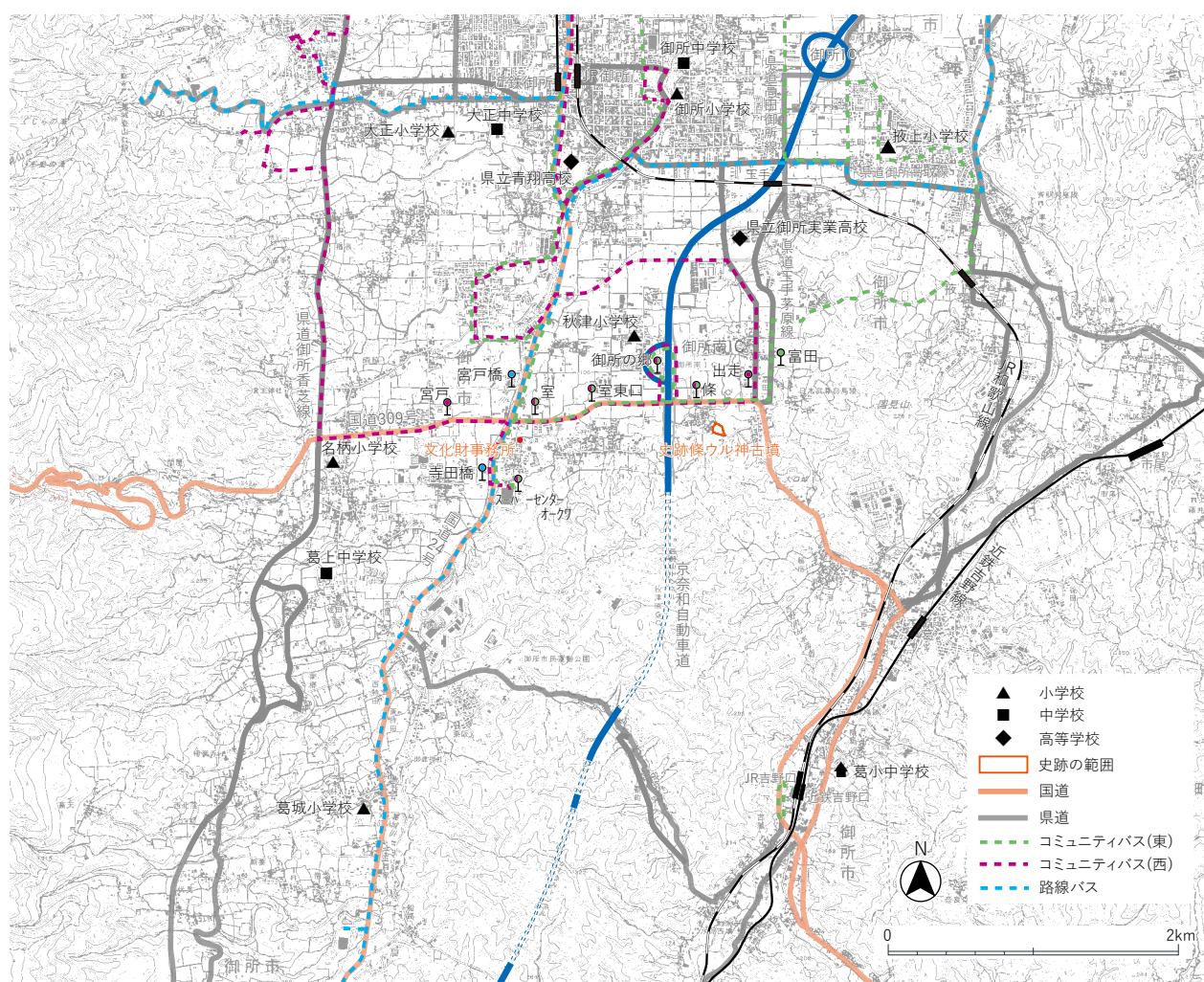


図 2-18 史跡條ウル神古墳周辺の交通網と市内教育施設配置図

手茅原線などの県道が連絡している。「山麓線」と呼ばれている御所香芝線は、南阪奈道路と接続するなど、広域アクセス道路としても利用されている。

また、京都－奈良－和歌山を結ぶ高規格道路の京奈和自動車道も整備され、市内には御所 IC と御所南 IC・PA がある。京奈和自動車道の整備によって、近畿一円への自動車交通の利便性が向上し、観光振興や産業活動の活性化も期待されている。

鉄軌道では、王寺駅で関西本線と接続する JR 和歌山線が南北に走り、市内に 4 つの駅が設置されている。また、尺土駅で近畿日本鉄道南大阪線と接続し、近鉄御所駅を終点とする近鉄御所線が走る。また橿原神宮前駅から吉野駅までを結ぶ近畿日本鉄道吉野線が市域の東部を南北に走っており、2 つの駅が設置されている。

バス路線では、奈良交通が近鉄御所駅発着で、新宮駅・五條バスセンター行きおよび大和八木駅・近鉄大和高田駅行きの南北の路線が運行されている。また、市域北半に限られるが、市役所などの公共施設や鉄道駅を結ぶ市営コミュニティバスもあり、東西 2 つのコースで運行されている（図 2-18）。

周辺の主要都市および空港から御所市までのアクセス手段と所要時間は図 2-19 の通りで、奈良市内や大阪市内、関西国際空港などからは自動車でのアクセスが 1 時間程度であり、利便性は悪くない。鉄道に関しても京都や和歌山方面からは 100 分程度の時間を要するが、奈良市内や大阪方面からは 40 分程度でアクセスが可能となっている。

さらに史跡條ウル神古墳周辺までのアクセスをみると、御所市の主要駅である JR 御所駅・近鉄御所駅からは徒歩の場合は約 50～60 分、最寄り駅である JR 玉手駅からは 30 分程度を要する。近鉄御所駅からバスを利用する場合、奈良交通バスでは室交差点付近のバス停宮戸橋まで約 6 分、合計所要時間



●奈良市方面から

[鉄道] JR 奈良駅→御所駅（王寺駅経由）（約 40 分）

近鉄奈良駅→近鉄御所駅（西大寺・橿原神宮前・尺土駅駅経由）

（約 50 分）

[道路] 京奈和自動車道経由（約 40 分）

●京都方面から

[鉄道] JR 京都駅→JR 御所駅（奈良・王寺駅駅経由）（約 100 分）

近鉄京都駅→近鉄御所駅（西大寺・橿原神宮前・尺土駅駅経由）

（約 80 分）

[道路] 京奈和自動車道・第二京阪道路・近畿自動車道・南阪奈道路経由（約 80 分）

●大阪方面から

[鉄道] JR 天王寺駅→JR 御所駅（王寺駅駅経由）（約 40 分）

近鉄阿部野橋駅→近鉄御所駅（尺土駅駅経由）（約 40 分）

[道路] 近畿自動車道・南阪奈道路経由（約 40 分）

●和歌山方面から

[鉄道] JR 和歌山駅→JR 御所駅（五条駅駅経由）（約 100 分）

JR 和歌山駅→JR 御所駅（天王寺・王寺駅駅経由）（約 90 分）

[道路] 阪和自動車道・南阪奈道路経由（約 80 分）

●関西国際空港から

[鉄道] JR 関西空港駅→近鉄御所駅（天王寺・阿部野橋駅駅経由）（約 80 分）

[道路] 関西空港自動車道・阪和自動車道・南阪奈道路経由（約 60 分）

●大阪国際空港から

[鉄道] 大阪国際空港→近鉄御所駅（空港バス利用、阿部野橋駅駅経由）

（約 90 分）

[道路] 中国自動車道・近畿自動車道・南阪奈道路経由（約 60 分）

●名古屋方面から

[鉄道] 近鉄名古屋駅→近鉄御所駅（橿原神宮前・尺土駅駅経由）（約 130 分）

[道路] 東名阪自動車道・名阪国道・京奈和自動車道経由（約 170 分）

図 2-19 史跡條ウル神古墳への周辺主要地点からのアクセス手段と所要時間

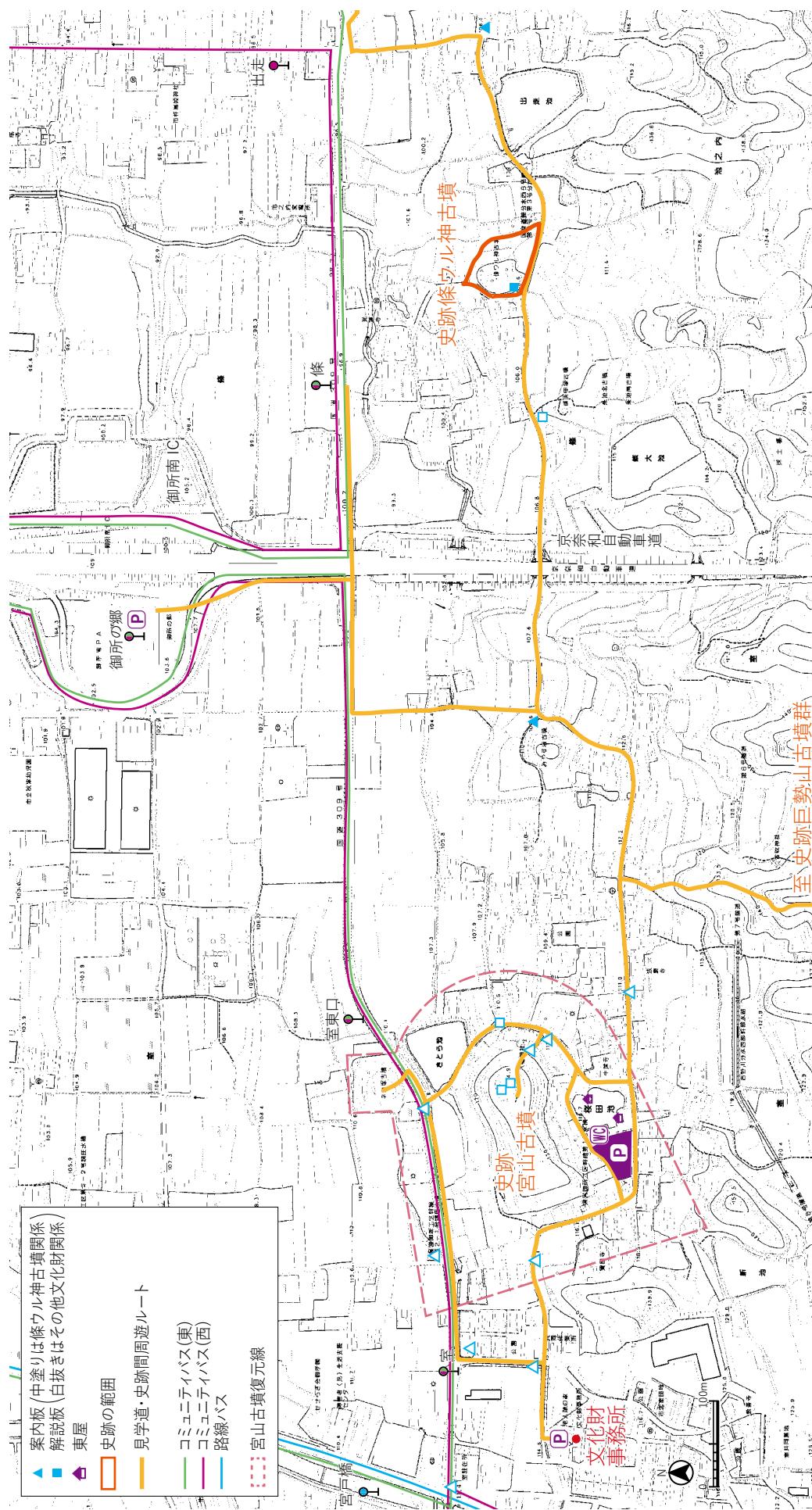


図 2-20 史跡條ワル神古墳周辺の見学ルートと案内板等設置状況

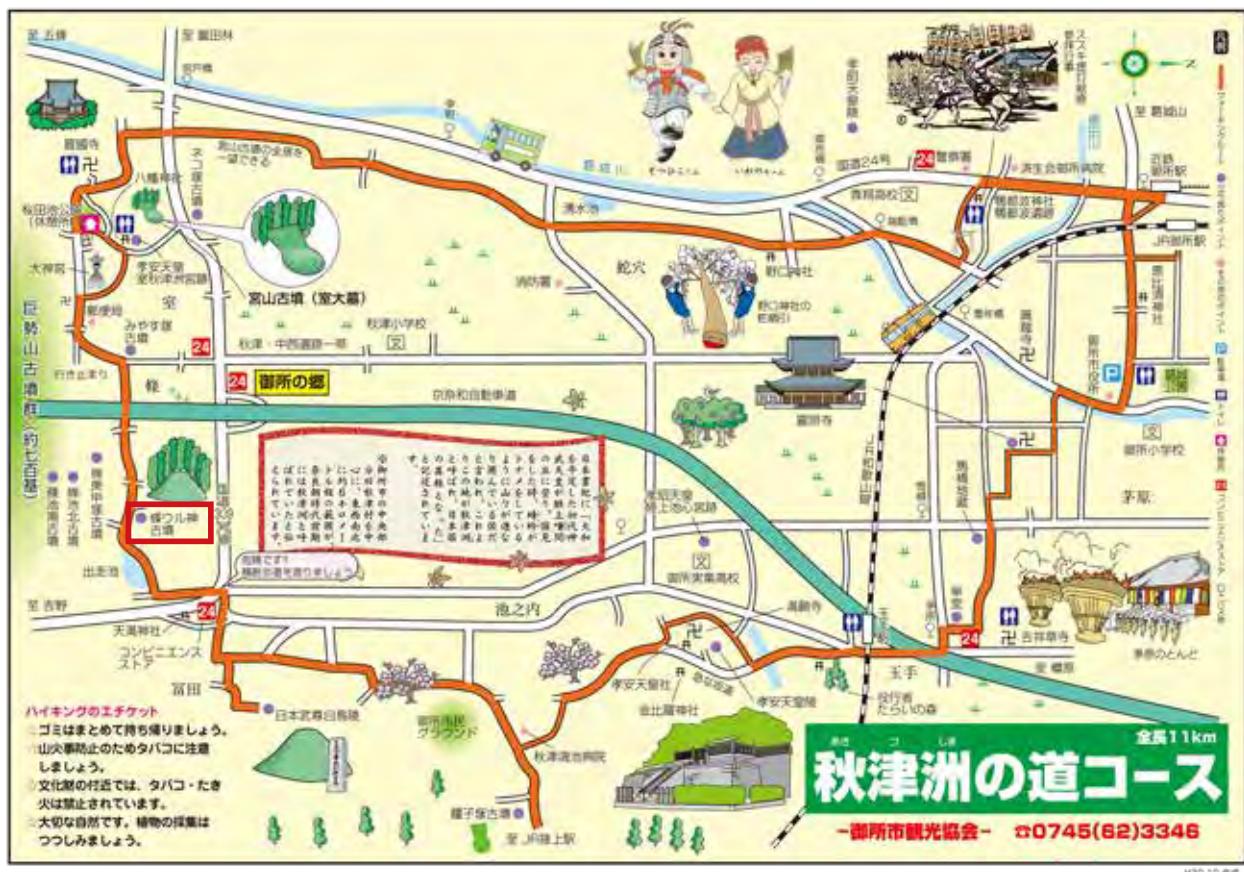


図 2-21 「秋津洲の道コース」案内マップ

30分程度、コミュニティバスではバス停條まで約40分かかり、バス停から史跡條ウル神古墳までは徒歩約5分でアクセスできる。ただし路線バスについては1時間に1本程度の本数しかなく、コミュニティバスに至っては2時間から3時間に1本程度と決して利用しやすい交通手段とは言い難い。自動車を利用する場合は、史跡指定地の西に市道秋津93号線、南に市道室・出走線が接しているものの、どちらも幅員4m以下の狭い道路となっており、直接古墳近傍まで訪れるることは難しい。しかし北西には京奈和自動車道御所南IC・PAがあり、PAから古墳までは徒歩15分程度である。また、至近の位置に立地する史跡宮山古墳見学時の駐車スペースとして利用可能な桜田池公園からのアクセスについても、徒歩15分程度となっており、自動車と徒歩を併用してのアクセスは他の交通手段に比べると比較的良好といえる（図2-20）。

このようにみると、自動車を除く史跡條ウル神古墳へのアクセスは決して良いとは言えず、比較的アクセスの良い自動車についても、来訪者のための駐車スペースが史跡指定地の付近になく、少し離れた桜田池公園の広場や御所南PAとなっており、それぞれの地点から史跡指定地までの案内板もほとんど設置されていないため、初めて訪れる人にとっては非常に利用しにくい状況といえる。

現状では、史跡條ウル神古墳への案内板は、宮山古墳とのほぼ中間地点に位置するみやす塚古墳の丁字路と、史跡條ウル神古墳から東へ 250 mほど進んだ丁字路の 2箇所のみであり、非常に少ない（図 2-20）。この案内板は、御所市観光協会が「秋津洲の道」として設定しているコース上に設置されており（図 2-21）、このコースに沿って来訪する見学者に対しては誘導効果があるものの、史跡條ウル神古墳に直接訪れる見学者にとっての適当な配置になっているとは言えない。加えて、自動車で来訪する見学者に対した駐車場の案内も十分にできていないため、史跡指定地周囲の狭い道路への路上駐車を引き起こしかねない状況にもなっている。

史跡條ウル神古墳には行楽シーズンを中心に観光客が訪れているが、その実数や具体的なアクセス方法については十分な情報が得られていない。そのような中、日常的な問い合わせや史跡條ウル神古墳に

ほど近い場所にある御所市文化財事務所展示室へのアクセス方法などを参考にすると、やはり自動車での来訪者が多い印象を受ける。ただし、市内の他の観光スポットと合わせて来訪される方の中には鉄道・バス・徒歩を組み合わせて来られる方も一定数おられるようであり、その際は上でも触れた市観光協会が発行している観光マップを頼りに来られる来訪者が多い。ただしその場合も史跡や駐車スペースの位置に関する問い合わせは多くあり、来訪者に向けたアクセス方法の周知には課題が多い現状といえる。

(4) 土地利用

史跡指定地周辺の土地利用は、南側の巨勢山丘陵の一部が残土処分場として利用されている以外は基本的に住宅と耕作地となっている。

(5) 地域資源

地域資源は、文化財とその他に分けて考えることができる。

●文化財

御所市には、国指定文化財 12 件、県指定文化財 12 件、市指定文化財 8 件、国認定文化財（重要美術品）4 件、国登録文化財 8 件がある（表 2-1、図 2-22）。常時見学できないものもあるが、国史跡條ウル神古墳のほかに、国史跡の宮山古墳、水泥古墳、県史跡の新宮山古墳や権現堂古墳は日々見学者が絶えない。『万葉集』に多く詠われた巨勢谷を通る巨勢路沿いに残る国史跡巨勢寺塔跡は、飛鳥～平安時代の寺院跡である。

表 2-1 御所市内指定文化財一覧

No.	区分	指定年月日	名 称	員数	所有者又は管理者
1	史跡	大正 10 年 3 月 3 日 (1921. 3. 3)	宮山古墳		管理 御所市 (大字 室)
2		平成 14 年 12 月 19 日 (2002. 12. 19)	巨勢山古墳群		御所市・個人 (大字 室・西寺田・ 城山台・多田・朝町・條)
3		昭和 2 年 4 月 8 日 (1927. 4. 8)	巨勢寺塔跡		管理 御所市 (大字 古瀬)
4		昭和 2 年 4 月 8 日 (1927. 4. 8)	高宮廃寺跡		管理 御所市 (大字 鴨神)
5		昭和 9 年 3 月 13 日 (1934. 3. 13)	金剛山		葛木神社 (大字 高天)
6		昭和 36 年 7 月 6 日 (1961. 7. 6)	水泥古墳		個人 (大字 古瀬)
7		令和 3 年 10 月 11 日 (2021. 10. 11)	條ウル神古墳		管理 御所市 (大字 條)
8		昭和 53 年 3 月 28 日 (1978. 3. 28)	権現堂古墳		大字 横野
9		昭和 53 年 3 月 28 日 (1978. 3. 28)	新宮山古墳		個人 (大字 稲宿)
10	天然記念物	昭和 58 年 3 月 15 日 (1983. 3. 15)	大川杉		高鴨神社 (大字 東佐味)
11		平成 26 年 11 月 28 日 (2014. 11. 28)	葛城山のギフチョウ（卵、幼虫、蛹、成虫）	不定	金剛葛城観光開発株式会 社他 7 名
12	建造物	明治 35 年 7 月 31 日 (1902. 7. 31)	高鴨神社本殿 三間社流造、正面軒唐破風付、檜皮葺 附 棟札 1 枚	一棟	高鴨神社 (大字 鴨神)
13		昭和 36 年 3 月 23 日 (1961. 3. 23)	安楽寺塔婆 桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、 本瓦葺（本三重塔初重）	一基	安楽寺 (大字 稲宿)
14		昭和 43 年 4 月 25 日 (1968. 4. 25)	中村家住宅 桁行 22.14 m、梁間 13.194 m、 入母屋造段違、本瓦葺	一棟	個人 (大字 名柄)
15		昭和 33 年 3 月 20 日 (1958. 3. 20)	高鴨神社摥社東神社本殿 三間社流造、檜皮葺 附 棟札 5 枚	一棟	高鴨神社 (大字 鴨神)

No.	区分	指定年月日	名 称	員数	所有者又は管理者
16	建造物 県	昭和 33 年 3 月 20 日 (1958. 3. 20)	長柄神社本殿 一間社春日造、銅板葺 附 棟札 17 枚	一棟	長柄神社 (大字 名柄)
17		令和 5 年 3 月 24 日 (2023. 3. 24)	赤塚家住宅（主屋、内蔵、風呂棟、客用門） 附 客用門両脇塀、井戸屋形、井戸屋形両脇塀	四棟	御所市教育委員会 (本町)
18		市 平成 15 年 6 月 1 日 (2003. 6. 1)	八幡神社 本殿	一棟	伏見八幡神社 (大字 伏見)
19			同 摂社 天児屋根命社 本殿	一棟	
20			同 摂社 天照大神社 本殿	一棟	
21		平成 15 年 6 月 1 日 (2003. 6. 1)	鴨都波神社 本殿	一棟	鴨都波神社 (宮前町)
22			中井家住宅 主屋	一棟	個人 (南中町)
23			中井家住宅 座敷棟	一棟	
24	国 (登録)	平成 19 年 10 月 2 日 (2007. 10. 2)	中井家住宅 土蔵	一棟	
25			南家住宅 主屋	一棟	個人 (大字 池之内)
26			南家住宅 別座敷	一棟	
27		令和 3 年 10 月 14 日 (2021. 10. 14)	南家住宅 道具蔵	一棟	
28			南家住宅 門屋及び庭門	一棟	
29			南家住宅 木塀	一基	
30		昭和 24 年 2 月 18 日 (1949. 2. 18)	さくら茶屋（山本家住宅長屋）	一棟	個人 (鴨口町)
31			木造 大日靈命座像	二軀	鴨山口神社 (大字 櫛羅)
32			御靈大神座像	一軀	
33	重要 美術品 県	昭和 24 年 5 月 26 日 (1949. 5. 26)	木造 阿弥陀如来座像	一軀	龍正寺 (大字 名柄)
34		昭和 24 年 5 月 26 日 (1949. 5. 26)	木造 十一面觀音立像	一軀	勝福寺 (大字 西寺田)
35		昭和 24 年 5 月 26 日 (1949. 5. 26)	木造 阿弥陀如来座像	一軀	勝福寺 (大字 西寺田)
36		昭和 59 年 3 月 14 日 (1984. 3. 14)	木造 地藏菩薩立像	一軀	福応寺 (大字 出屋敷)
37		昭和 35 年 3 月 30 日 (1960. 3. 30)	大刀 銘 景光	一口	管理責任者 葛木神社 (大字 高天)
38	考古資料 重要 美術品 市	昭和 13 年 9 月 5 日 (1938. 9. 5)	帽形埴輪	一筒	個人
39		平成 9 年 3 月 25 日 (1997. 3. 25)	草場権関係文書一括	五点	水平社博物館 (大字 柏原)
40		平成 18 年 4 月 1 日 (2006. 4. 1)	文政十三年おかげ参り施行関係文書	二九点	御所市教育委員会
41		平成 29 年 3 月 1 日 (2017. 3. 1)	吉村虎太郎の襯衣（肌襦袢） 附 德富蘇峰筆「吉村重郷 襯衣 盡忠報國」極め箱	一点	個人
42	歴史資料 市	令和 6 年 4 月 26 日 (2024. 4. 26)	寛保二年御所町検地関係文書 附 「御検地用集帖」箱	一点	御所市教育委員会
43		平成 8 年 3 月 22 日 (1996. 3. 22)	鴨都波神社祭礼渡御図絵馬	一面	鴨都波神社 (宮前町)
44		昭和 53 年 3 月 28 日 (1978. 3. 28)	東佐味 六斎念仏		東佐味六斎講 (大字 東佐味)
45		昭和 58 年 3 月 15 日 (1983. 3. 15)	茅原のトンド		吉祥草寺 茅原のトンド 行事保存会 (大字 茅原)
46		平成 12 年 3 月 31 日 (2000. 3. 31)	御所の献灯行事		鴨都波神社 ススキ提灯保存会（御所）
47	無形民俗 市	平成 26 年 11 月 28 日 (2014. 11. 28)	蛇穴の蛇曳き汁掛け祭り 附 木造龍像 嘉永七年銘『野口大明神社記』 明治六～亥九年銘『野口社祭礼旧式』 明治二八～三八年銘『野口神社祭典式并ニ什宝帳』 昭和八年銘『野口神社祭礼書類箱』	一件 一点 一点 一点 一点	蛇穴区長 (大字 蛇穴)

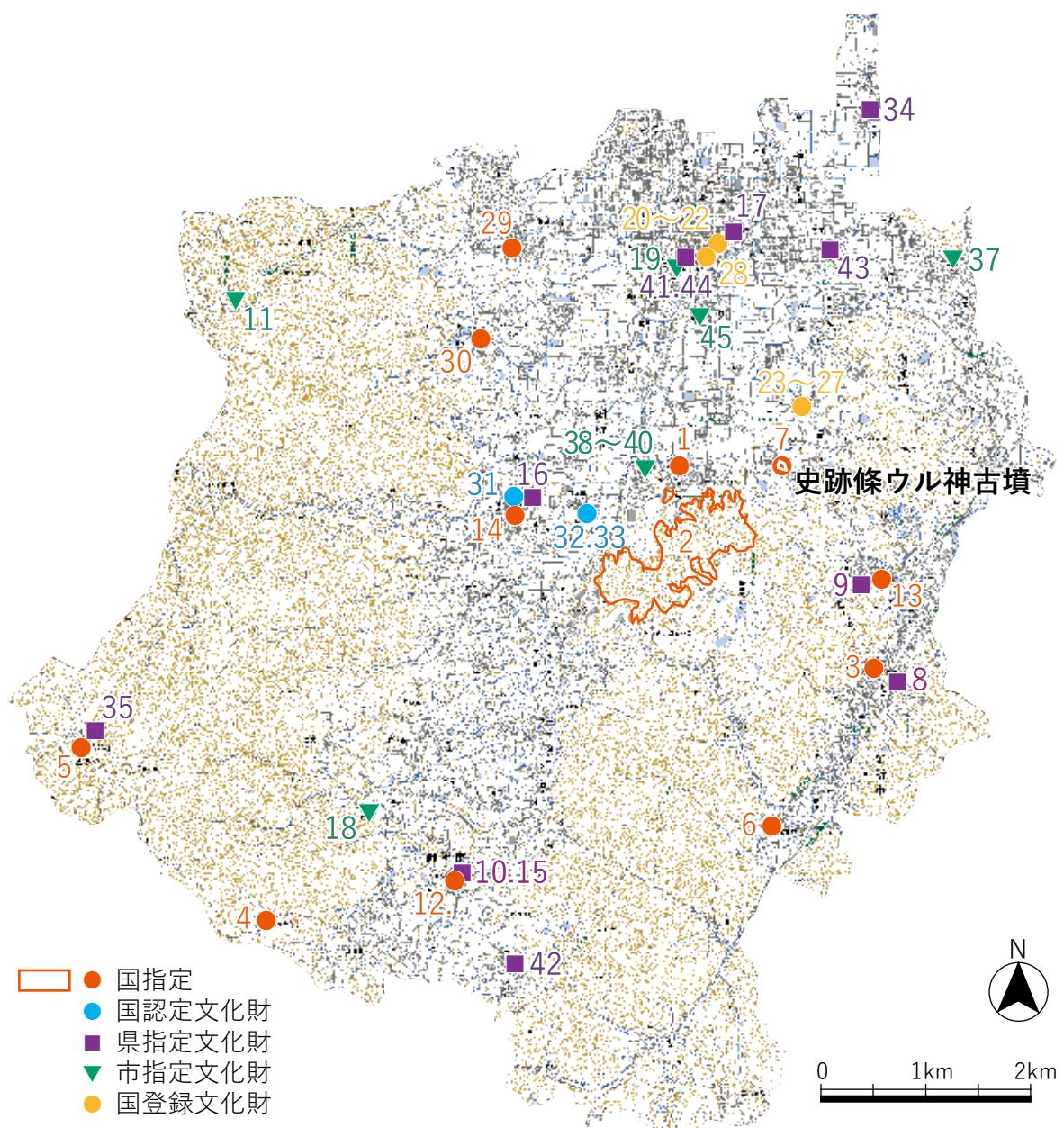


図 2-22 御所市内指定文化財等分布図（個人蔵除く）

市域の西側を画する金剛・葛城山は修験道の行場として知られ、初期の山岳寺院である国史跡の高宮廢寺跡をはじめとして、山麓部には未指定のものも含めると多数の古代寺院が造営された。また、延喜式内社である神社も多く残っており、指定文化財をもつ高鴨神社や長柄神社、鴨都波神社をはじめとして、高天彦神社、多太神社などが集中して存在している。令和2年には、和歌山県和歌山市友ヶ島から奈良県王寺町亀の瀬に至る葛城修験にまつわるストーリーが日本遺産に認定された。

葛城山山頂では、市指定文化財の天然記念物である「葛城山のギフチョウ」が生息しており、ミヤコアオイと合わせて保護されている。

御所市の中心市街地は「御所まち」と呼ばれ、江戸時代に商人町の西御所と寺内町の東御所として発展し、現在も当時の地割や伝統的建造物群の街並みを良く残している。

このように御所市域は、古代葛城氏・巨勢氏の本拠地として、また金剛・葛城山の自然を背景にした宗教関連施設や歴史的建造物などが多く残る地域として、豊かな文化遺産に恵まれた地といえる。

● その他の地域資源

史跡條ウル神古墳の西約 1.4km には、文化財の収蔵・調査・整理・研究の中心となる御所市文化財事務所があり、小規模ではあるものの、市域の歴史・文化遺産を扱った常設展示や企画展示などを実施している。ただし、常設展示のスペースに限りがあるため、史跡條ウル神古墳に関しては解説パネルのなかでわずかに触れている程度に留まり、出土品を展示するまでには至っていない。

市内の教育施設については、7 つの市立小学校と 4 つの市立中学校、加えて県立の中高一貫校が 1 校、県立高等学校が 1 校ある（図 2-18）。史跡條ウル神古墳が所在する條地区は、秋津小学校および御所中学校の校区になっているが、古墳自体の整備・活用が十分にできていないため、今のところ校外活動といった学校教育には活用されていない。高校との連携については、史跡條ウル神古墳と直接の関係はないものの、SSH (Super Science Highschool) に指定されている県立青翔高校とは遺跡出土種子の同定作業で連携し、環境保全や農業生物の育成について学ぶことができる県立御所実業高校の環境緑地科とは、平成 29 年に当市で開催した弥生時代のくらしをテーマにした企画展示において、生物多様性をテーマとしたスポット展示を行うなどいくつかの試みはなされており、史跡條ウル神古墳の保存活用においても同古墳に即した内容の連携が期待される。

史跡條ウル神古墳周辺の観光施設としては、京奈和自動車道御所南 PA 内に「御所の郷」と呼ばれる多目的施設がある。施設内にはフードコートや特産品販売、情報発信スペースがあり、京奈和自動車道建設に先立つ発掘調査で明らかとなった秋津遺跡・中西遺跡の調査成果などを解説するパネルがわずかに掲示されている。

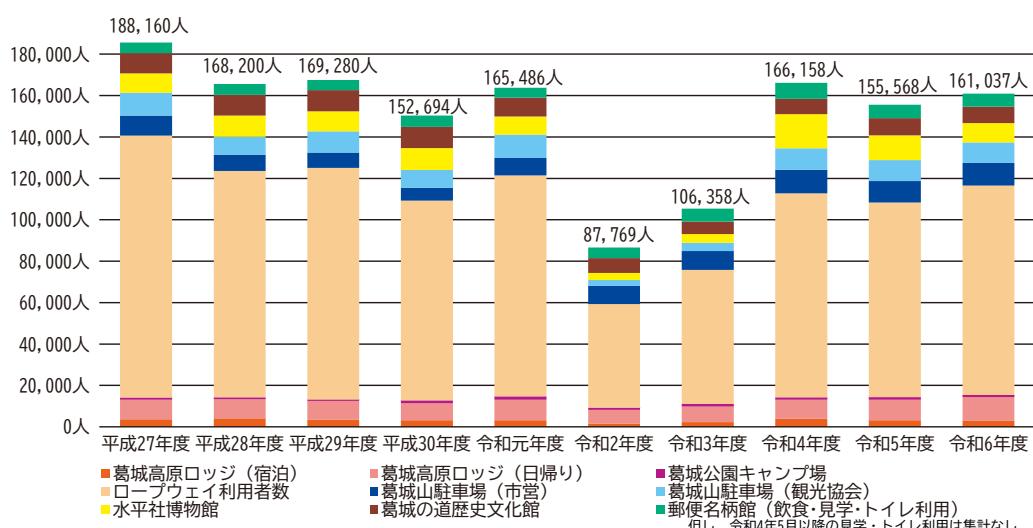


図 2-23 御所市主要観光施設 入込客数の変化

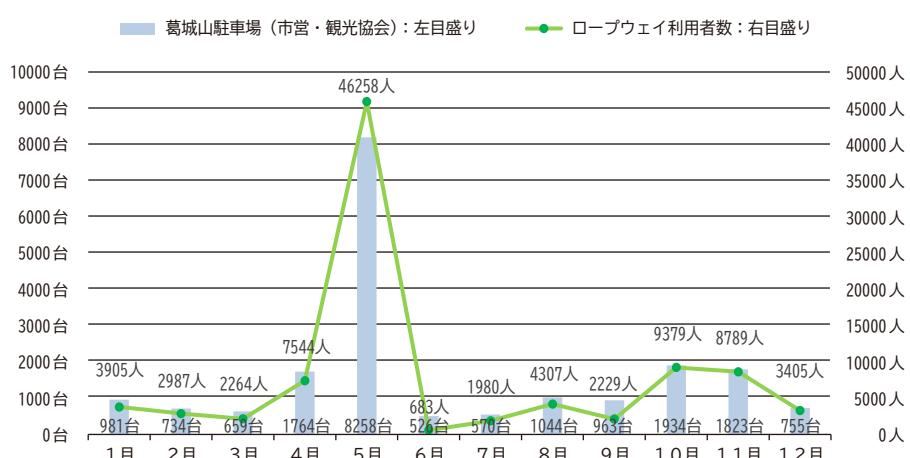


図 2-24 葛城山来訪者数の推移（令和6年）

市域全体に目を向けると、葛城山頂の宿泊施設である葛城高原ロッジや葛城高原キャンプ場、水平社運動の歴史を継承・発信する水平社博物館、葛城の歴史を伝えるだけでなく地域の環境保全活動の拠点的役割を担う葛城の道歴史文化館、大正レトロな郵便局舎をリノベーションし郵便の歴史資料を展示するカフェスペースである郵便名柄館などが市域各所に点在している。これら主要観光地への入込客数は、平成27年において約18.5万人であったものが、ここ数年減少傾向にあり、近年は16万人前後で推移していた。新型コロナウィルス感染症による影響が現れた令和2・3年は大きく数を減らしたものの、令和4年にはもとの水準にまで戻ってきている（図2-23）。

自然環境としては、史跡指定地からやや離れるが、市域の西部に自然公園である金剛生駒紀泉国定公園があり、金剛・葛城山ともに近畿地方の人口集中地である大阪や京都からのアクセスが良いことから、登山・ハイキングに訪れる人が多い。特に、葛城山頂には「一目百万本」といわれるツツジの大群落があり、満開を迎える5月中頃には真っ赤に染まった葛城山に観光客が後を絶たない（図2-24）。

金剛・葛城山の山麓部には、美しい棚田の風景が現在も広く残っており、9月頃には黄金色に色づき始めた稻と、畦道を埋め尽くす彼岸花の目の覚めるような赤色のコントラストが、全国から多くのフォトグラファーを惹きつけている。

（6）法的規制

計画地周辺における文化財保護法以外の法的規制については、以下のものがあり、これら対象となる地域においては開発等の行為に際して一定の制限がある。

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域
- ・奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区
- ・都市計画法に基づく市街化調整区域
- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域
- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

宅地造成等工事規制区域（図2-25）は、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアとされており、区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合には、県知事の許可が必要である。史跡條ウル神古墳は、本規制区域に含まれているため、今後の整備内容によっては所定の手続きが必要となる（問い合わせ先：奈良県建築安全課）。

景観保全地区（図2-24）は、森林、山岳、高原、丘陵、古墳、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区として指定されており、工作物等の新・増・改築や土地の形質変更等の行為に際しては県知事への届出が必要である。史跡條ウル神古墳の南・東に位置する巨勢山丘陵や国見山は、「国見山景観保全地区」として奈良盆地西南部の青垣山を形成する良好な丘陵、森林等の保全を目的として指定されているものである。史跡條ウル神古墳は、その北辺に隣接しているものの、区域内には含まれていない（問い合わせ先：奈良県景観・自然環境課）。

市街化調整区域（図2-25）は、都市計画において市街化を抑制する地域として指定されており、許可手続きが不要と定められている内容以外の開発行為に関しては、県知事の許可が必要である。史跡條ウル神古墳の指定地は、その全域が市街化調整区域に該当している。なお、規制緩和に関わる法令として、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づいて、住宅等の立地を認める区域が計画地周辺に指定されているが、史跡條ウル神古墳の指定地はその区域に含まれていない。国道24号沿いの市街化区域は、工業系用途の指定がなされているが、採土・採石場を含む準工業地域と工業地域の全域および工業専用地域の一部には、地区計画の区域に指定されており、風俗営業の禁止など建築物の用途の制限がある（問い合わせ先：御所市まちづくり推進課）。

農業振興地域（図2-26）は、農業の健全な発展を図るために、必要な施策を計画的に推進することを定めた地域で、主として耕作等のための土地として農地以外の開発制限がある農用地区域が定められ

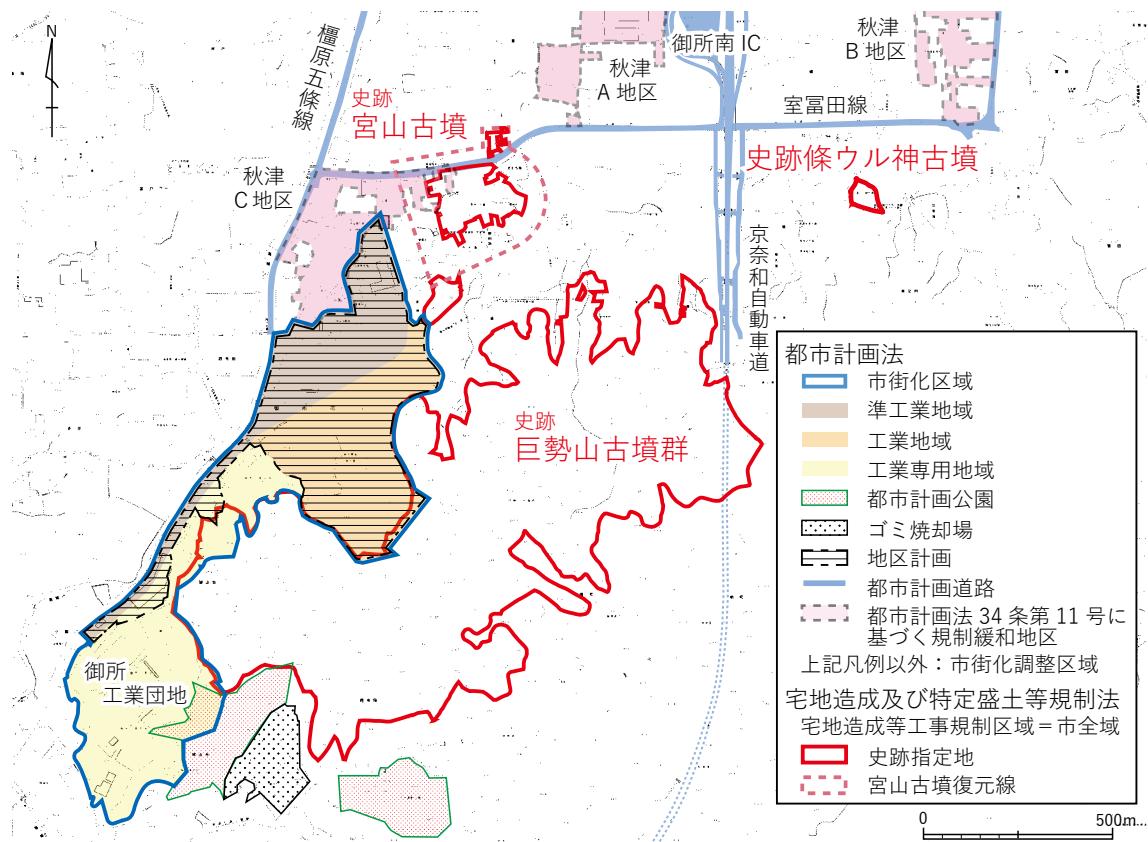


図 2-25 法規制図①

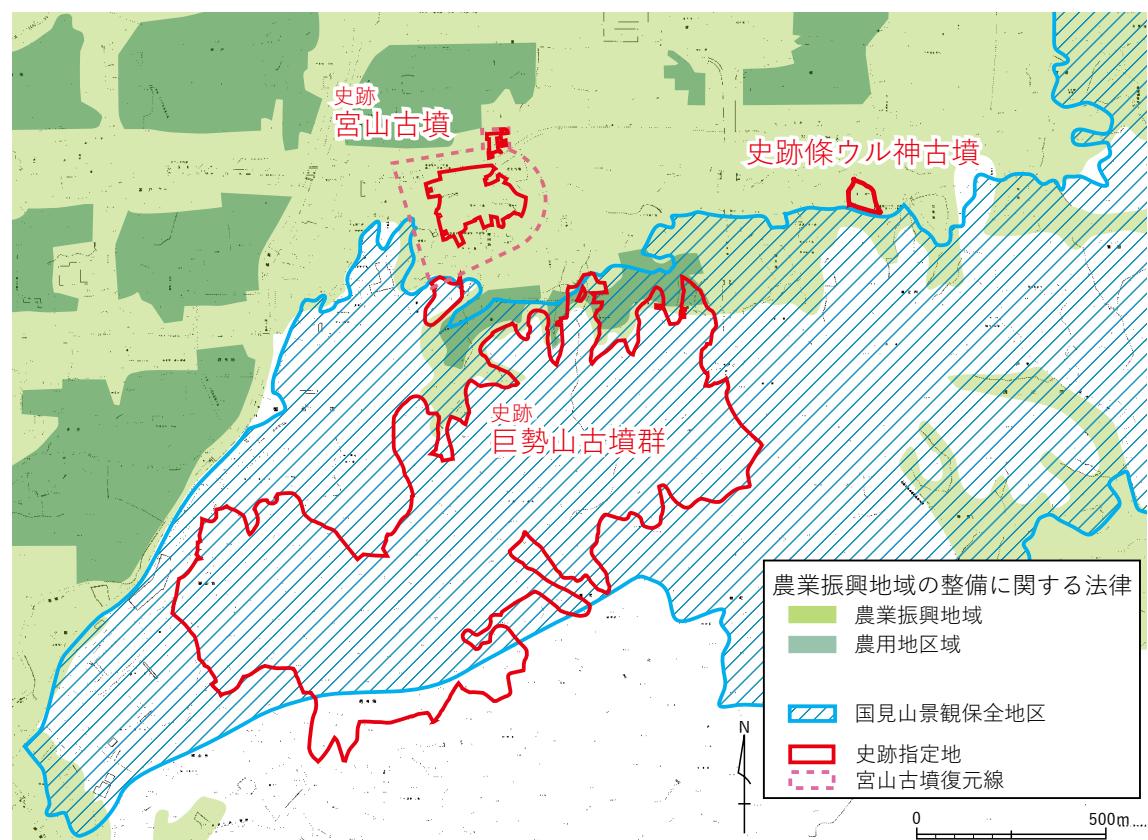


図 2-26 法規制図②

る。史跡條ウル神古墳の指定地は農業振興地域内ではあるが、農用地区域には指定されていない（問い合わせ先：御所市農林商工課）。

土砂災害警戒区域（図2-27）は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域である。また、特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や、居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域である。史跡條ウル神古墳では、史跡指定地の南端部が巨勢山丘陵から広がる土砂災害警戒区域の範囲内に含まれている（問い合わせ先：奈良県砂防・災害対策課）。

参考文献

- 秋山日出雄編 1985『大和国古墳墓取調書』財団法人由良大和古代文化研究協会
 秋山日出雄・網干善教 1959『室大墓』奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告第18冊 奈良県教育委員会
 網干善教 1959「御所市大字室 みやす古墳」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査抄報』第12輯 奈良県教育委員会
 網干善教 1961a「御所市森脇吐田平古墳群」『奈良県文化財調査報告（埋蔵文化財編）』第4集 奈良県教育委員会
 網干善教 1961b「御所市古瀬「水泥蓮華文石棺古墳」及び「水泥塚穴古墳」の調査」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査抄報』第14輯 奈良県教育委員会

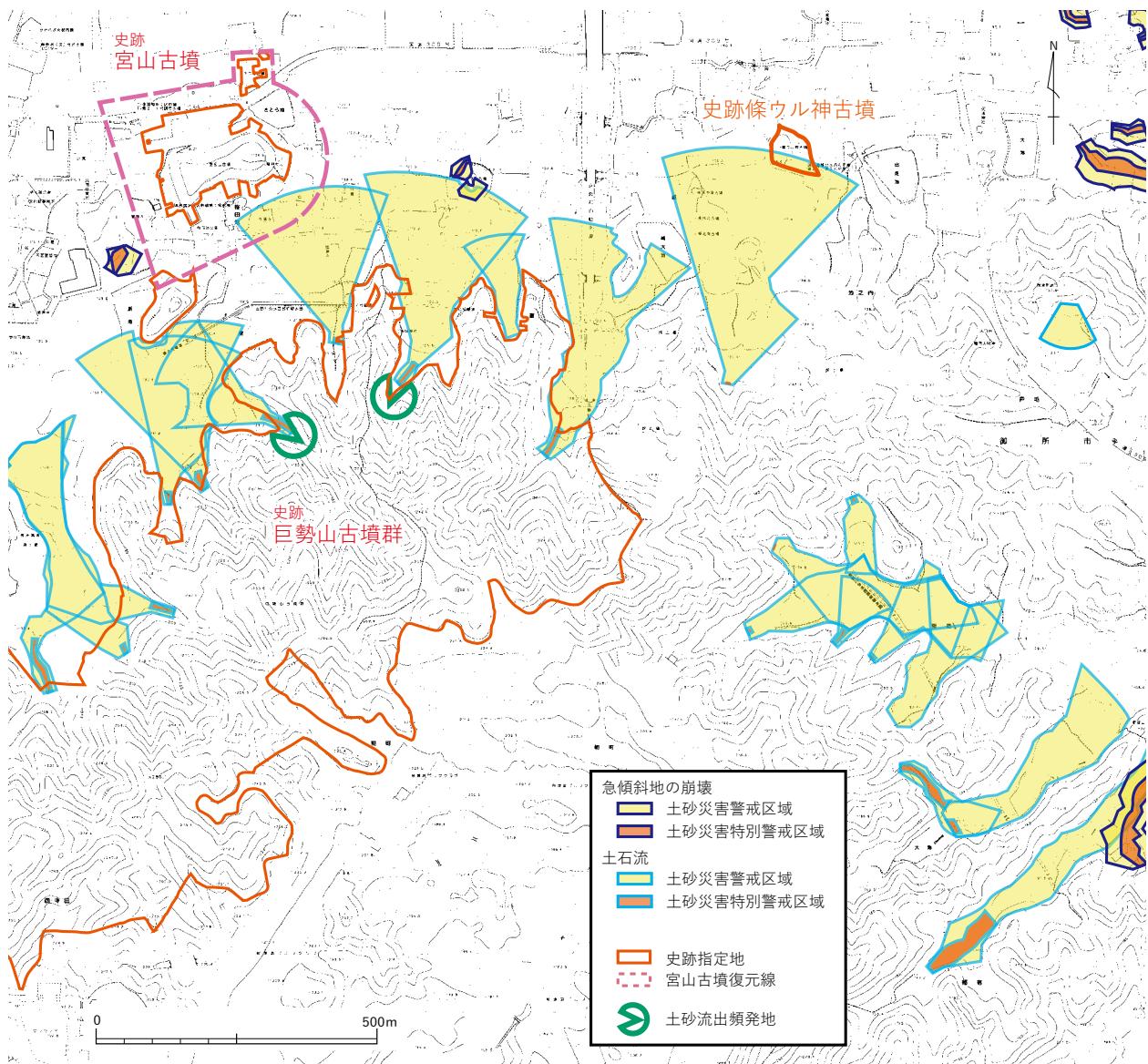


図2-27 法規制図③

- 泉森皎・菅谷文則 1971 「大和葛城の笛吹・山口古墳群の分布」『古代学研究』第 60 号 古代学研究会
- 今尾文昭・平松良雄・大西貴夫 1995 「太田遺跡第 1 次調査」『奈良県遺跡調査概報 1994 年度』第 2 分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 梅原末治 1922 「大和御所附近の遺蹟研究」『歴史地理』第 39 卷第 4 号 日本歴史地理学会
- 岡田憲一編 2017 『中西遺跡 I』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 123 冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 岡田憲一・絹島歩編 2021 『秋津遺跡 I (下層編)』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 128 冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 岡田雅彦編 2013 『觀音寺本馬遺跡 I』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 113 冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 岡見知紀 2017 「新村・柳原遺跡第 6・7 次調査」『奈良県遺跡調査概報 2015 年度』第二分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 金澤雄太編 2019 『條ウル神古墳-範囲確認発掘調査報告-』御所市文化財調査報告書第 56 集 御所市教育委員会
- 金澤雄太・前田俊雄・絹島歩・岩越陽平 2019 「葛城山東麓における群集墳の展開と多様性の意義-御所市石川古墳群・櫛羅古墳群からの視点-」『研究紀要』第 23 集 由良大和古代文化研究協会
- 河上邦彦 1979 「大和の大型横穴式石室の系譜」『橿原考古学研究所論集』4 吉川弘文館
- 河上邦彦 1992 「大和巨勢谷の横穴式石室の検討」『有坂隆道先生古稀記念日本文化史論集』日本文化史論集刊行会
- 河上邦彦 2001 「大和巨勢谷権現堂古墳の測量調査と副葬品(後期大型円墳の意義)」『実証の地域史-村川行弘先生頌寿記念論集-』大阪経済法科大学出版部
- 河上邦彦編 1984 『市尾墓山古墳』高取町文化財調査報告第 5 冊 高取町教育委員会
- 河上邦彦・亀田博・千賀久編 1976 『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 31 冊 奈良県教育委員会
- 河上邦彦・木下亘編 2004 『巨勢寺』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 87 冊 奈良県教育委員会
- 神庭滋・青柳泰介・岡田憲一・川上洋一・中野咲・鈴木一議・大西貴夫・本村充保 2019 「脇田遺跡の研究-奈良県葛城地域における大規模集落の一様相-」『研究紀要』第 23 集 由良大和古代文化研究協会
- 北中恭裕編 2007 『極楽寺ヒビキ遺跡』奈良県文化財調査報告書第 122 集 奈良県立橿原考古学研究所
- 木許 守編 1992 『鴨都波 11 次 発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 11 集 御所市教育委員会
- 木許 守編 2007 『巨勢山古墳群VI』御所市文化財調査報告書第 30 集 御所市教育委員会
- 木許守・西村慈子編 2015 『觀音寺本馬遺跡』御所市文化財調査報告書第 48 集 御所市教育委員会
- 木許守・小泉翔太・村島有紀編 2017 『玉手遺跡』御所市文化財調査報告書第 52 集 御所市教育委員会
- 楠元哲夫編 1978 「御所市坂上罐子塚前方部周濠発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1977 年度』奈良県立橿原考古学研究所
- 久保哲正 1975 「新庄神塚古墳」『青陵』第 29 号 橿原考古学研究所
- 木場幸弘編 2018 『市尾宮塚古墳発掘調査報告書』高取町教育委員会
- 佐々木健太郎 2012 『名柄遺跡 第 6 次 発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 41 集 御所市教育委員会
- 島本 一 1938 「琴柱形石製品の新例」『考古學雑誌』第二十八卷第六號 考古學會
- 十文字健編 2007 『ドンド垣内古墳群』奈良県文化財調査報告書第 119 集 奈良県立橿原考古学研究所
- 白石太一郎 1973 「大型古墳と群集墳-群集墳の形成と同族系譜の成立-」『橿原考古学研究所紀要 考古学論叢』第 2 冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 白石太一郎 1974 「御所市石川古墳群」『奈良県の主要古墳 II』奈良県教育委員会
- 菅谷文則 1975 『新庄屋敷山古墳』奈良県教育委員会
- 関川尚功 1987 「笛吹古墳群現地説明会資料」奈良県立橿原考古学研究所
- 高橋健自 1919 「南葛城郡名柄發掘の銅鐸及銅鏡」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書』第六回 奈良縣
- 伊達宗泰 1962 「大和二塚古墳」奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 21 冊 奈良県教育委員会
- 千賀 久編 1988 「寺口忍海古墳群」新庄町文化財調査報告第 1 冊 新庄町教育委員会
- 津田松苗・吉村昭雄 1965 「動物」『御所市史』御所市役所
- 豊岡卓之 1989 「鴨都波遺跡第 7 次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1988 年度』第 1 分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 奈良県教育委員会 1980 「新宮山古墳」『奈良県指定文化財-昭和 54 年度版-』
- 花熊祐基・木許守編 2018 『茅原中ノ坊遺跡-第 5 次発掘調査報告-』御所市文化財調査報告書第 55 集 御所市教育委員会
- 土生田純之 1980 「埴口丘陵外堤の樋管改修箇所の調査」『書陵部紀要』第 31 号 宮内庁書陵部
- 坂 靖編 1991 「寺口千塚古墳群」奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 62 冊 奈良県教育委員会
- 坂 靖編 1994 「平林古墳」當麻町埋蔵文化財調査報告第 3 集 當麻町教育委員会
- 坂 靖編 1996 「南郷遺跡群 I」奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 69 冊 奈良県教育委員会
- 坂 靖編 2000 「南郷遺跡群IV」奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 76 冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 廣岡孝信 2002 「北窪遺跡」『奈良県遺跡調査概報 2001 年度』第 3 分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 廣岡孝信 2006 「二光寺廃寺」『奈良県遺跡調査概報 2005 年』第 2 分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 廣岡孝信・十文字健 2005 「北窪遺跡 2004-第 1 次調査 伏見遺跡 2004-第 1・2 次調査」『奈良県遺跡調査概報 2004 年』第二分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 福西貴彦編 2011 『川西根成柿遺跡』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 107 冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 藤田和尊 1987 「御所市・小林遺跡の調査」『季刊明日香風』第 23 号 財團法人飛鳥保存財團
- 藤田和尊 1991 「奈良県御所市名柄遺跡」『日本考古学年報』42 (1989 年度版) 日本考古学協会
- 藤田和尊編 1994 「稻原遺跡 I」御所市文化財調査報告書第 17 集 御所市教育委員会
- 藤田和尊編 2002 『巨勢山古墳群III』御所市文化財調査報告書第 25 集 御所市教育委員会
- 藤田和尊・尼子奈美枝編 1992 「鴨都波 12 次 概報」御所市文化財調査報告書第 12 集 御所市教育委員会
- 藤田和尊・木許守編 1999 「台風 7 号被害による室宮山古墳出土遺物」御所市文化財調査報告書第 24 集 御所市教育委員会
- 藤田和尊・木許守編 2001 「鴨都波 1 号墳 調査概報」学生社
- 藤元正太 2019 「中西遺跡第 30 次調査」『奈良県遺跡調査概報 2017 年度』第 2 分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 堀井甚一郎 1965 「自然地理」『御所市史』御所市役所
- 前園実知雄・関川尚功・中井公 1978 「御所市朝妻廃寺発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1977 年度』奈良県教育委員会
- 松田真一・近江俊秀・清水昭博 1993 「御所市高宮廃寺について」『青陵』第 83 号 奈良県立橿原考古学研究所
- 光石鳴巳・菊井佳弥・波多野篤 2008 「萩之本遺跡 (川西町 5・7~9 区)」『奈良県遺跡調査概報 2007 年』第二分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 本村充保編 2017 『觀音寺本馬遺跡III (觀音寺 I 区)』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 121 冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 本村充保編 2019 『今出遺跡 II』奈良県文化財調査報告書第 178 集 奈良県立橿原考古学研究所
- 米川仁一・菊井佳弥 2010 「秋津遺跡」『奈良県遺跡調査概報 2009 年度』第 3 分冊 奈良県立橿原考古学研究所

第3章 史跡條ウル神古墳の概要

1 指定の状況

(1) 指定に至る経緯

第1章でも述べたとおり、條ウル神古墳は、平成13年度に行った1次調査によって、それまでは群集墳である巨勢山古墳群中の1基として捉えられていたものが、単独の首長墳として評価すべき古墳であることが明らかとなった。また、その巨大な石室や石棺の存在が明らかとなり、條ウル神古墳の重要性が全国的に認識されるようになったことで、御所市教育委員会は、條ウル神古墳を御所市の宝として次代へ引き継いでいくため、現地への解説板などを通じて古墳に対する保存意識の高揚を図ってきた。

しかし、その後は御所市の慢性的な財政事情の悪化のため、継続的な確認調査や普及啓発事業などが実施できない状態が10年ほど続くこととなる。その間に京奈和自動車道の建設が進み、道路事情の良化を見越した古墳周辺での開発事業に関する情報が届くようになってきたことに加え、地元住民からも1次調査の後から古墳へ見学に訪れる人が非常に増えたため、地域の宝として古墳の実態がよくわかる形に整備して欲しいという要望が強くなるなど、條ウル神古墳をとりまく環境も徐々に変化がみられるようになった。そこで御所市教育委員会は、條ウル神古墳を含む秋津地区の遺跡群を適切に保存し、周辺の良好な風致景観を保全するとともに、古墳を中心とした公園的空間として整備することで、市民・県民はもとより広く国民の利用に供することを目的とした「秋津地区史跡整備基本計画」を策定した(御所市教育委員会2012)。

この計画では、條ウル神古墳について「巨大な石室や石棺の存在が確認されているものの、墳丘や石室の詳細な調査は未だなされていない。墳丘や周辺部は著しく改変されており、残存する遺構の保存をより確固たるものとするため、発掘調査等各種の調査を早急に行い、国史跡への指定を図る。」と記された。

この基本計画に記した方針に基づき、国史跡指定を目指して、まずは十分な情報が得られていない墳丘に関する範囲確認調査を実施した。調査は平成25年度から平成28年度にかけて実施し、1次調査の成果も盛り込んだ調査報告書を平成30年度に刊行したこと(金澤編2019)、後述するような條ウル神古墳の学術的な価値付けが認められ、令和3年10月11日に「史跡條ウル神古墳」として指定された。

(2) 指定告示

文部科学省告示第164号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年10月11日

文部科学大臣 末松信介

名 称	所在地	地 域
條ウル神古墳	奈良県御所市大字條	315番1、316番、317番、319番1、320番・321番合併のうち実測75.37m ² 、324番・329番合併、325番、326番、327番1、327番2、327番3、328番 奈良県御所市大字條315番1と同大字條351番に北接する道路敷に挟まれ同大字條315番1と同大字條219番2に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を奈良県文化財担当部局及び御所市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

（3）指定説明文とその範囲

ア 指定説明文

條ウル神古墳

奈良県御所市

條ウル神古墳は、奈良盆地の南西端、巨勢山丘陵の北へ延びる支尾根上に立地する古墳時代後期の巨大な横穴式石室を埋葬施設とする古墳である。この地域は奈良盆地から紀伊へと向かう交通の要衝にあたり、古墳時代中期前葉の史跡宮山古墳、中期後葉の掖上錐子塚古墳など大規模な前方後円墳で葛城本宗家の首長墓とみられる古墳が所在し、古墳時代中期に葛城氏の本拠地であったとされる。また、この地域には葛城氏との関係があると考えられる渡来系集団が居住していたと指摘されており、葛城山麓には朝鮮半島に起源が求められる大壁住居や鍛冶工房などが多数検出された南郷遺跡群が存在する。さらに、巨勢山丘陵には古墳時代中期から後期を主体とする総数700基を超える群集墳である史跡巨勢山古墳群が展開する。なお、この地域のうち巨勢氏の本拠地と考えられている巨勢谷には、奈良盆地の他地域に比べて玄室の平面形が細長い横穴式石室を有する首長墓が展開する。

條ウル神古墳は、明治26年（1893）の野淵龍潛らによる『大和國古墳墓取調書』で、すでにその存在が認識されていたが、大正5年に西崎辰之助によって古墳の概要が初めて報告された。それによると、墳丘は南北約2町、東西1町、南を除く三方に濠の痕跡が残る段築を有する前方後円墳で、後円部に巨大な横穴式石室があり、石室内に8つの縄掛突起を有する石棺の蓋が図示されている。この報告の後、石室の開口部が埋められるとともに、古墳周辺の地形が大きく改変されたことなどにより、古墳の所在そのものが不明となった。しかし、昭和58年度に御所市教育委員会が実施した分布調査により、條ウル神古墳が存在したとされる地点付近で、直径20メートル程度の円墳が確認された。さらに、平成13年度に御所市教育委員会が実施した発掘調査の結果、その円墳に西崎報告と合致する巨大な横穴式石室と特異な石棺が確認されたことにより、本古墳が條ウル神古墳と特定された。

そして、平成25～28年度にかけて古墳の墳形や規模等を確認するための発掘調査を御所市教育委員会が実施した。その結果、墳形こそ確定できなかったものの、墳丘盛土の範囲や墳丘の南端を限るのみられる溝を検出したことから、條ウル神古墳は墳長約60～70メートルで主軸または長軸を北西～南東方向とする前方後円墳または長方形墳と考えられる。墳丘には葺石や埴輪は確認されていない。また、南側墳丘頂部で検出された落ち込み状の遺構から花崗岩や赤色顔料付着の加工痕がある二上山産白色凝灰岩製の石棺片が出土した。このことから、南側墳丘にも横穴式石室に石棺を納めた埋葬施設が存在していたと想定される。

西崎報告にある北側墳丘に構築された横穴式石室は両袖式で、全長15.6メートル以上、玄室長7.1メートル、玄室幅2.6メートル、玄室高4.2メートル、羨道長8.5メートル、開口部での羨道幅1.9メートル、羨道高1.8メートルで、玄室平面形態は細長い長方形を呈す。玄室は、奥壁、側壁を大型石材により3～4段に積み上げ、顕著な持ち送りにより構築している。羨道の中央部には、塊石を用いた閉塞石が良好に残存する。玄室には、二上山産白色凝灰岩製の刳抜式家形石棺が納められている。棺蓋は縄掛突起を長辺に各3、短辺に各1が配置されるもので、長さ2.67メートル、幅1.41～1.48メートル、高さ0.52メートルである。棺身は、長さ2.63メートル、幅1.40～1.47メートル、高さ0.99メートルである。棺蓋を含めた石棺の総高は、1.52メートルである。出土遺物には、北側墳丘の横穴式石室の石棺や羨道部から出土した金銅製冠、金銅製空玉・銀製空玉・重層玉を含むガラス製小玉、鉄刀・鉄製刀子・鉄製鉗破片、青銅鏡片がある。このほか、玄室床面付近で金銅装の鞍金具や鉄製小札、土器などの存在が確認されたが、これらは現在も玄室内で保存されている。築造時期は、横穴式石室、家形石棺及び出土遺物の特徴などから、6世紀後葉と考えられる。

條ウル神古墳は、6世紀後葉に築造された巨大な横穴式石室を有する古墳で、この時期の奈良盆地においては橿原市の史跡丸山古墳に次ぐ石室規模である。また、玄室の細長い平面形が巨勢谷地域の首長

墓の特徴と合致すること、石棺はこの時期の近畿周辺の首長墓に用いられた二上山産白色凝灰岩製であること、金銅製冠や金銅装馬具など豊富な副葬品が確認されていることなどから、本古墳も巨勢氏に関係する有力首長墓の可能性が高いとの意見が示されている。

このように、條ウル神古墳は、古墳時代後期から飛鳥時代への移行期に築かれた巨大な横穴式石室を有する古墳であり、その保存状態も良好である。築造時期や石室の規模、形状から奈良盆地南西部に関わりの深い有力な首長の古墳である可能性が高く、ヤマト政権を構成する古代氏族の実態を知る上で重要な古墳である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

※『月刊文化財』(696号:令和3年9月1日発行)から引用

イ 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、上記の地域（地番等）であり、図面上で示すとおおむね図3-1・2のようになる。

(4) 史跡指定地の状況

ア 土地等の所有関係

史跡條ウル神古墳の指定地は、計13筆と区域内に包含する水路となっている（表3-1）。総面積3,737.37m²の内、1筆122.0m²が国有地、11筆3,540m²が市有地、1筆75.37m²が民有地となっている（図3-3）。

イ 管理団体の指定

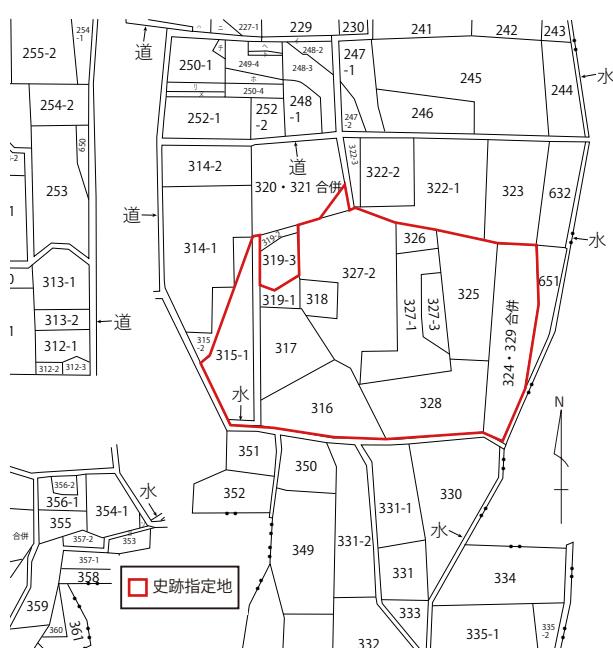
令和4年2月3日付け文化庁告示第1号にて、御所市が史跡條ウル神古墳の管理団体に指定されている。

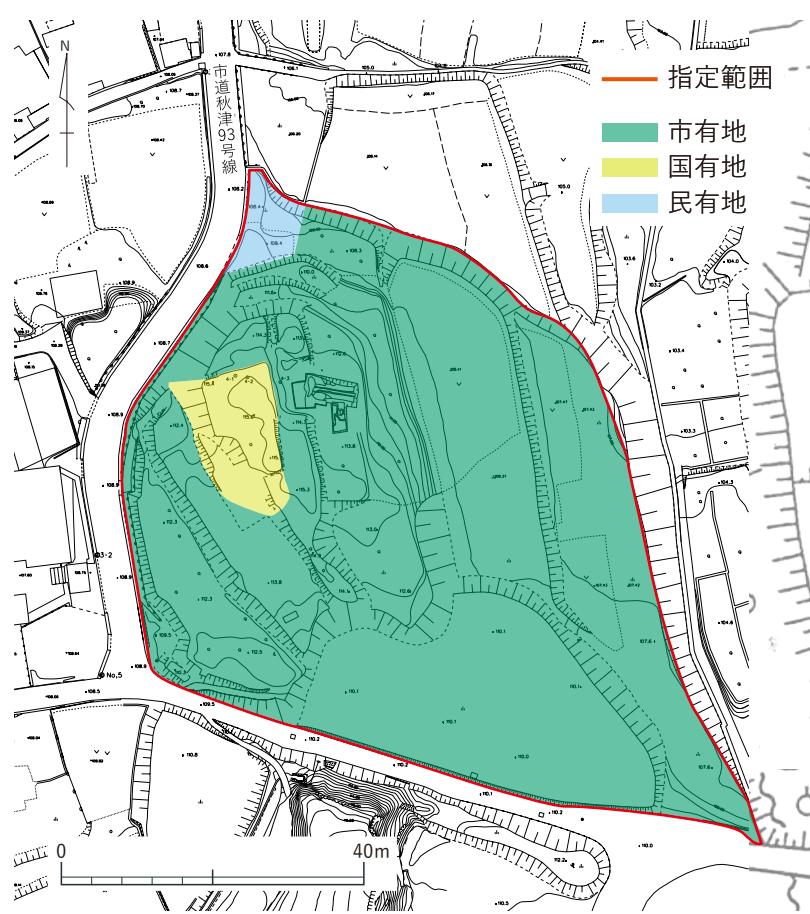
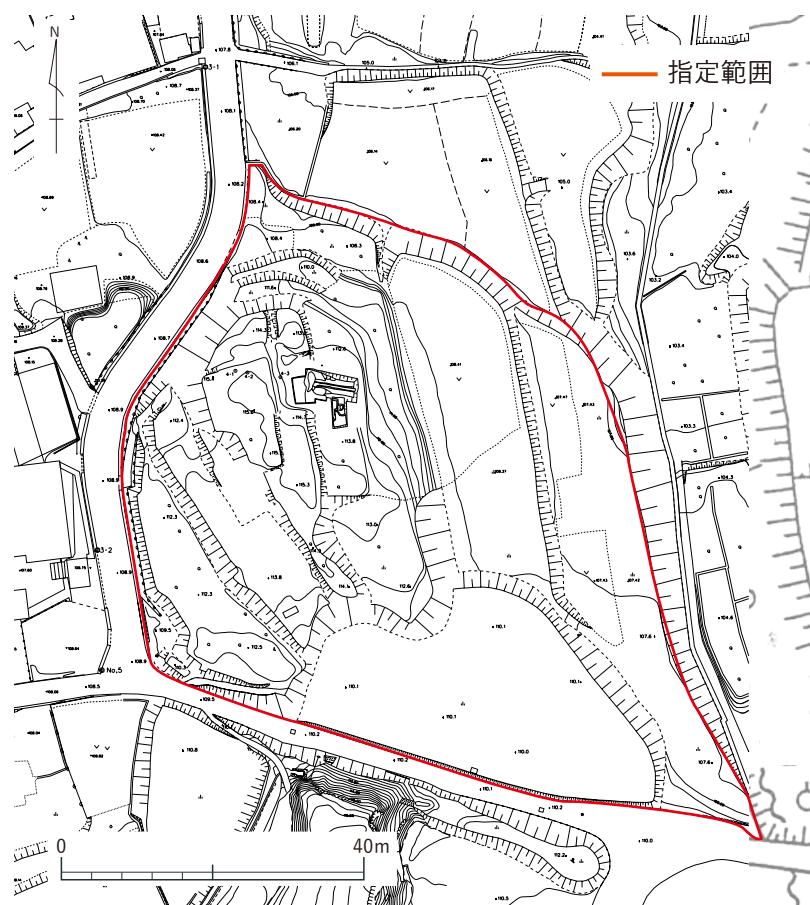
ウ 公有化の経緯と進捗状況

令和4年度には、史跡指定地のうち11筆の公有化を行い、公有地は国有地1筆と市有地11筆の計12筆となった。民有地として残っている1筆については、公団の乱れなどが整理でき次第公有化を行う計画である。

表3-1 史跡條ウル神古墳 指定地一覧

NO	所在地	地番	地目	面積(m ²)	所有者
1	御所市大字條	315番1	畠	243.00	御所市
2	御所市大字條	316番	田	284.00	御所市
3	御所市大字條	317番	畠	257.00	御所市
4	御所市大字條	318番	墓地	122.00	大蔵省
5	御所市大字條	319番1	畠	21.00	御所市
6	御所市大字條	320番・321番 合併のうち一部	田	75.37	個人
7	御所市大字條	324番・329番 合併	田	651.00	御所市
8	御所市大字條	325番	田	578.00	御所市
9	御所市大字條	326番	畠	56.00	御所市
10	御所市大字條	327番1	畠	661.00	御所市
11	御所市大字條	327番2	畠	99.00	御所市
12	御所市大字條	327番3	畠	221.00	御所市
13	御所市大字條	328番	田	469.00	御所市
14	御所市大字條	界在する水路		—	御所市
合計					3,737.37





エ 土地利用の状況

史跡條ウル神古墳の指定地内は、東半が畠、西半が果樹園として利用されていたが、公有化後は行われていない。北端の1筆は、現在も個人の駐車スペースとして利用されている（図3-4）。

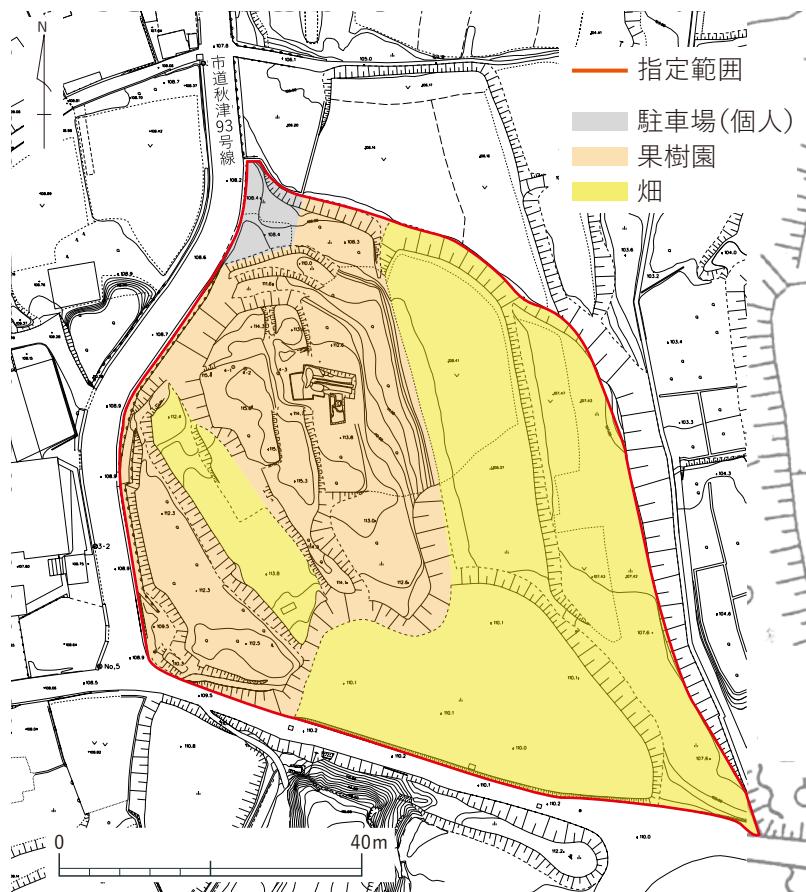


図3-4 史跡條ウル神古墳 土地利用状況図

表3-2 史跡條ウル神古墳 調査一覧

調査次数	調査主体	調査期間	調査種別	調査契機	文献等
1次	御所市教育委員会	H14.1.11～H14.3.29	発掘調査	巨勢山古墳群の史跡指定に向けた内容確認	金澤編 2019
2次	御所市教育委員会	H17.4.14～H17.4.19	発掘調査	個人住宅建築	木許編 2008
3次	御所市教育委員会	H25.10.3～H26.3.28	発掘調査	史跡指定に向けた範囲確認	金澤編 2019
4次	御所市教育委員会	H26.8.1～H26.9.11	発掘調査	史跡指定に向けた範囲確認	金澤編 2019
5次	御所市教育委員会	H27.3.2～H27.3.30	発掘調査	史跡指定に向けた範囲確認	金澤編 2019
6次	御所市教育委員会	H28.5.26～H28.7.14	発掘調査	史跡指定に向けた範囲確認	金澤編 2019

2 史跡條ウル神古墳の概要

今までの記述と重複する部分もあるが、実施した発掘調査の経過に触れつつ、それら調査によって得られた史跡條ウル神古墳の概要を以下に記す。

(1) 調査に至るまでの認識

條ウル神古墳の存在は、明治 26 年（1893）の野淵龍潛らによる『大和國古墳墓取調書』において既に認識されていたが（秋山編 1985）、その概要が明らかにされたのは、大正 5 年（1916）の西崎辰之助による調査報告であった。西崎の報告では、墳丘は段築のある前方後円墳で、規模は南北約 220 m、東西 110 m、南を除く 3 方に濠の痕跡があるとされ、巨大な古墳である可能性が指摘された。加えて、後円部には巨大な横穴式石室があり、玄室内部が滯水していたため棺身の観察はできなかつたようであるが、縄掛突起を 8 つ有する石棺の蓋が存在することも図示された（西崎 1916、図 3-5、写真 3-1）。

西崎の示した條ウル神古墳の記録については、非常に細かな数値で記されてはいたものの、西崎の調査後、集落内へ続く道路の整備や古墳周囲の耕作地化による地形の改変が進み、横穴式石室の開口部が確認できなくなってしまったため、その内容や古墳自体の正確な位置すらも不明瞭となってしまっていた。

そのような中、昭和 58 年度に御所市教育委員会が行った巨勢山古墳群の分布調査によって、條ウル神古墳のおおよその位置が明らかとなり、658 号墳として巨勢山古墳群を構成する 1 基という認識をされることとなった（田中 1984）。

(2) 調査の経緯・経過

條ウル神古墳では、御所市教育委員会が平成 13 年度から平成 28 年度にわたって計 6 回の発掘調査を実施している（表 3-2、図 3-6）。條ウル神古墳に対する最初の発掘調査となった平成 13 年度の 1 次調査は、條ウル神古墳の南西、巨勢山丘陵一帯に広がる巨大群集墳、巨勢山古墳群の史跡指定を目指した内容確認の一環として実施した。

1 次調査は、巨大な横穴式石室の存否確認と存在した場合の石室実測図の作成を目的として実施した。結果として西崎報告通りの巨大な横穴式石室と、特異な家形石棺の存在を確認した。家形石棺の存在に加え、巨勢山古墳群中の横穴式石室の多くが玄室長 2.0 ~ 5.0 m の中に収まるのに対し、條ウル神古墳の玄室長は現況値で 7.1 m と卓越しており、條ウル神古墳が群集墳中の 1 基としてではなく、単独の首長墳として捉えるべき内容の古墳であると認識されたようになつた（金澤編 2019）。

2 次調査は、平成 17 年度に古墳の市道を挟んで西側の個人住宅建築に先立つ緊急調査として行い、條ウル神古墳西側における旧地形の一端が明らかになった（木許 2008）。

上記調査の後、京奈和自動車道の建設が進み、御所市への自動車でのアクセス性が良くなるにつれ、

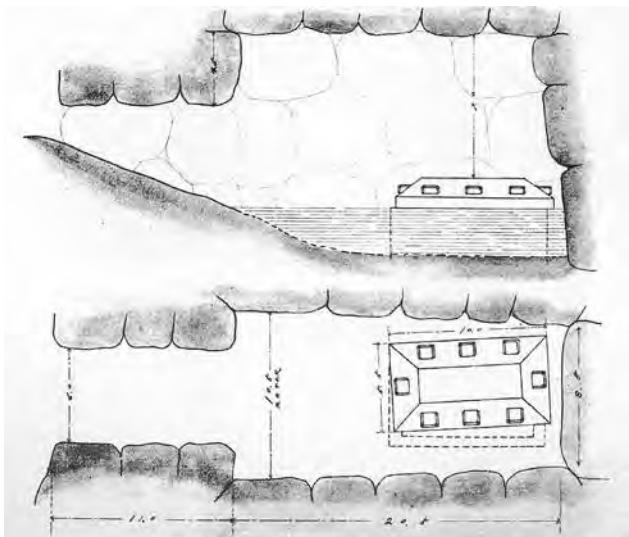


図 3-5 西崎による石室内部の図



写真 3-1 西崎報告掲載の條ウル神古墳遠景写真
(南東からの写真とみられ、左上に古墳が写る)

條ウル神古墳や国史跡宮山古墳、国史跡巨勢山古墳群が位置する秋津地区周辺における様々な開発事業に関する情報が届くようになり、これらの保存活用が御所市として喫緊の課題となるに至った。そこで、御所市教育委員会は、平成23年度に「秋津地区史跡整備基本計画」を策定した（御所市教育委員会2012）。

そして、平成24年度には、この基本計画に基づき、非常に重要な古墳でありながら指定等の保存措置がとられておらず、周囲の開発の影響を真っ先に受ける可能性が考えられた條ウル神古墳を対象に、国史跡への指定を目指した墳丘規模や形状を明らかにする範囲確認調査を計画し、平成25年度以降、3～6次にわたる範囲確認調査を行った（金澤編2019）。

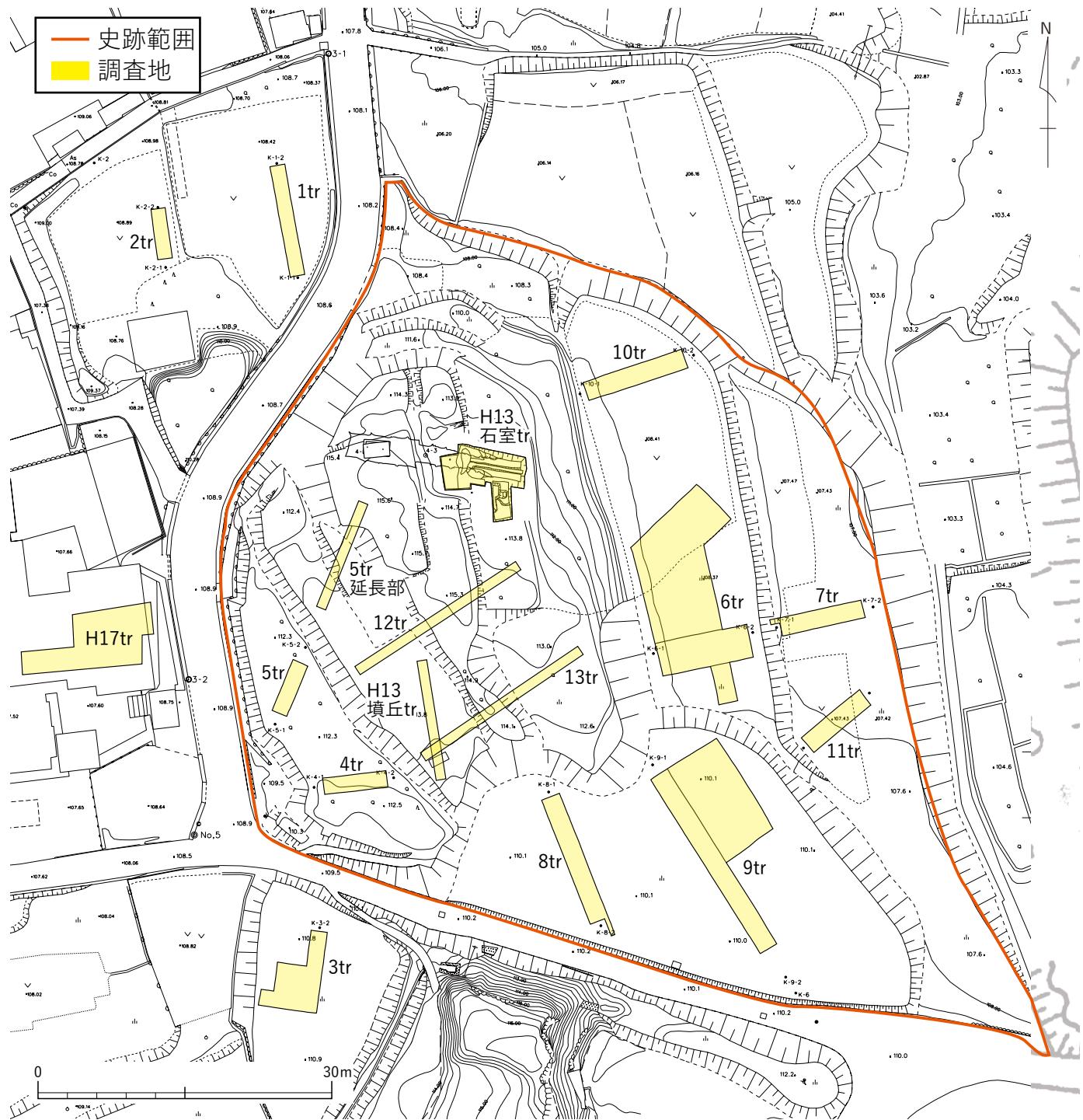


図3-6 史跡條ウル神古墳 既往の調査地位置図
(調査年度を冠していないトレンチは3～6次調査のもの)

(3) 発掘調査の成果

以上のような計6次の発掘調査の結果、明らかとなった史跡條ウル神古墳の内容は以下のとおりである。

●墳丘および外表施設

墳丘は、耕作などによる改変が著しく、形状や規模を確定させるまでには至らなかつたが、9トレンチで墳丘の南端を区画する直線的な溝を検出したことにより、南東方向に前方部を向けた前方後円墳、もしくは北西-南東方向に長軸をもつ長方形墳の2つの可能性に絞り込むことができた（写真3-3・4）。

墳丘の東側については、6トレンチで墳丘に伴う盛土を面的に検出し（写真3-5・6）、西側については、5トレンチ延長部の中央付近で墳丘盛土を確認した。北側については、墳丘の北西方向に位置する1・2トレンチで、墳丘盛土など古墳に関わる遺構が全く検出されなかつたことや、5トレンチ延長部北端で検出した墳丘盛土と横穴式石室との位置関係、10トレンチで検出した横穴式石室前庭部あたりから流出したと考えられる須恵器群の存在（写真3-7、図3-7）から墳丘北側の盛土範囲を想定した（図3-8）。

その結果、墳長は長軸で60～70m、短軸で30m前後を測る。墳丘盛土は、南から北へ伸びる尾根の東側斜面に著しく偏って認められることから、墳丘の平面形は非対称で整った形状ではなかつた可能性も考えられる。

外表施設については、葺石そのものやそれに伴う転落石が全く認められないと認められ、葺石は施されていなかつたと考えられる。埴輪の樹立に関しても、後世の盛土中から埴輪片は出土しているもののそれらがもつ特徴にまとまりが認められないと認められ、樹立されていなかつたものと考えられる。墳丘の南側には上述した検出幅6.0m、深さ0.9mの溝が認められるが、その他の三方には今のところ濠のような痕跡は確認できていない。

なお、1次調査で再確認した横穴式石室の約30m南側では、13トレンチにおいて深さ2m以上の落ち込み状遺構を検出した。これについては、埋葬施設である可能性が考えられるため後述する。



写真3-2 史跡條ウル神古墳全景（南西から、平成26年1月撮影）



写真 3-3 9 tr 溝検出状況 (南から)



写真 3-4 9 tr 溝と盛土検出状況 (南から)



写真 3-5 6 tr 南側墳丘盛土検出状況 (南東から)



写真 3-6 6 tr 北側墳丘盛土検出状況 (北から)



写真 3-7 10tr 須恵器検出状況 (南東から)

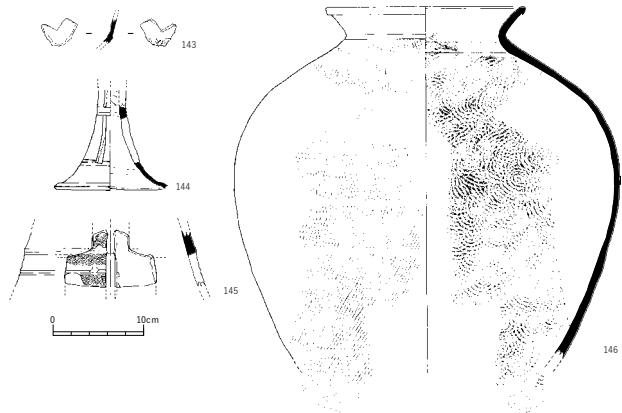


図 3-7 10tr 出土須恵器実測図

●埋葬施設

埋葬施設は、東へ開口する両袖式横穴式石室が築かれている（図3-9、写真3-8～10）。上述した墳丘盛土の偏りは、横穴式石室の開口方向を意識した造作とも捉えられる。石室床面の堆積土を除去していない現況での寸法は、全長15.6m、玄室長7.1m、玄室幅2.6m、玄室高3.8m、羨道長8.5m、開口部での羨道幅1.9m、羨道高1.8mである。ただし、部分的に設けた試掘坑の成果により、玄室高については4.2mという数値が確定している。玄室平面形は細長い長方形を呈し、奥壁、側壁ともに大型の石材を3～4段に積み上げ、顕著な持ち送りがみられる。奥壁は他の壁体よりも大型の石材を用いて、1段1石を基本に4段積にしている。玄室側壁は、厚みを持った石材を用いて、目地が通らないように5段程度に谷積している。左右の玄室側壁は、右側壁において、最上段に扁平な石材を用い、天井石ま

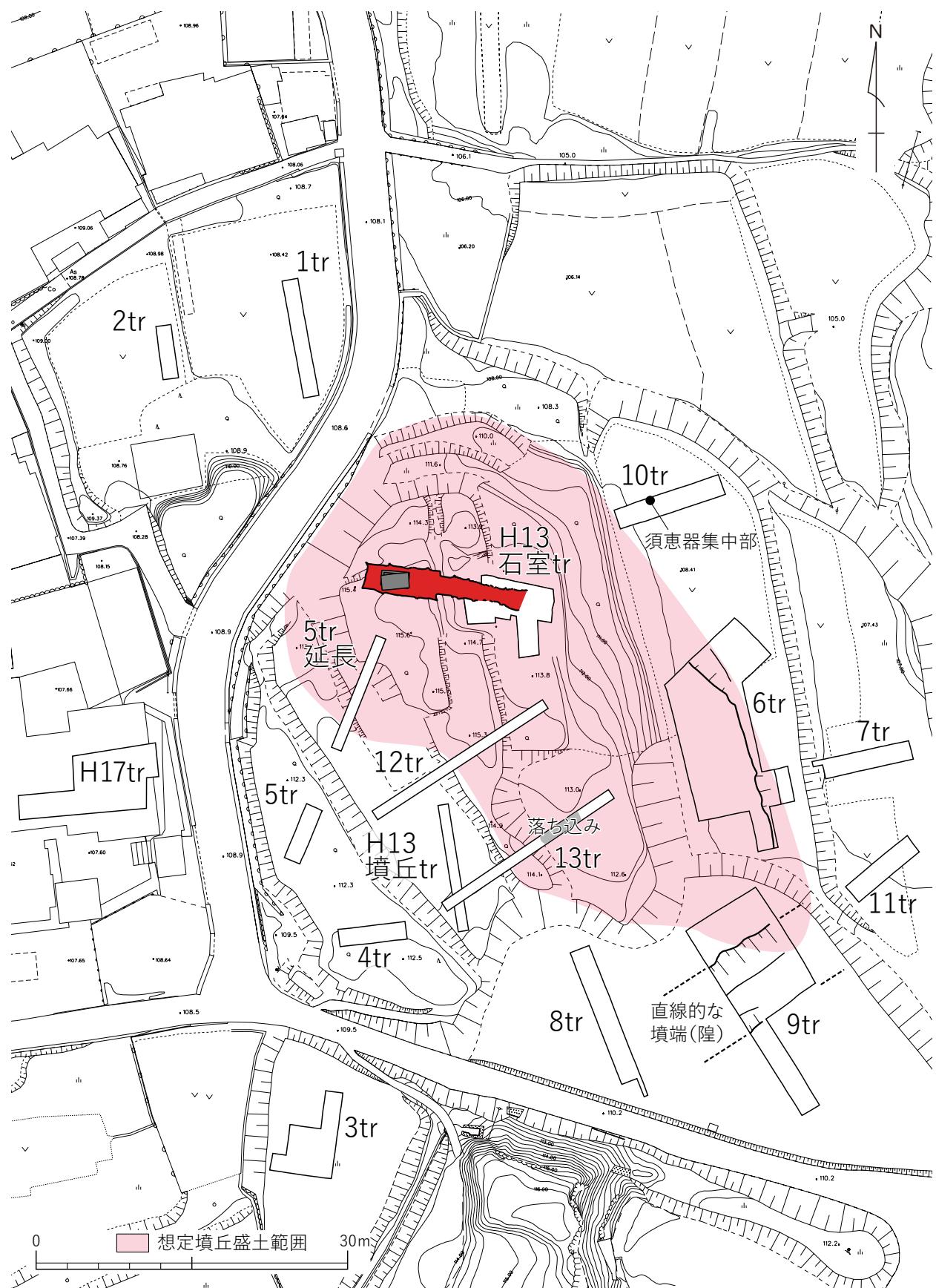


図 3-8 史跡條ウル神古墳 遺構等配置図

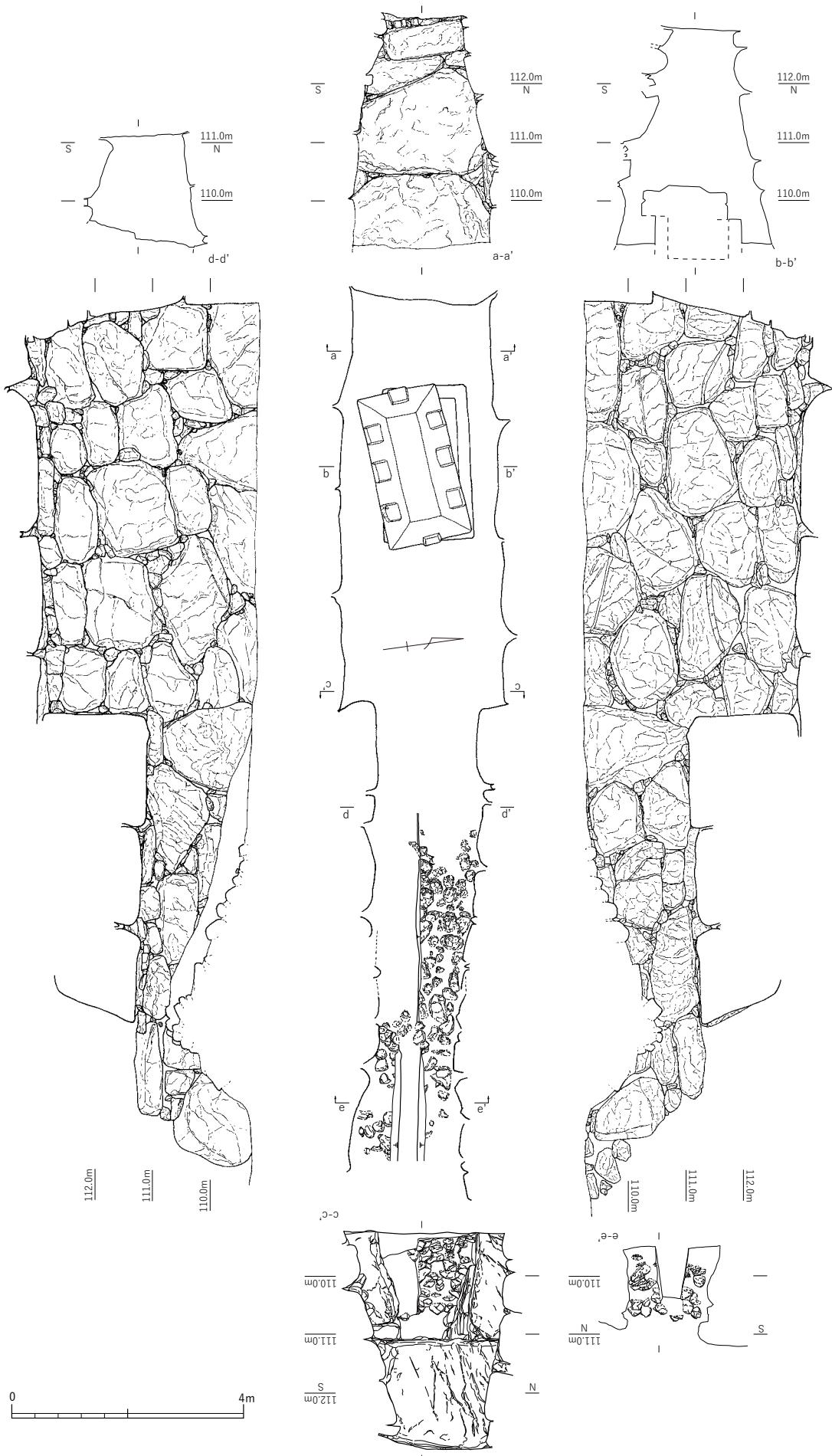


図3-9 史跡條ウル神古墳 横穴式石室実測図



写真 3-8 横穴式石室と石棺



写真 3-9 横穴式石室（玄門部）



写真 3-10 横穴式石室（閉塞部）

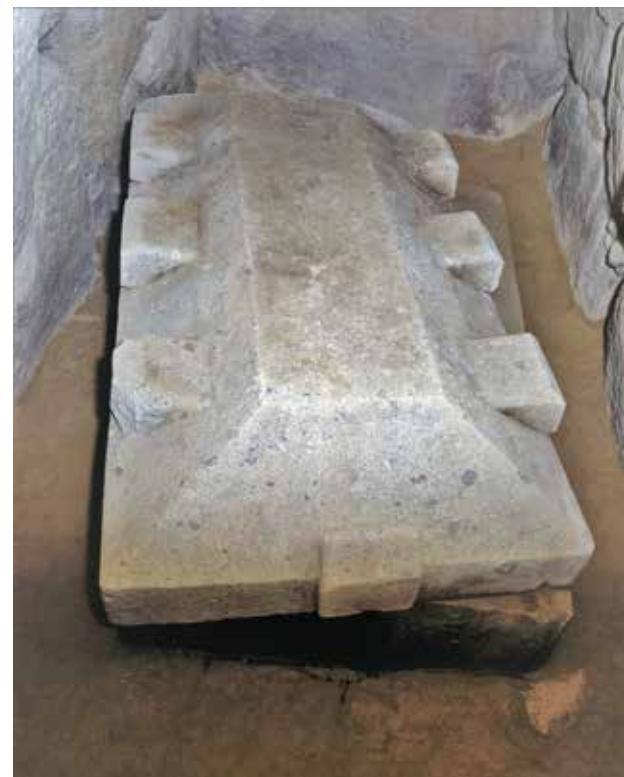


写真 3-11 剖抜式家形石棺

での高さを調節している様子が窺え、玄室は左側壁を基準に構築していると考えられる。袖部は、立石を用いてこの上部に更に扁平な石材を積み、前壁を受けている。この状況は、右側の袖部において顕著である。羨道側壁は、玄室側壁同様に、厚みのある石材を用いて、3段程度に谷積しているように見受けられる。羨道の中央部には塊石を用いた閉塞石が良好に残存していた。

玄室には、1基の剖抜式家形石棺が納められている（図3-10、写真3-11）。この石棺は、縄掛突起

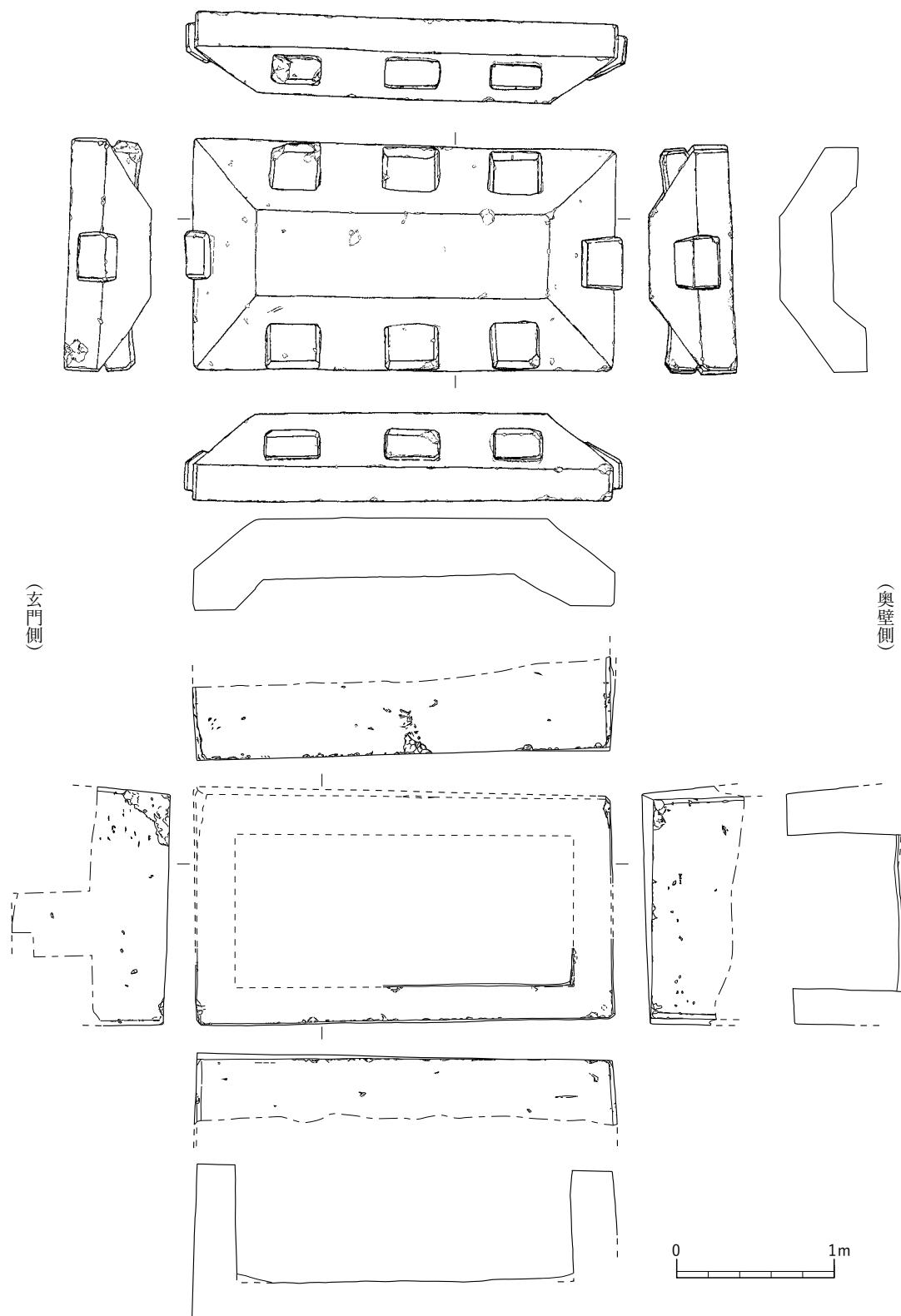


図 3-10 史跡條ウル神古墳 剥抜式家形石棺実測図

を長辺に各3つ、短辺に各1つ、計8つを削り出した蓋をもち、二上山産白色凝灰岩で作られている。石棺蓋の繩掛突起を含まない寸法は、長さ267cm、幅141.5～148.5cm、高さ51.75～53.1cmを測り、玄門側が幅も高さも大きく作られている。石棺身の寸法は、長さ263cm、幅140～147cm、高さ98.5cmを測り、蓋と同様、玄門側が大きく作られている。蓋と身を合わせた高さは、151.6cmである。繩掛突起を中心に端部の損耗が認められるものの、全体としての残りはよく、全形の詳細を窺い知るこ



写真3-12 石室内出土遺物

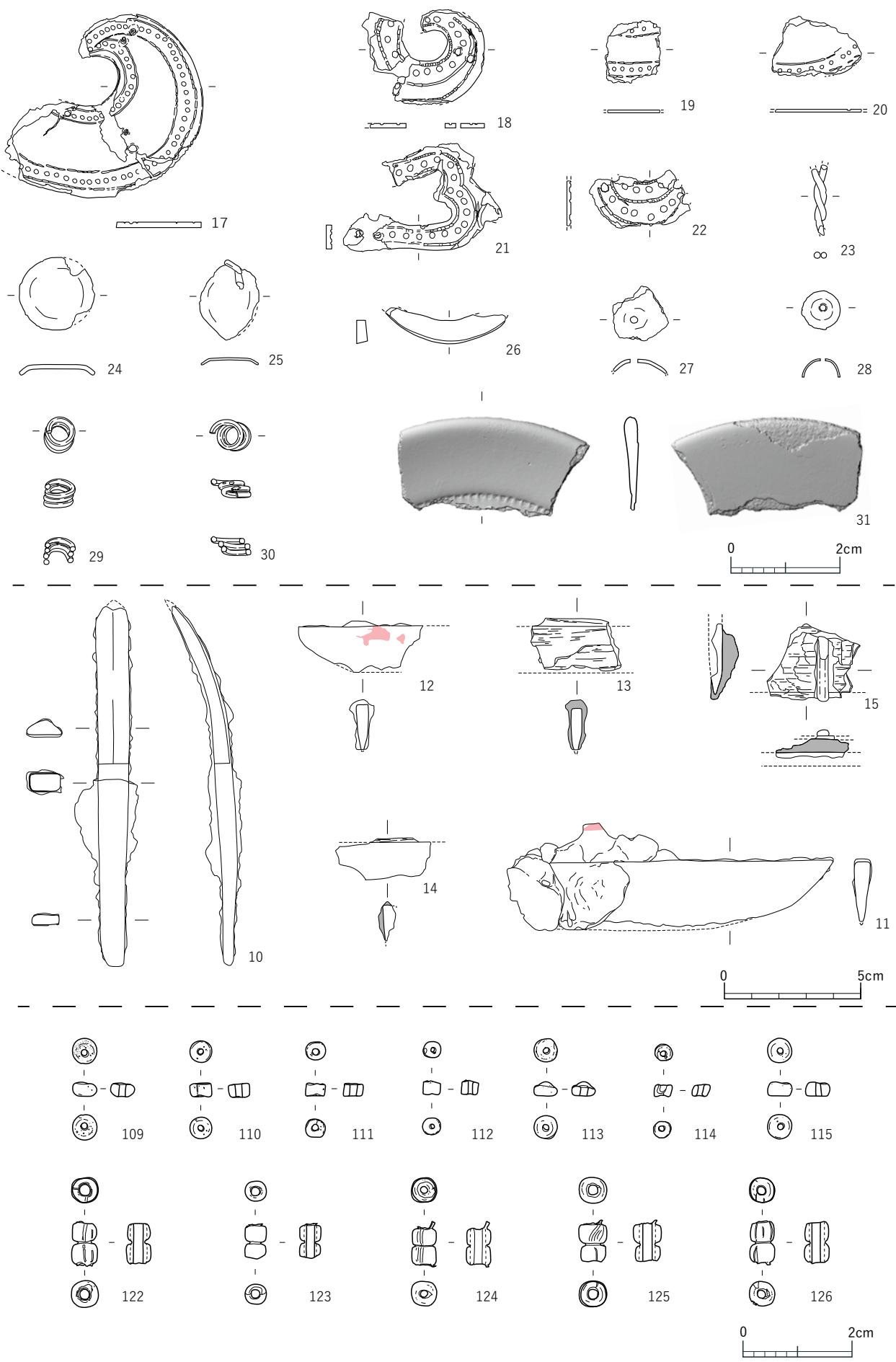


図 3-11 石室内出土遺物実測図



写真 3-13 玄室試掘坑内遺物検出状況



写真 3-15 13tr 落ち込み内出土凝灰岩



写真 3-14 13tr 落ち込み検出状況 (東から)

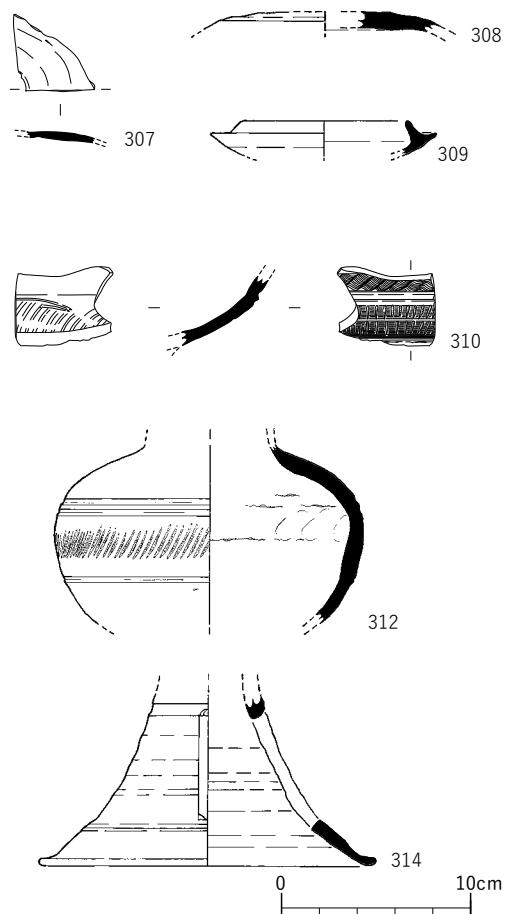


図 3-12 13tr 落ち込み内出土遺物実測図

とが可能な資料といえる。

石棺内は盜掘を受けており、大部分の副葬品は既に持ち出されていたが、金銅製冠やガラス製小玉、金銅製空玉、銀製空玉といった装飾具や、鉄製の刀、刀子、鉈などの破片が残されていた（写真 3-12、図 3-11）。玄室床面上の副葬品については、床面堆積土を除去していないため明らかではないが、家形石棺の玄門側小口に接して設けた一辺 40cm 程度の試掘坑内では、金銅装と思われる鞍金具や鉄製小札甲、土器などが遺存している状況を確認しており、玄室床面上については盜掘を免れ、副葬品が残存している可能性が高いものとみられる（写真 3-13）。また、盜掘のため原位置は定かでないものの、閉塞石周辺流入土から小型青銅鏡や金銅板の破片も出土している。

先述の落ち込み状遺構からは、花崗岩や二上山産白色凝灰岩で作られた石棺の打ち割られた破片が出土しており、上記の横穴式石室に加えてもう1基、家形石棺を納めた横穴式石室の存在を推測できる（写真3-14・15、図3-12）。それら石材の破片とともに近世頃の瓦の破片が出土していることから、その頃に石材の抜き取りといった横穴式石室への大きな改変が行われた可能性が考えられる。



写真3-16 市尾宮塚古墳 横穴式石室（奥壁から）
(高取町教育委員会提供)



写真3-17 藤ノ木古墳 横穴式石室（奥壁から）
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真3-18 二塚古墳 横穴式石室（奥壁から）
(葛城市歴史博物館提供)

● 築造時期

史跡條ウル神古墳が築造された時期を考える材料は、再確認した横穴式石室とそこに納められた家形石棺が中心となる。横穴式石室の編年では、袖部や羨道側壁の構造が指標になるとされており、史跡條ウル神古墳では袖石に大きな立石を用いつつ、さらにその上に扁平な石材を1枚載せた構造となっている。羨道側壁の石材は袖部の立石に比べて小ぶりの石材を使用する。同じ奈良県の高取町市尾宮塚古墳（写真3-16）や斑鳩町藤ノ木古墳（写真3-17）、葛城市二塚古墳（写真3-18）は史跡條ウル神古墳と類似した袖部、羨道側壁の構造を示している。この群の石室は、玄室側壁が平積みのものより谷積みのものの方が新しく、羨道高に対する玄室高の比率が高いものの方がより新しいと考えられており、両要素ともに後者の特徴をもつ史跡條ウル神古墳は、これらの類例の中でもより新しい時期に位置付けることができる。この群の石室からは、須恵器編年のMT85～TK43型式期の須恵器が出土しており、実年代では6世紀後葉頃と考えられる。

家形石棺の型式は、大きく見ると藤ノ木古墳（写真3-19）や橿原市植山古墳（写真3-20）、丸山古墳（写真3-21・22）、広陵町牧野古墳（写真3-23）と類似し、石室から想定される時期と大きな齟齬はみられない。細部の特徴をもう少し細かく見ると、割抜式家形石棺の編年において重要な指標とされている棺蓋の頂部平坦面指数（頂部平坦面幅÷棺蓋幅×100で表される数値で、新しくなるほど数値が大きくなり、蓋の平面積に対する頂部平坦面の面積が広くなる傾向が指摘されている。）は37となり、藤ノ木古墳の36、丸山古墳前棺の35、植山古墳の33、牧野古墳の37と近似した数値を示している。また、縄掛突起の形態、付加位置も家形石棺の編年の指標として有効であることが指摘されており、長側辺に円柱状の縄かけ突起を2つずつ付加するものから、縄掛突起が長方形化したものをして、短側辺には斜面から垂直面にかけて、長側面には斜面にそれぞれ形状の異なる縄掛突起を付加するものが出現する。こ



写真 3-19 藤ノ木古墳 家形石棺
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真 3-20 植山古墳東石室 家形石棺
(橿原市教育委員会提供)



写真 3-21 丸山古墳 家形石棺奥棺
(宮内庁書陵部提供)



写真 3-22 丸山古墳 家形石棺前棺
(宮内庁書陵部提供)



写真 3-23 牧野古墳 家形石棺
(広陵町教育委員会提供)



写真 3-24 新宮山古墳 家形石棺



写真 3-25 市尾宮塚古墳 家形石棺
(高取町教育委員会提供)



写真 3-26 赤坂天王山古墳 家形石棺
(桜井市教育委員会提供)

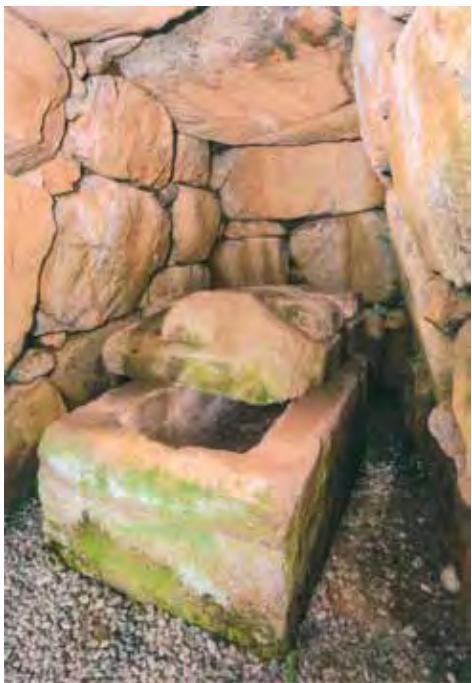


写真 3-27 都塚古墳 家形石棺
(明日香村教育委員会提供)

恵器片の特徴からほぼ同時期のものと考えられ（図 3-12）、1 基の古墳の南北に計画的に 2 基の横穴式石室が築造されたものと考えられる。

●学術的評価

史跡條ウル神古墳の評価を行う上で、まず注目すべき要素は墳丘、石室、石棺の大きさである。60～70 mを測る墳長は、前方後円墳、長方形墳のいずれであっても大和各所に築造されている同時期の主要な首長墳に並ぶか超える規模を有している（表 3-3）。横穴式石室の玄室規模に関しても、幅がやや短いことを除くと、その長さや高さは、大和を代表する大型横穴式石室の事例と比較して遜色ない内容である（表 3-4）。石棺は、近畿地方の首長墳に多く採用される二上山産白色凝灰岩を用いた削抜式家形石棺であることに加え、その大きさもまた大和の主たる類例と比べ大きい部類に属している（表 3-5）。

これらの要素から、史跡條ウル神古墳は 6 世紀後葉における明確な首長墳としての内容を有しているといえ、副葬品などの出土遺物は限定的であるものの、金銅製冠や金銅装馬具など、大和政権中枢との強い繋がりを示す遺物の存在がその評価を傍証している。

さらに横穴式石室の形態をみると、玄室の幅に対して長さの長い、細長い平面プランを有している特徴が認められる。この特徴は、決して排他的な特徴というわけではないものの、史跡條ウル神古墳の南東に隣接する巨勢谷地域に築かれた首長墳の横穴式石室によく認められる特徴と考えられており、それら首長墳との関係の中で史跡條ウル神古墳を位置づけることが可能である。

家形石棺の蓋にも特徴があり、史跡條ウル神古墳の蓋は前後の時期の類例に比べ非常に高さが低い扁平な形をしている。数値上は丸山古墳の奥棺が最も低い数値となるが、この事例は形態がやや特殊なものと評価されているためここでは除いて考えると、史跡條ウル神古墳例に最も近い、高さの低い蓋の事例は巨勢谷地域の市尾宮塚古墳例となる。石棺の特徴からも巨勢谷地域との関係の強さが指摘できるかもしれない。

また、史跡條ウル神古墳の南西近傍には、横穴式石室内に二上山産白色凝灰岩で作られた削抜式家形石棺を納めた条池南古墳が存在し、その家形石棺は、身の内部に枕が削り出される非常に珍しい事例として著名である（写真 3-28）。この枕を削り出した家形石棺の唯一の類例が、巨勢谷地域の首長墳の 1

表 3-3 大和の大型古墳（6世紀後半～7世紀初頭）の墳丘規模一覧表

古墳名	所在地	指定種別	墳形	墳丘長 (m)
丸山	橿原市五条野町	国	前方後円	310
ウワナリ塚	天理市石上		前方後円	128
石上大塚	天理市石上		前方後円	107
條ウル神	御所市條	国	前方後円 or 長方形	60～70
烏土塚	平群町春日丘	国	前方後円	60.5
二塚	葛城市寺口	国	前方後円	60
牧野	広陵町馬見北	国	円	60
平林	葛城市兵家	県	前方後円	55
天王山	桜井市倉橋	国	方	50
藤ノ木	斑鳩町法隆寺西	国	円	50
市尾宮塚	高取町市尾	国	前方後円	44
都塚	明日香村阪田	国	方	42
植山	橿原市五条野町	国	長方形	40
新宮山	御所市稻宿	県	円	25

表 3-4 大和の横穴式石室（6世紀後半～7世紀初頭）の玄室規模一覧表

古墳名	所在地	指定種別	長 (m)	幅 (m)	高 (m)
丸山	橿原市五条野町	国	8.30	4.10	4.0+
條ウル神	御所市條	国	7.1+	2.6+	4.20
ウワナリ塚	天理市石上		6.85	2.85	3.6+
二塚（後円）	葛城市寺口	国	6.73	2.98	4.10
牧野	広陵町馬見北	国	6.70	3.25	4.50
植山（東）	橿原市五条野町	国	6.50	3.10	2.9+
天王山	桜井市倉橋	国	6.50	3.10	4.20
石上大塚	天理市石上		6.30	2.65	2.8+
市尾宮塚	高取町市尾	国	6.30	2.40	2.85
新宮山	御所市稻宿	県	6.30	2.50	3.00
藤ノ木	斑鳩町法隆寺西	国	6.04	2.67	4.28
烏土塚	平群町春日丘	国	6.00	2.80	4.30
平林	葛城市兵家	県	5.70	3.30	3.80

（+は未計測部分があることを示す）

表 3-5 大和の刳抜式家形石棺（6世紀後半～7世紀初頭）の蓋石規模一覧表

古墳名	所在地	指定種別	長 (cm)	幅 (cm)	高 (cm)
丸山（前棺）	橿原市五条野町	国	280	144	65
條ウル神	御所市條	国	267	145	53
ハミ塚	天理市岩屋町		267	143	56
植山（東）	橿原市五条野町	国	260	156	62
天王山	桜井市倉橋	国	251	157	56
丸山（奥棺）	橿原市五条野町	国	249	144	43
都塚	明日香村阪田	国	233	159	64
藤ノ木	斑鳩町法隆寺西	国	230	130	54
市尾宮塚	高取町市尾	国	—	116	49



写真 3-28 条池南古墳 家形石棺
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真 3-29 権現堂古墳 家形石棺の枕

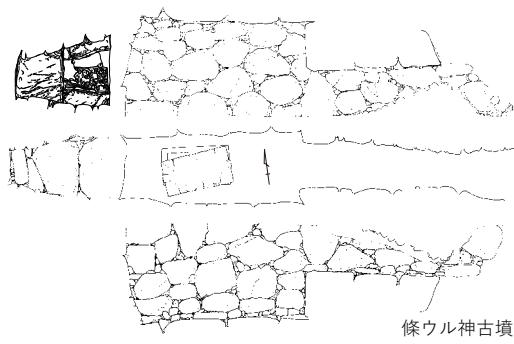
つに数えられる権現堂古墳に存在する（写真 3-29）ことは、史跡條ウル神古墳などが築かれた御所市條の地域と、大口峠を挟んで隣接する巨勢谷地域との密接な関係性を示すものと考えられる。

このように、史跡條ウル神古墳は、横穴式石室の形態的特徴が巨勢谷地域の特徴と類似するだけでなく、古墳が築かれた條という地域自体も巨勢谷地域との密接な関係を有していると考えられる。そして、横穴式石室や家形石棺の型式は、巨勢谷地域に築かれた首長系譜の変遷の中で違和感なく捉えることが可能であることから、当墳自体を巨勢谷地域の首長墳の1つとして捉える考えが有力である（御所市教育委員会編 2003）。史跡條ウル神古墳の墳丘や石室の規模は、巨勢谷地域の首長墳の中でも最大規模であり、古代豪族巨勢氏の中において特に有力であった首長の墓と評価することができる。巨勢氏は、大王家の伝説的忠臣である武内宿禰を祖とする氏族で、古墳時代後期以降、大和政権の中枢で勢力を保持し、平安時代初期まで高級官僚を輩出していた名門氏族といわれている。史跡條ウル神古墳の築造時期に近い年代では、巨勢臣稻持や比羅夫ら数人が被葬者の候補に挙がる。このことを踏まえると、史跡條ウル神古墳の有する歴史的価値は非常に高いということがききよう。

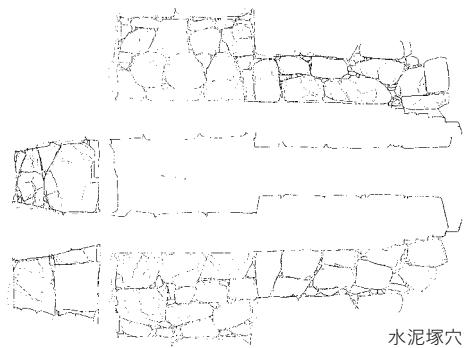
以上をまとめると、史跡條ウル神古墳は、墳丘・石室・石棺のいずれについても、6世紀後葉頃の大和において規模・内容が傑出しておらず、石室の形態は、6世紀前半から続く巨勢谷地域の古墳に類似する特徴を示すことから、古代における有力氏族、巨勢氏の首長墳と評価することができる。また、同時期の比肩する規模の横穴式石室の多くが、盗掘を受けるなど不明確な点が多いなかにあって、史跡條ウル神古墳は、石棺内は盗掘されていたものの、玄室床面については未盗掘の状態で遺存していることも、付加価値として高く評価できる。史跡條ウル神古墳は、当時の政治・社会や日本古代史を考える上で欠くことのできない重要な古墳といえよう。

参考文献

- 秋山日出雄編 1985『大和國古墳墓取調書』財團法人由良大和古代文化協会
太田宏明 2011『畿内政権と横穴式石室』学生社
金澤雄太編 2019『條ウル神古墳－範囲確認発掘調査報告書－』御所市文化財調査報告書第56集 御所市教育委員会
木許 守 2008『條ウル神古墳（第2次調査）』『平成5～19年度 市内遺跡発掘調査』御所市文化財調査報告書第34集 御所市教育委員会
御所市教育委員会編 2003『古代葛城とヤマト政権』学生社
御所市教育委員会 2012『秋津地区史跡整備基本計画』
田中一廣 1984b「巨勢山古墳群調査概要II」『奈良県遺跡調査概報 1983年度』（第2分冊）奈良県立橿原考古学研究所
西崎辰之助 1916「條ノ古墳」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書』第三回 奈良縣



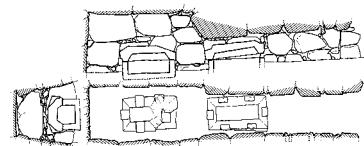
條ウル神古墳



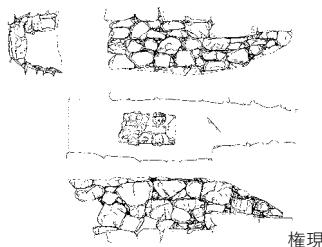
水泥塚穴古墳



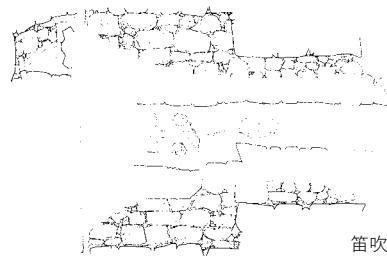
市尾墓山古墳



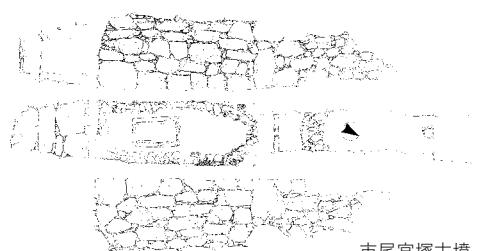
水泥南古墳



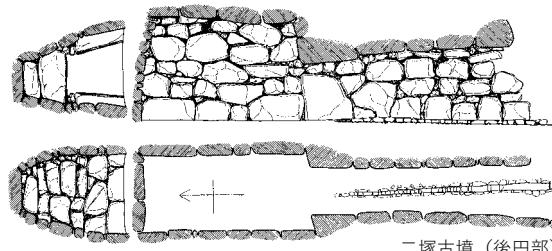
權現堂古墳



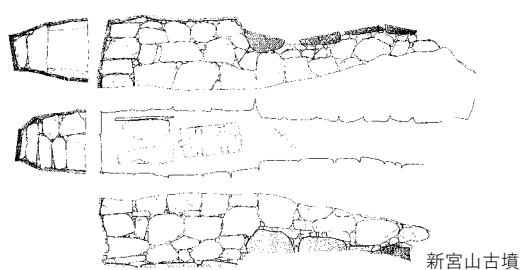
笛吹神社古墳



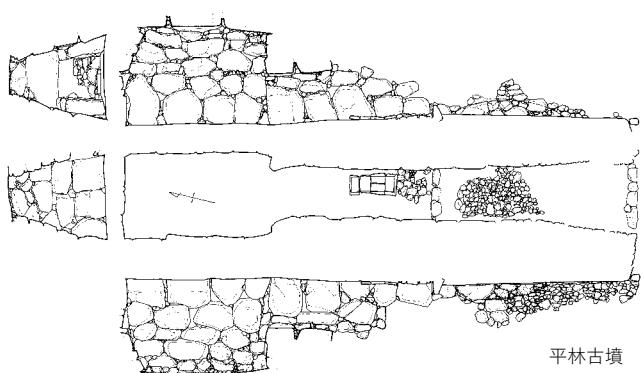
市尾宮塚古墳



二塚古墳 (後円部)



新宮山古墳



平林古墳



図 3-13 大和の大型横穴式石室 実測図 (1)

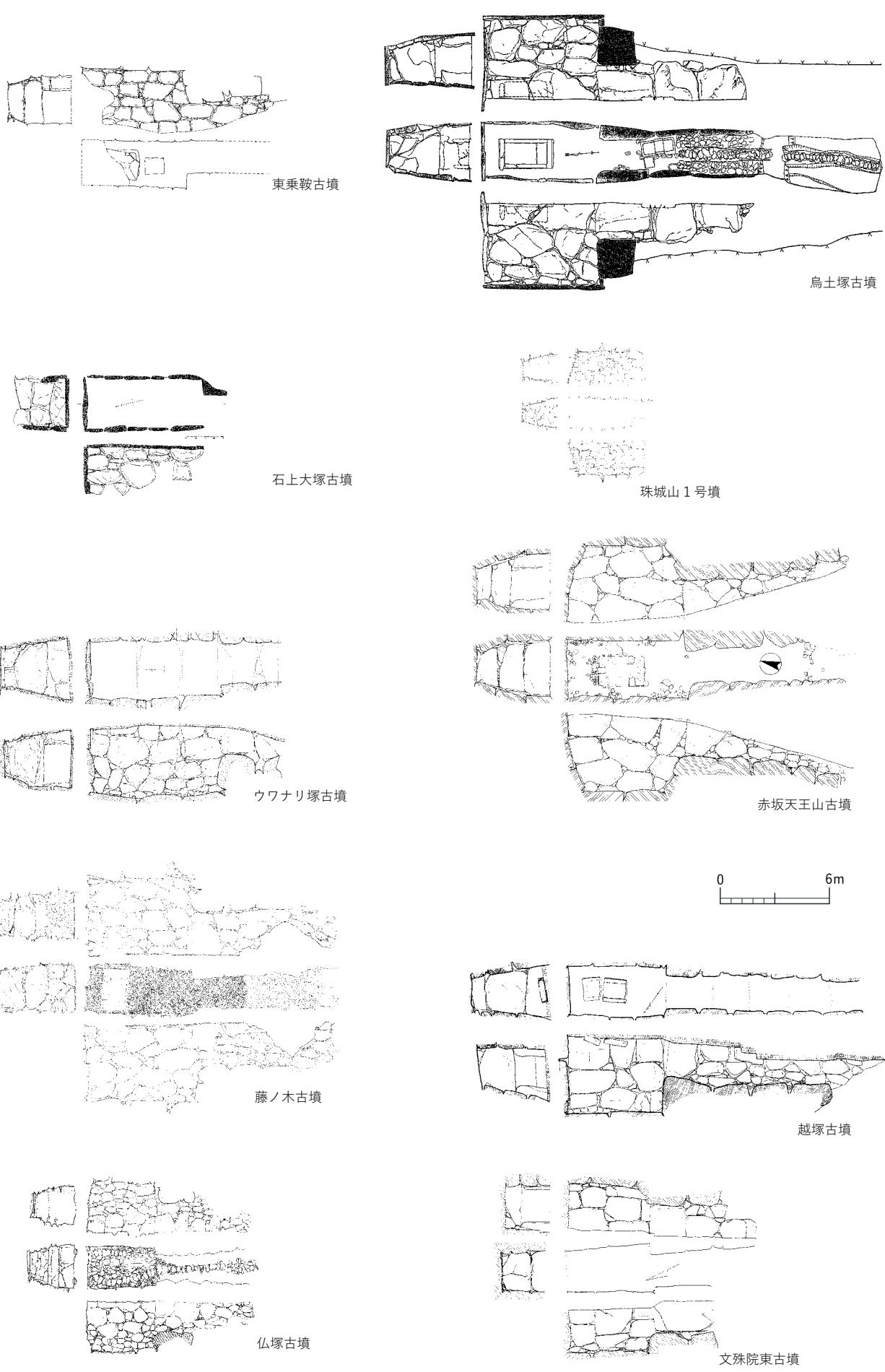
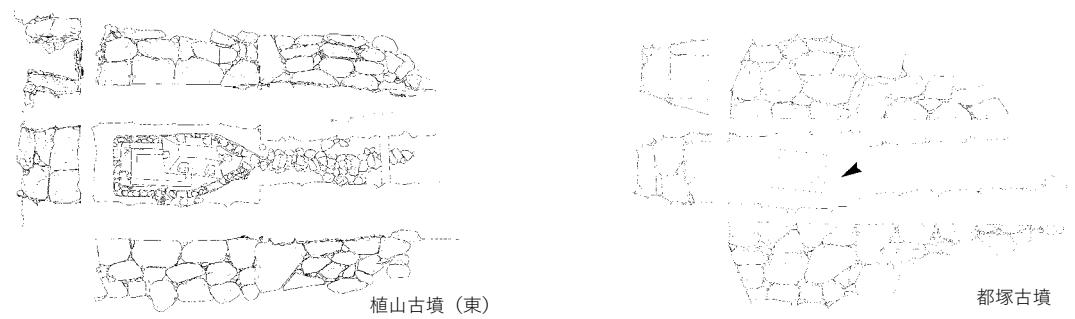
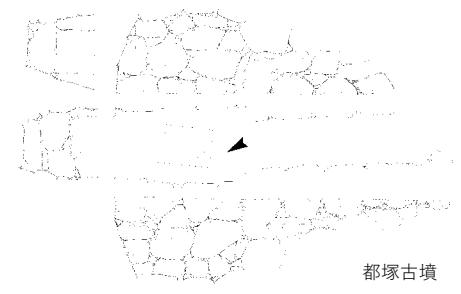


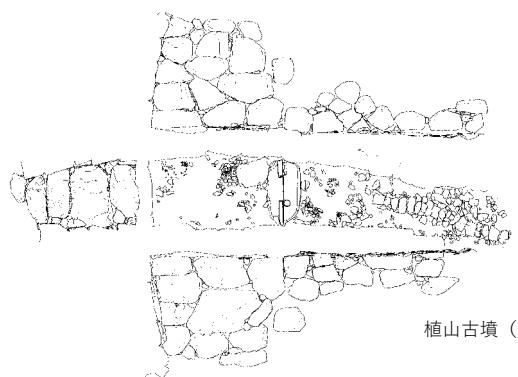
図 3-14 大和の大型横穴式石室 実測図 (2)



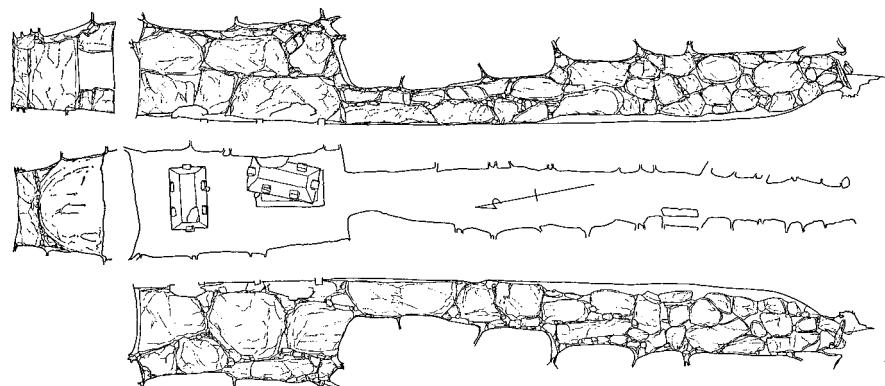
植山古墳 (東)



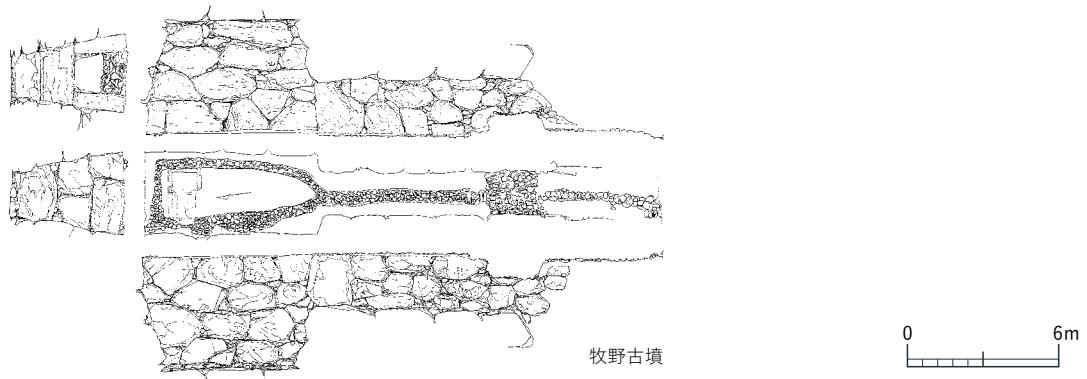
都塚古墳



植山古墳 (西)



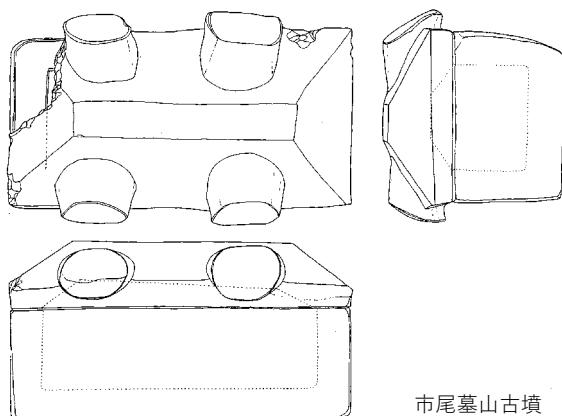
五条野丸山古墳



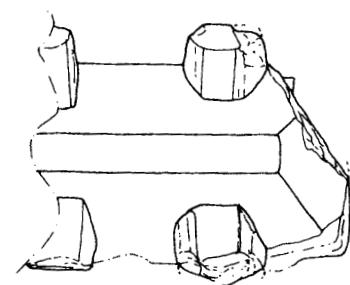
牧野古墳



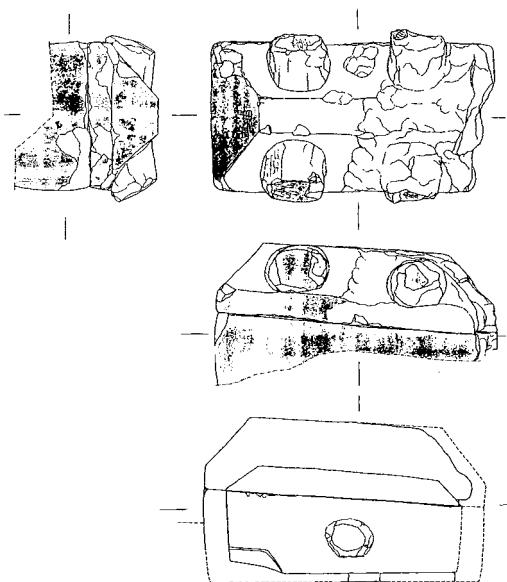
図 3-15 大和の大型横穴式石室 実測図 (3)



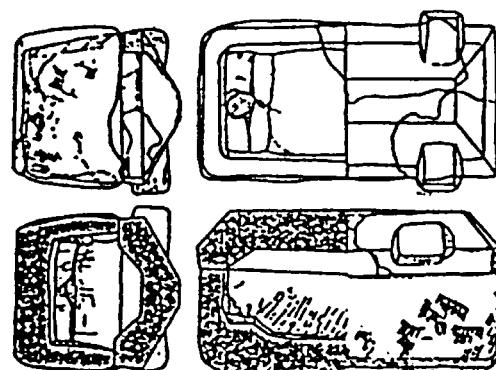
市尾墓山古墳



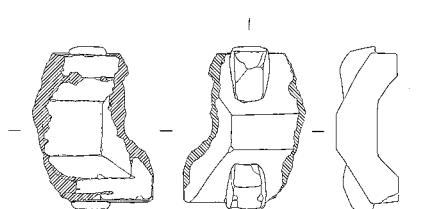
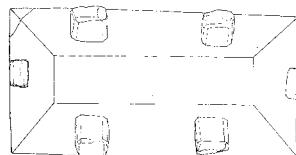
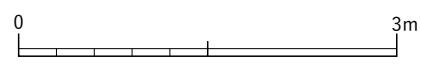
笛吹神社古墳



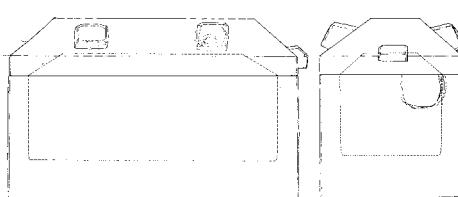
権現堂古墳



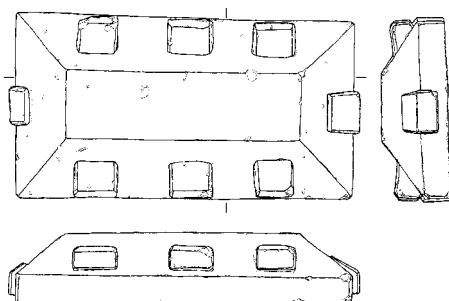
条池南古墳



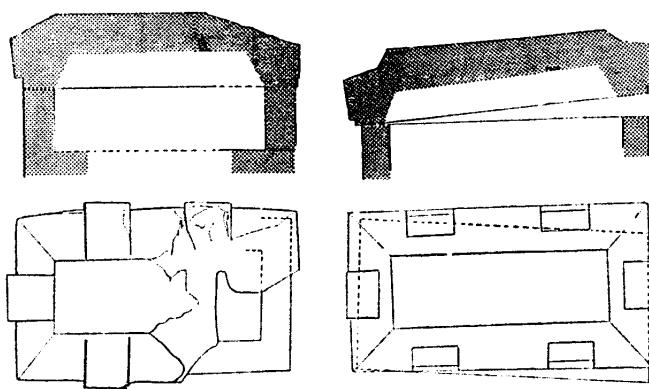
市尾宮塚古墳



新宮山古墳



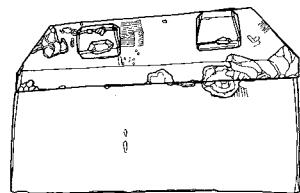
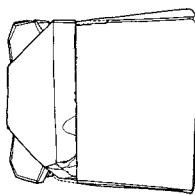
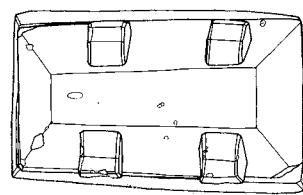
條ウル神古墳



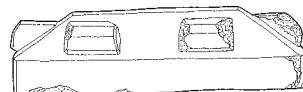
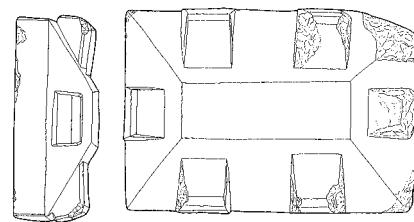
水泥南古墳（玄室）

水泥南古墳（羨道）

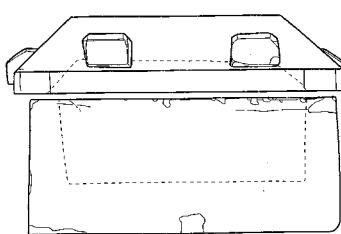
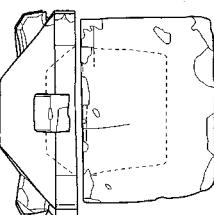
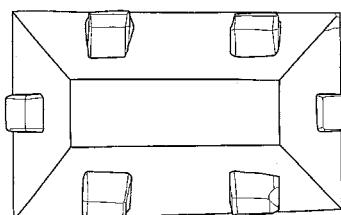
図 3-16 削抜式家形石棺の類例（1）



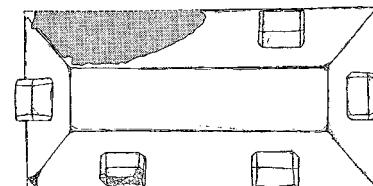
藤ノ木古墳



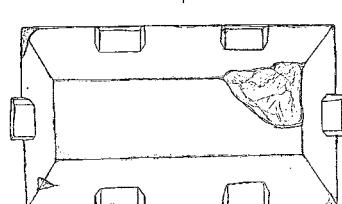
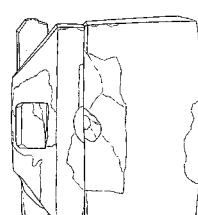
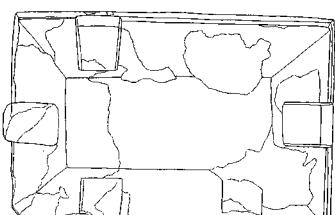
都塚古墳



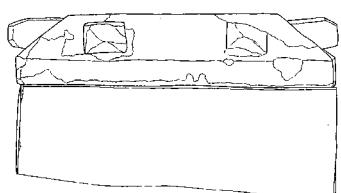
植山古墳



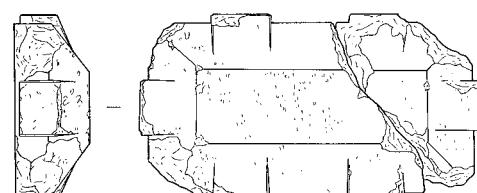
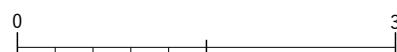
五条野丸山古墳（前）



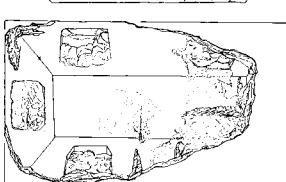
五条野丸山古墳（奥）



赤坂天王山古墳



塚本古墳



牧野古墳

図 3-17 剥抜式家形石棺の類例（2）

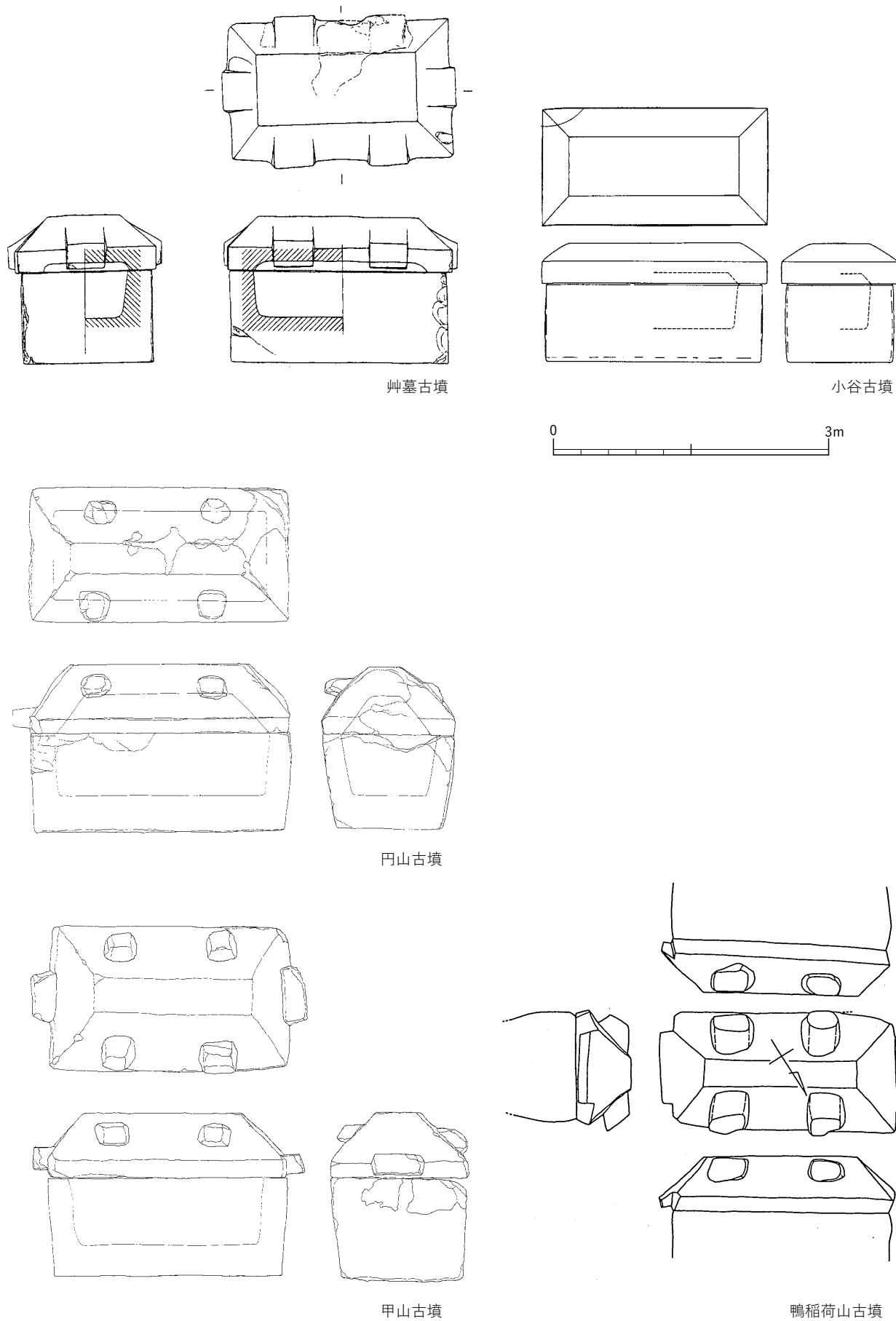


図 3-18 削抜式家形石棺の類例（3）

横穴式石室および剖抜式家形石棺 引用文献

- 東 潮 1983「塚本古墳」『奈良県遺跡調査概報 1982年度(第2分冊)』奈良県立橿原考古学研究所
網干善教 1961「御所市古瀬「水泥蓮華文石棺古墳」及び「水泥塚穴古墳」の調査」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第14輯 奈良県教育委員会
- 石坂泰士編 2014『史跡 植山古墳』橿原市埋蔵文化財調査報告第9冊 橿原市教育委員会
金澤雄太編 2019『條ウル神古墳-範囲確認発掘調査報告書-』御所市文化財調査報告書第56集 御所市教育委員会
河上邦彦編 1977『斑鳩・仏塚古墳』斑鳩町教育委員会
河上邦彦 1978「水泥塚穴古墳」『奈良県古墳発掘調査集報II』奈良県文化財調査報告書第30集 奈良県立橿原考古学研究所
河上邦彦編 1984『市尾墓山古墳』高取町文化財調査報告第5冊 高取町教育委員会
河上邦彦編 1987『史跡牧野古墳』広陵町文化財調査報告第1冊 広陵町教育委員会
河上邦彦 2001「大和巨勢谷権現堂古墳の測量調査と副葬品(後期大型円墳の意義)」『実証の地域史 村川行弘先生頌寿記念論集』大阪経済法科大学出版部
小島俊次編 1962『大和二塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第21冊 奈良県教育委員会
木場幸弘編 2018『市尾宮塚古墳発掘調査報告書』高取町文化財調査報告第42冊 高取町教育委員会
西光慎治編 2016『都塚古墳発掘調査報告書』明日香村文化財調査報告書第12集 明日香村教育委員会・関西大学文学部考古学研究室
白井忠雄 1991『町内遺跡I-稻荷山古墳・永田城址-』高島町文化財資料集8 高島町教育委員会
白石太一郎・関川尚功・大竹弘之 1978「橿原市小谷古墳の測量調査」『青陵』第39号 奈良県立橿原考古学研究所
進藤 武編 2001『史跡大岩山古墳群 天王山古墳・円山古墳・甲山古墳調査整備報告書』野洲町教育委員会
伊達宗泰 1960『桜井市粟原越塚古墳』奈良県文化財調査報告第3集 奈良県教育委員会
伊達宗泰 1976a「石上大塚古墳」『石上・豊田古墳群II』奈良県文化財調査報告書第27集 奈良県教育委員会
伊達宗泰 1976b「ウワナリ塚古墳」『石上・豊田古墳群II』奈良県文化財調査報告書第27集 奈良県教育委員会
伊達宗泰・岡幸二郎・菅谷文則 1972『烏土塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第27冊 奈良県教育委員会
田中一廣 1987「大和・巨勢山古墳群の群構造と性格(1)」『花園史学』第8号 花園大学史学会
千賀 久 1997「畿内の横穴式石室成立期の様相」『古文化論叢-伊達先生古稀記念論集-』伊達先生古稀記念論集刊行会
奈良県教育委員会 1980「新宮山古墳」『奈良県指定文化財-昭和54年度版-』
奈良県教育委員会 1982「飛鳥・磐余地域の後・終末期古墳と寺院跡」奈良県文化財調査報告第39集
奈良県教育委員会 1998「笛吹神社古墳」『奈良県指定文化財-平成9年度版-』
奈良県立橿原考古学研究所編 1990『斑鳩藤ノ木古墳 第1次調査報告書』斑鳩町・斑鳩町教育委員会
丹羽恵二編 2007『国史跡 珠城山古墳-第4・5次調査及び史跡整備報告書-』桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書29集 桜井市教育委員会
橋本輝彦編 2018『赤坂天王山古墳群の研究-測量調査報告書-』公益財団法人桜井市文化財協会調査研究報告第1冊 公益財団法人桜井市文化財協会
坂 靖編 1994『平林古墳』當麻町埋蔵文化財調査報告第3集 當麻町教育委員会
福尾正彦・徳田誠志 1993「畠傍陵墓参考地石室内現況調査報告」『書陵部紀要』第45号 宮内庁書陵部

第4章 史跡條ウル神古墳の本質的価値

1 史跡條ウル神古墳の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値である。したがって、史跡の本質的価値は土地と一体の「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されることになる。

「遺跡」はすべて過去の人々の活動の直接的な記録であり、人々が土地に刻んだ何らかの営為の痕跡である「遺構」と、それらに関連して残存する生活用具などの「出土遺物」、およびそれらと直接的な関係を有する空間（景観）からなる（文化庁 2005『史跡等整備のてびき』70 頁から引用）。

令和3年の指定説明文で示された史跡條ウル神古墳の価値は、次のように整理できる。

- 6世紀後葉に築造された古墳としては墳長 60～70 m と規模が大きく、周辺地域の古墳と比較しても特筆すべき大きさである。
- 墳丘南端を画する溝の存在や、横穴式石室開口部側を中心に積み上げられた細かな単位の盛土など、墳丘構築の実態が明らかになっている。
- 墳丘北側に設けられた横穴式石室は、玄室長、玄室高が同時期の事例と比較しても卓越している。
- 墳丘北側の横穴式石室に納められた家形石棺は、この時期の近畿周辺の首長墓に用いられることの多い二上山産白色凝灰岩を用いた剝抜式の優品で、寸法も類例に比べ卓越している。
- 墳丘北側の横穴式石室は、閉塞石も含めて保存状態が良好で、家形石棺の中は盗掘されていたものの、石室床面には金銅製品を含む豊富な副葬品が遺存している可能性が高く、当該期の大型横穴式石室としては稀有な事例といえる。
- 墳丘南側にも剝抜式家形石棺を納めた横穴式石室が構築されていた可能性が高く、当該期の埋葬習俗を考える上で希少な事例である。
- 築造時期や石室の規模、形状などから、奈良盆地の南東、曾我川上流域に位置する巨勢谷地域に基づ盤をおいた古代豪族巨勢氏との関係が推察され、奈良盆地南西部に関わりの深い有力首長墓と考えられる。

2 構成要素の区分と特定

(1) 構成要素の区分

史跡の保存・活用においては、本質的価値を構成するものが具体的に何であるかを把握しておく必要がある。加えて、本質的価値を構成する要素ではないが、史跡の保存・活用において合わせて考慮しておくべき要素というものがある。ここでは後段での検討に備え、それら各要素を以下のように区分し、該当する構成要素を分類・整理する。

A：本質的価値を構成する枢要な要素

史跡の指定要件に関する要素を指す。つまり、この要素が失われた場合、指定解除の検討要因となる要素である。

B：本質的価値に準じる諸要素（副次的価値）

史跡地内およびその周辺における古墳築造前後の歴史や史跡の価値付けと関連する歴史的要素で、Aとの関係を考慮しながら保存・活用を検討すべきものを指す。

C：史跡の保護に資する諸要素

A・Bの保存・活用において必要な要素を指し、保存施設や便益施設、維持管理施設などが該当する。今後、保存・活用のための施設（復元整備・案内板・解説板・休憩施設・トイレなど）や管理運営のための施設（防災設備、電気設備などの維持管理施設・管理棟・倉庫など）などを整備する場合は、それらも含まれる。

D：その他の諸要素（保存・活用上、調整が必要な要素）

史跡の本質的価値の顕在化や景観的調和において、その在り方を検討する必要がある要素を指す（A～C以外）。

（2）構成要素の特定

以上の区分に基づき、史跡條ウル神古墳に関わる構成要素を史跡指定地内と史跡指定地周辺（近接地）に分けた上で以下の通り整理し、具体的な要素を表4-1にまとめて示す。

A：本質的価値を構成する枢要な要素

●史跡指定地内

古墳の墳丘（写真3-2・5・6）や埋葬施設（写真3-8～11・14）、外表施設（写真3-3）、副葬品などの各要素が該当する。現在史跡指定地で認識できる古墳の墳丘は、大きく分けて地山、盛土、古墳時代以後の堆積土によって成り立っている。この中で本質的価値を構成するといえるものは盛土と墳丘築造に伴って改変を加えられた地山部分であり、古墳築造以後の堆積土については、そこには含まれない。

墳丘盛土の位置や北側石室の開口方向は、東側からの視線を意識した内容となっており、その古墳の見え方についても、史跡條ウル神古墳の価値の1つとする。

●史跡指定地周辺

現状では明確になっていないが、現在の史跡指定地外に古墳の範囲が広がっていく場合は、それらの範囲が対象となる。

B：本質的価値に準じる諸要素（副次的価値）

●史跡指定地内

史跡指定地内には史跡條ウル神古墳の築造に遡る弥生時代の遺構などが発掘調査でみつかっている（写真4-1）。史跡條ウル神古墳との直接的な関係はないそれら遺構ではあるが、古墳が立地する地域の前史を物語る要素として本要素の中に位置づける。

●史跡指定地周辺

史跡條ウル神古墳と近接する時期、立地に築造され、歴史的な関係も推測される条庚申塚古墳（写真4-2）、条池南古墳（写真4-3）、条池北古墳（写真4-4）が該当する。

やや離れた位置にはなるものの、史跡條ウル神古墳との密接な関係が想定される巨勢谷地域の大型横穴式石室墳（御所市権現堂古墳（写真4-5）、新宮山古墳（写真4-6）、水泥古墳（写真4-7・8）、高取町市尾墓山古墳（写真4-9）、市尾宮塚古墳（写真4-10））や、古墳築造後の関連遺跡として巨勢寺跡（写真4-11）についても含み込んで考える。

史跡條ウル神古墳の南側を東西にはしる市道室・出走線は、いつまで遡るか定かではないものの、少なくとも近世以降には現在の国道309号線の代わりとなる東西の主要幹線道であった。史跡宮山古墳を含む街道沿いの古墳と人々の往来は当該地域の重層的な歴史景観を表す重要な要素といえる。また、近世前期に当時の室村から分村して成立した条村は、成立以降、史跡條ウル神古墳の傍らで古墳とともに時を歩んできたといえ、集落と古墳が織りなす景観についても古墳築造以後の歴史景観的要素として重要なものと位置付けうる。

C：史跡の保護に資する諸要素

●史跡指定地内

保存に資するものとして、存在の前提となる史跡條ウル神古墳が立地する巨勢山丘陵の尾根があり、史跡指定地西側の市道に接する部分にコンクリート製の擁壁が存在する（写真4-12）。この擁壁は市道

の新設に際して史跡條ウル神古墳が存在する丘陵裾を削平し設置されたもので、本来的には古墳の保存に悪影響を与えるものといえるが、現状では急傾斜の法面を支えるために必要なものとなってしまっている。

活用に資するものとして、史跡指定地の南西隅に解説板（写真 4-13）が 1 基設置されている。

また、史跡指定地の西側に接する市道から墳丘西側に上がっていく小道（写真 4-14）や、史跡指定地の南側に接する市道から墳丘東側へ下りていく小道（写真 4-15）については、史跡條ウル神古墳の管理・活用の両面において進入路として現在利用されている。

●史跡指定地周辺

史跡指定地から連続する史跡指定地外の巨勢山丘陵の尾根も、史跡條ウル神古墳の保存に欠かせない部分は本要素の対象となる。

御所市観光協会が設置した「秋津洲の道」沿いの案内板 2 基（写真 4-16・17）や、京奈和自動車道御所南 I C・P A、史跡指定地周辺の市道など史跡條ウル神古墳までのアクセスに資するものがある。

B として位置づけた条池古墳群に関する解説板が古墳近傍の道沿いに 1 基存在する（写真 4-18）。

また、史跡指定地から少し離れるが、市内の文化財保存活用の拠点施設である御所市文化財事務所（写真 4-19）が、史跡條ウル神古墳の西 1.3km に位置している。

D：その他の諸要素（保存・活用上、調整が必要な要素）

●史跡指定地内

史跡指定地南辺沿いに設置されたイノシシ対策用柵（写真 4-20）や史跡指定地東側を縦断するよう架設された電線に伴う電柱 1 基（写真 4-15）、史跡指定地南西隅に設置されている電柱 1 基（写真 4-21）、史跡指定地西辺の擁壁脇に置かれた物置（写真 4-22）などが存在する。

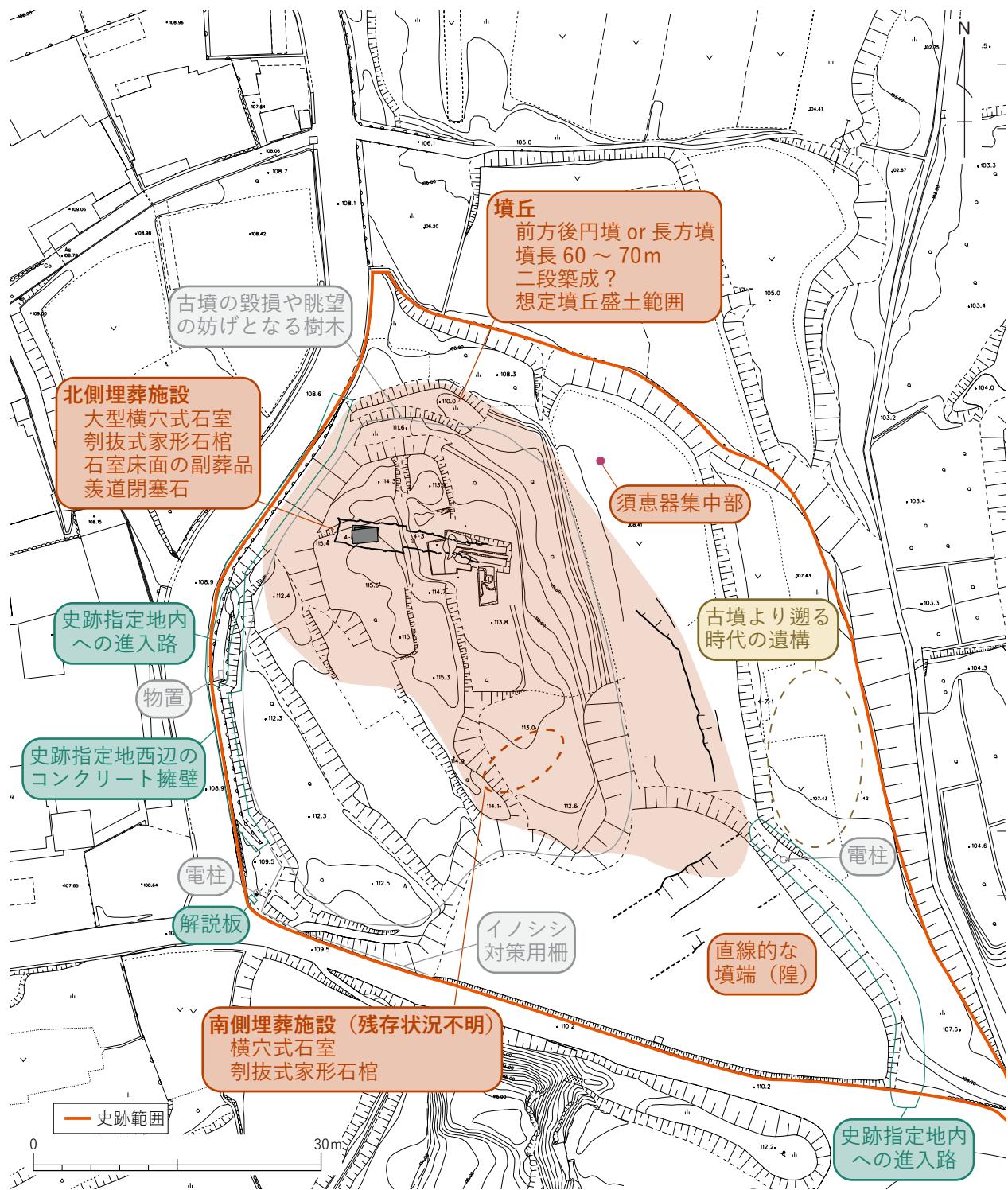
史跡條ウル神古墳の毀損や眺望の阻害となる史跡指定地内の樹木についてもここに含まれる。

参考文献

文化庁文化財部記念物課 2005 『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』 I 総説編・資料編 同成社

表 4-1 史跡條ウル神古墳 構成要素の特定

区分	A	B	C	D
	本質的価値を構成する枢要な要素	本質的価値に準じる諸要素	史跡の保護に資する諸要素	その他の諸要素（保存・活用上、調整が必要な要素）
史跡指定地内	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘 規模 60～70 m 墳形：前方後円墳 or 長方墳 段築：二段築成か 墳丘盛土 ・埋葬施設 北側埋葬施設 横穴式石室（二上山白色凝灰岩製削抜式家形石棺、石室床面上に遺存する副葬品、羨道閉塞石） 南側埋葬施設 横穴式石室の抜取跡とみられる落ち込み（二上山白色凝灰岩製削抜式家形石棺） ・外表施設 墳丘南端を画する溝 ・副葬品など出土遺物 ・周囲からの古墳の見え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地内に存在する古墳より遡る時代の遺構（弥生時代の溝など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳の立地する巨勢山丘陵の尾根 ・史跡指定地西辺のコンクリート擁壁 ・史跡解説板 ・史跡指定地内への進入路 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ対策用柵 ・電柱 ・物置 ・古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木
史跡指定地周辺（近接地）	・今後の調査で明らかになった場合の本来の墳丘範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・近接する時期、立地に築造された古墳（条池南古墳、条池北古墳、条庚申塚古墳） ・巨勢谷地域に築造された大型横穴式石室墳（市尾墓山古墳、権現堂古墳、市尾宮塚古墳、新宮山古墳、水泥北古墳、水泥南古墳） ・古墳築造以後の関連する遺跡（巨勢寺跡） ・近世以降の街道と古墳がつくりだす歴史景観 ・古墳と隣接する集落がつくりだす歴史景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地から連続する史跡指定地外の丘陵尾根 ・史跡案内板 ・御所市文化財事務所 ・御所南 IC・PA ・アプローチ道路 	



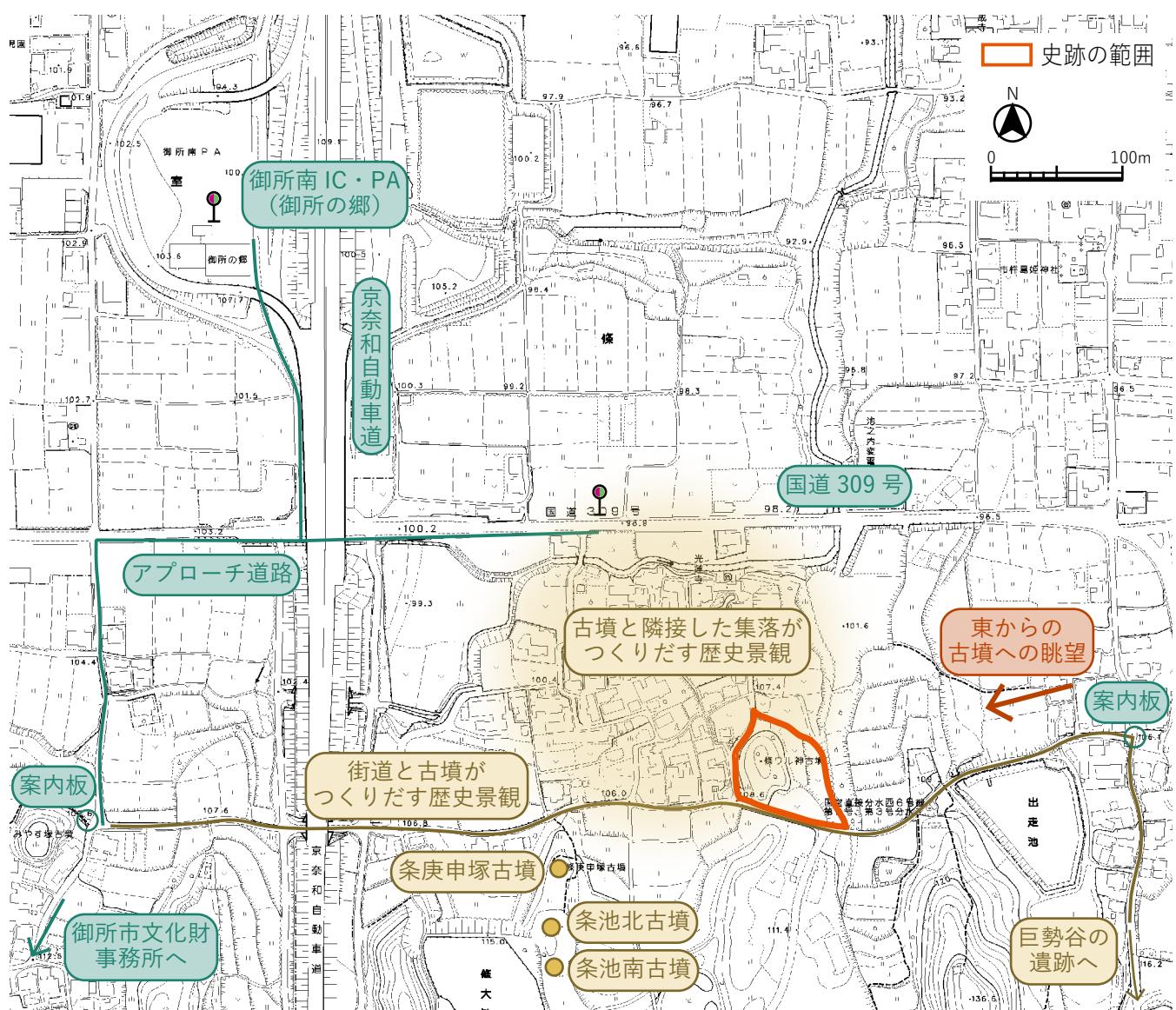


図 4-2 史跡條ウル神古墳 指定地外の構成要素の配置



写真 4-1 7 tr 検出の弥生時代の遺構



写真 4-2 条庚申塚古墳



写真 4-3 条池南古墳
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真 4-4 条池北古墳
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真 4-5 権現堂古墳



写真 4-6 新宮山古墳



写真 4-7 水泥北古墳



写真 4-8 水泥南古墳



写真 4-9 市尾墓山古墳



写真 4-10 市尾宮塚古墳



写真 4-11 巨勢寺跡の現況



写真 4-12 史跡指定地西辺のコンクリート擁壁



写真 4-13 史跡條ウル神古墳の解説板



写真 4-14 史跡指定地西側の小道



写真 4-15 史跡指定地南側の小道と東側の電柱



写真 4-16 秋津洲の道沿いの案内板①



写真 4-17 秋津洲の道沿いの案内板②



写真 4-18 巨勢山古墳群（条池支群）の解説板



写真 4-19 御所市文化財事務所



写真 4-20 史跡指定地南辺のイノシシ対策用柵



写真 4-21 史跡指定地南西隅の電柱



写真 4-22 史跡指定地西辺の擁壁脇に置かれた物置

第5章 現状・課題

1 保存管理

史跡條ウル神古墳の保存管理に関する現状と課題は、第4章（表4-1）で示した史跡指定地内外の各構成要素との対応を重視して、表のかたち（表5-1）にまとめた。また、適切な保存方法を検討するための情報が不足している場合は、各種の調査・研究が必要となるが、保存管理に関する調査・研究に関する現状と課題は下記の通りである。

表5-1 史跡條ウル神古墳の保存管理に関する現状と課題

要素の区分	要素	現状	課題
A 本質的価値を構成する極要な要素	墳丘	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘全体が耕作による改変を受けている。 ・史跡指定地の大半は公有化されており、一筆のみ民有地が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の古墳の形が判然としない。 ・古墳全体を一体的に管理するため、民有地の公有化が必要。
	埋葬施設	<ul style="list-style-type: none"> ・北側石室は、1次調査の時点で、壁体を構成する石材に大きな亀裂なく、家形石棺についても、縄掛突起の一部に欠損が見られる程度で、全体に良好な保存状態を保っていた。羨道部の閉塞石も全体の検出はされていないが、非常に良好な保存状態を保っていた。 ・石棺内部は盗掘を受けていたが、石室床面は未盗掘の状態を保っている可能性が高い。 ・1次調査後は、開口部を厳重に埋め戻し、現在は石室内に立ち入ることができない。 ・南側石室は、その存在が想定される調査成果があるのみで、埋葬施設の具体的な保存状態がわかつていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1次調査後、20年以上が経過しているが、北側石室の現況を全く確認することができておらず、現状、保存上の課題が整理できていない。当時の保存状態を現在も保っているのか、石室床面に遺存していた副葬品もそのままの状態を保っているか懸念される。 ・南側石室は、具体的な保存状態を把握し、とるべき対応を検討する必要がある。
	外表施設	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘南側に、墳丘と尾根を切り離す溝が検出されており、墳丘西・東側では確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南側の溝は、おおむね遺存範囲が把握できているが全体像をつかむには至っていない。墳丘北側については、溝の有無自体が明らかになっていない。
	副葬品など出土遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの発掘調査で出土した遺物は全て御所市教育委員会で保管している。 ・石室床面に副葬品が未盗掘の状態で遺存している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石室床面に遺存する副葬品の保存状態が把握できていない。 ・今後の追加調査によっては、出土遺物を適切に保管するためのスペースや環境に不備が生じる恐れがある。
	周囲からの古墳の見え方	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の北西は條の集落が広がり、南は巨勢山丘陵の尾根が伸びているため、離れた位置からの視認性が悪い。墳丘の東は農地が多く、少し離れたところからでも古墳を視認することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の改変がひどく、知っていなければそもそも古墳と認識することが難しい。
B 本質的価値に準じる諸要素	史跡指定地内に存在する古墳より遡る時代の遺構（弥生時代の溝など）	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地東側の墳丘外の一部で検出され、現地で保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各遺構の性格など詳細が明らかになっていない。
	史跡指定地外の関連する古墳や遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に保存管理されている、もしくは特段の管理がなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれとの関係を踏まえた、一体性のある保存管理ができない。
C 史跡の保護に資する諸要素	史跡指定地及びそこから連続する史跡指定地外の巨勢山丘陵の尾根	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところ斜面の崩落などは見られず、安定した法面を維持している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳の毀損を誘発しないよう、定期的な看視をする必要がある。
	史跡指定地西辺のコンクリート擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地西辺の急斜面部を支えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の史跡條ウル神古墳の保存には一定の役割を果たしているが、この擁壁自体が古墳の一部を破壊してしまっているとともに史跡條ウル神古墳の景観を悪化させている。 ・加えて、擁壁自体の経年劣化も観察でき、耐久性について確認が必要である。
	史跡解説板	<ul style="list-style-type: none"> ・1次調査後に御所市教育委員会によって設置された解説板が史跡指定地南西隅に1基あり、経年劣化や史跡指定に対応するかたちで令和6年に改修がなされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解説板の内容が概括的で、史跡條ウル神古墳の本質的価値を包括的に解説するには内容・数量ともに不十分となっている。
	史跡指定地内への進入路	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地の西と南東に1ヶ所ずつ、人が歩ける幅の進入路がある。御所市教育委員会により定期的な除草作業が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の土地利用に際して利用されていたものを史跡指定地の管理道として流用しているため、史跡指定地全体を適切に保存管理できるような内容になっていない。

要素の区分	要素	現状	課題
C 史跡の保護に資する諸要素	史跡案内板	・御所市観光協会が設置したものが、史跡指定地に南接する市道室出走線の東西に1ヶ所ずつ、計2基ある。	・市観光部局にて日常的な管理がなされているが、文化財部局との連携が十分になされていない点に問題がある。
	アプローチ道路	・国道309号から分岐する市道が史跡指定地の西と南に接している。	・いずれも車両の対向が困難な幅員しかなく、うち西側に接する市道は條の集落内を通る生活道であり、南側に接する市道は周辺事業者の大型車両がある程度通行するため、日常的な管理においてもやや使いにくい状況がある。
D その他の諸要素	史跡指定地内の樹木	・史跡指定地西半部の墳丘上に雜木やカキ、クリ、史跡指定地東辺沿いにウメが植えられている。	・市による公有化後は特段の管理はなされておらず、特に墳丘上の樹木は倒木などによって史跡條ウル神古墳の毀損につながる可能性があるとともに、内外からの眺望を阻害している。
	イノシシ対策用柵	・史跡指定地南辺に胸高程度の柵が設置されている。	・史跡條ウル神古墳の景観を阻害している。
	電柱	・史跡指定地南西隅と史跡指定地東側に計2基存在する。	
	物置	・史跡指定地西辺の一角に設置されている。	

現 状

第3章に示した通り、史跡條ウル神古墳に対する発掘調査は今まで計6次にわたり行われている（表3-2、図3-6）。墳丘北側の巨大な横穴式石室については、1次調査によってその存在を再確認したが、盗掘を受けていた石棺の清掃調査や最低限の石室記録の作成に留まっている。

墳丘については、範囲確認調査として実施した3～6次の調査により一定の成果は得られたが、現況の土地区画に制約された調査区の配置となつたため、十分に追及できなかつた部分がある。

史跡條ウル神古墳がおかれている環境に関する調査は、奈良県立橿原考古学研究所によって令和3年から継続して実施されており、気象観測装置による気温や降水量などの調査、土中水分の変化を計測する専用機器を用いた調査などが行われている。

研究に関しては、史跡條ウル神古墳を特徴づける墳丘北側の横穴式石室を扱ったもの（河上1995、宮元2005、太田2011、坂2018、金澤2019など）や、刳抜式家形石棺を扱ったもの（小林1951a・b、和田1976、藤井1979、増田2003a・b・2004、山田2003、太田2011、石橋2013、金澤2021）、墳丘を扱ったもの（藤原2009）、被葬者について論じたもの（御所市教育委員会編2003、藤田2016）がある。石室については、年代的な位置づけについては比較的評価が安定しているように見受けられるが、系譜に関する議論については十分に評価が定まっているとは言えない。石棺については、その特殊性に触れる研究が多く、家形石棺全体の中での共通性を踏まえた評価は一部に限られている。後2者については、上記した発掘調査の成果が断片的であることもあり、十分に議論が深まっているとは言えない状況といえる。

課 題

●墳丘規模・形態・構造の解明

今までの発掘調査によって、墳丘のおおよその範囲は明らかとなっているものの、北側の墳丘端の位置や正確な墳形、段築といった墳丘構造の詳細について十分に明らかにできていない。

●墳丘北側埋葬施設の再調査

墳丘北側石室については、平成14年の確認調査以来、内部の状況は確認されていない。そのため、近年の記録作成では一般的になっている横穴式石室や石棺の三次元記録が存在せず、玄室床面に遺存する副葬品の詳細も明らかになつてない。墳丘の陥没などが発生していないことから、今のところ北側埋葬施設自体に大きな損傷はないようく想定されるが、石室内の環境が一定に保たれているとは考えにくく、床面に遺存する副葬品の保存状況についても楽観視できない。ただし、北側石室の再調査にはいくつかの課題が存在する。1つは平成14年の調査後の埋め戻し状況に関する具体的な記録が残ってお

らず、再調査方法の検討が行いにくいこと、2つは出土遺物の保存処理やその後の保管・公開施設なども見据えて考えると多大な財政負担が想定されること、3つは石室構造の安定性や石室内部の環境変化に関する調査、将来的に石室を開口した場合のリスクの有無やその内容に関する調査ができていないことである。

●墳丘南側埋葬施設の解明

6次調査によって存在が明らかになったが、内容や遺存状況について十分に明らかになっていない。

●史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する検討

史跡條ウル神古墳は、奈良盆地の西南部に位置するが、葛城と巨勢という小地域の境界部に位置することから、その歴史的な評価が十分に定まっていない。至近の距離に位置する条池古墳群の各古墳や、葛城・巨勢両地域の大型横穴式石室墳との関係、広く大和における他地域の首長墳との比較研究を通じた史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する議論が未だ十分にはなされていない。

2 活用

活用とは、史跡の本質的価値の性質を理解し、それを適切に現代社会に活かすことであり、活用には大きく分けて、教育資源としての活用、観光資源としての活用、地域づくりにおける活用の3つの内容を考えられる。

以下、その3つの内容を踏まえながら、史跡條ウル神古墳における活用面の現状と課題をまとめる。

現 状

教育資源としての活用に関する現状

市民一般を対象に史跡條ウル神古墳に関する展示、講演会の開催や現地公開を行っている。しかし、御所市文化財展示室における常設展示では、展示スペースの制約から史跡條ウル神古墳出土資料の展示はできておらず、解説パネル内で概要を触れる程度に留まっている。また、令和元年度には史跡條ウル神古墳の範囲確認調査成果を踏まえ、その歴史的位置付けを考える企画展示、講演会を御所市アザレアホールにて開催し好評を得たものの、その後継続した取り組みにはなっていない。古墳の概要をまとめた解説資料は史跡指定前に作成した簡易なものしかなく、文化財課公式HP上で概説的な解説を掲載している。文化財課公式Instagramについても発信内容が多岐にわたるため、史跡條ウル神古墳の内容を扱った情報発信はそれほど多くない現状となっている。

現地では古墳を自由に見学することが可能ではあるが、墳丘形態が明瞭ではなく、詳細な解説板や史跡指定地内外の案内板も十分に設置されていないため、見学者には非常に不便な状態となっている。埋葬施設、特に北側石室は、先述の通り1次調査のち厳重に開口部が埋め戻されており、現地公開はされていない。南側石室についても、現地においてその位置を示す解説板や案内板はなく、外表施設である溝についても同様である。

市内の児童、生徒を対象にした郷土学習の資料としての活用も期待されるところではあるが、今のところ近隣の小中学校、高等学校と連携した取組は実施できていない。

この種の活用に期待される効果としては、市内の歴史や歴史資産への興味、関心を喚起することで、個別の史跡や文化財全般への愛護意識を高めるとともに、後述する観光や地域づくりといった活用分野へと取り組みを広げていくところにあるが、現状では不十分で一方方向的な情報発信に留まっており、期待される効果を得るには至っていない。

観光資源としての活用に関する現状

史跡條ウル神古墳は、平成14年の石室調査が新聞の全国紙に掲載されるほどのインパクトがあったため、現在も史跡條ウル神古墳単独で見学に来る人が散見される。加えて、御所市観光協会が設定している観光コース「秋津洲の道」には史跡宮山古墳などとともにコース上の見学地点として記され、それに沿って周遊する見学者も多い。

ただし、古墳が未整備であるとともに、見どころである北側石室も埋め戻され現地公開されていないため、来訪者が満足できる状況にはなっていない。加えて、古墳の周囲に来訪者向けの飲食店なども少なく、近在する「御所の郷」への案内等も行えていない。また、古墳への来訪者数を把握することもできていない。

地域づくりにおける活用に関する現状

史跡などの記念物は、地域の歴史、景観の主要な構成要素であることから、地域におけるコミュニティ形成やアイデンティティーの醸成という点で一定の働きが期待されている。しかし、そういった機能を発揮するためには、史跡が所在する地域において史跡を含む歴史資産の保存活用に関する普及啓発を行い、その機運を高めていくことが必要となるが、史跡條ウル神古墳についてはそういった活用に全く手がついていない現状である。

課題

教育資源としての活用に関する課題

- 現地では墳丘のみの公開に留まり、本質的価値の枢要な部分を占める北側石室を公開できていない。
- 北側石室公開活用の基本の方針が未確定。
- 現地公開が困難な場合の次善の策となるVRやARといったデジタル技術の利用ができていない。
- 解説板や案内板が不十分なため、墳丘形態の詳細や各遺構の位置関係などについても見学者が理解できるようになっていない。
- 御所市文化財展示室の展示スペースが大きくないため、出土遺物の公開が常時なされておらず、史跡條ウル神古墳に関する最新の所見を掲載した配付資料も作成されていない。
- 史跡指定前に行った企画展示や講演会に続く催しを継続的に実施できていない。
- 最新の調査・研究成果に関する情報発信ができていない。
- 地元小学校や中学校、高等学校との連携がとれておらず、郷土学習の材料として利用されていない。
- 奈良県内や周囲の他府県にある大学や民間企業とどういった連携が可能か検討できていないため、実際の連携をとるに至っていない。
- 公式SNSやホームページなどを使った史跡條ウル神古墳に関する情報発信が少ない。

観光資源としての活用に関する課題

- 来訪者の満足度を高めるための、現状の施設状況にあった見学ルートが構築されていない。
- 墳丘は公開しているものの見学路や安全設備が未整備なため、実際に見学者が史跡指定地内を見学する際にスムーズに誘導できていない。
- 自動車での見学を想定した案内板の設置ができておらず、史跡指定地の近隣に駐車スペースもないため、現地への訪問が行いにくくなっている。
- 墳丘上や石室開口部付近からの眺望が確保できるよう、支障となる樹木については伐採する必要がある。
- 古墳への来訪者数の把握ができていない。
- 観光部局が作成したシンプルな観光ルートマップはあるものの、周囲の関連する史跡や遺跡、便益施設の位置などを組み込んだより充実したルートマップの作成ができていない。
- 史跡條ウル神古墳は、本質的価値に関連する古墳が周辺の市町村にも展開しているが、自治体を跨いだ周遊ルートの作成など広域的な連携ができていない。
- 現地での解説板だけでは伝えきれない、地域に根ざした史跡條ウル神古墳の価値を伝えられるボランティアガイドの育成ができていない。

地域づくりにおける活用の課題

- 史跡條ウル神古墳をはじめとする歴史資産の保存活用に関する普及啓発ができておらず、協働でき

る市民団体等がない。

- 史跡條ウル神古墳が地域のコミュニティ形成やアイデンティティーの醸成に資する場になるためには、どういった試みが必要か検討ができていない。

3 整備

整備には、史跡の保存を目的とするものと、活用を目的とするものがあり、両者を調和的に実施することが求められる。史跡條ウル神古墳の整備に関する現状と課題は以下のとおりである。

現 状

(保存のための整備)

- 御所市教育委員会によって、見回り・清掃・除草等の維持的措置が行われている。
- 墳丘や埋葬施設の保存を目的とした整備はなされておらず、北側石室については、埋め戻して地中保存しているだけの状態となっている。

(活用のための施設整備)

- 史跡指定地の南西隅に史跡條ウル神古墳の概要を記した解説板が1基設置されている。
- 現地見学のための見学路や便益施設が整備されていない。
- 史跡條ウル神古墳への案内板は、史跡指定地からやや離れた観光ルート上に2基設置されている。

課 題

(保存のための整備)

- 維持的措置の頻度が十分ではない。
- 史跡指定地内に史跡の毀損要因となりうる樹木が存在する。これらの樹木は、内外からの古墳の視認性低下につながっており、定期的な維持管理が行いにくい状況を作り出している。
- 史跡指定地内に存在する急斜面に対する法面養生の要否が検討できていない。
- 北・南ともに埋葬施設の保存状態が把握できていないため、整備の要否や内容を検討することができない。
- 史跡標識や境界標といった保存施設が設置されていない。

(活用のための施設整備)

- 現在設置されている解説板の内容が概説的な内容に留まっており、墳丘復元が十分にできていないため本質的価値を伝えるために十分な内容になっていない。また、史跡指定地内の遺構配置を示す解説板がなく、それら遺構への見学路や現地での遺構表示も整備されていないため、現地で史跡條ウル神古墳の詳細を理解することができない。総じて現地におけるガイダンス機能が十分に整備されていない。
- 史跡條ウル神古墳を特徴づける墳丘北側石室とその内部の家形石棺について、実測図や限定的なカットの写真しか資料がなく、その大きさを体感できるデータがない。加えて、将来的な石室一般公開の可能性について検討ができていない。
- 周辺の幹線道路や駐車可能なスペース（史跡宮山古墳南側の桜田池公園や京奈和自動車道御所南PA）から史跡條ウル神古墳へ誘導するための案内板がなく、アクセス方法がわかりにくい。加えて、史跡指定地周辺に駐車場がなく、史跡指定地までのアプローチ道路も幅員が狭く、自動車での来訪が難しい。
- 史跡来訪者のための便益施設（あずまや・ベンチなど）や安全設備（手すり・柵など）がない。
- 横穴式石室の開口方向であり、古墳築造に際して意識していたと考えられる史跡指定地の東側から史跡條ウル神古墳を眺める視点場がない。
- 周辺の遺跡や古墳と統一感のある解説板や案内板になっていないことに加え、地域の歴史を一体的

に理解できる環境が整備されていない。

- 御所市文化財展示室において、史跡條ウル神古墳の出土遺物が常時展示されておらず、現時点でガイダンス機能が整備されていない。

4 運営・体制

運営とは、組織や事業をうまく機能させるために、計画を立てて日々の業務を管理・実行することを指している。そして、体制とは、保存活用事業を効果的に運営するため、必要な職員等を配置した御所市担当部局等の体制に加え、史跡の保存・活用が文化財担当部局だけで完結するものではないことを踏まえ、密な連携が求められる府内他部局や外部関係機関等との連携体制についても含みこんで捉えている。

現 状

本計画策定前に実施してきた史跡條ウル神古墳に関わる保存活用事業の運営は、史跡の管理団体である御所市（文化財課）が中心となっているが、観光に関わる施設設置などは市観光部局が独自に実施している。

体制は、文化財担当部局である文化財課（管理職1名）が教育委員会事務局内にあり、特に史跡の保存活用を業務にもつ文化財係には技術職4名（内訳は埋蔵文化財3名、古文書1名）、事務職1名の計5名が配置されている。直接的に史跡の保存活用業務に携わらない歴史資産整備係には、事務職1名、建築技術職1名が配置され、課全体としては管理職含め8名体制となっている。

府内関係部局との連携体制については、特別な会議体などは有しておらず、個別事業・施策ごとに必要な場合は情報共有のうえ連携するという緩やかな連携体制を築いている。

連携を取る関係機関には様々なものがあるが、行政的な面では、上級官庁である文化庁や奈良県との連携が挙げられ、特に史跡の現状変更や補助金事業の実施といった手続きの中で密なコミュニケーションを取っている。

加えて、史跡條ウル神古墳における今後の様々な事業実施を想定して、奈良県立橿原考古学研究所とも積極的に連携をとっており、現在は史跡指定地内の環境調査という具体的な施策においても協力体制を築いている。

史跡條ウル神古墳の保存活用事業の実施にあたっては、外部有識者や地域の代表によって構成される諮問機関である秋津地区史跡等調査整備審議会が条例に基づいて設置されている。この審議会では、個別的な施策や本保存活用計画のような中・長期的な計画策定など多くの場面で助言をいただいている。

史跡は土地に根付いた文化財であるため、史跡指定地の所有者や史跡が所在する地域の住民との関係は切っても切れない。今まででは、発掘調査時や史跡指定、公有化などの各段階で土地所有者や自治会長などから多大な協力をいただき、本計画策定時にも審議会委員として自治会長の協力を得ている。また、史跡指定地の一部は大蔵省（現財務省）の土地となっているため、管轄の奈良財務事務所と金銭の発生しない委託契約を結ぶことで、スムーズな日常管理を実施している。

上記以外では、史跡條ウル神古墳の発掘調査時やその成果報告書作成時に、大学の考古学研究室や関係分野の専門家（大学教員や研究所研究員など）の協力を得ることはあったが、いずれも一時的、個別的な連携となっていた。

課 題

今まででは、條ウル神古墳の史跡指定を目指した調査事業や、指定後の公有化事業が施策の中心であったため、上記の体制でも事業を遂行できていた。しかし、今後本章に記した多くの課題に対する保存活用事業を着実に展開していくためには、府内他部署や関係機関が実施する史跡條ウル神古墳に関わる施策を文化財課において適切に把握、調整していくことが求められる。

文化財課内の体制については、史跡條ウル神古墳の保存活用事業以外の様々な業務も含めて考える必要があるが、今後も継続して人口が減少していくという推計（図2-14）を踏まえた、適正な人員配置を含む体制の維持が課題といえる。

府内他部署との連携体制については、本計画に基づく施策の安定的な実施を目指すうえでは、現状の緩やかな連携体制をこえたより緊密な連携体制の構築が課題といえる。

関係機関との連携体制については、密な情報共有は継続しつつ、本計画の内容を踏まえたより具体的な連携体制の構築について十分に協議ができていない点が課題となろう。

諮問機関である秋津地区史跡等調査整備審議会については、関係分野の有識者や地域代表によって構成されており、現在多くの有益な助言をいただいているが、今後史跡條ウル神古墳の保存活用に関わって必要となる多くのより専門的な検討事項を解決していくために、より個別具体的な内容を検討できる体制について十分に検討ができていない。

史跡指定地の所有者との連携については、それほど大きな課題は今のところ見受けられないが、地域住民との連携については課題が多い。自治会長や史跡指定、公有化時に一定のコミュニケーションが取れている元地権者の方々を除くと、地域住民全体へ史跡條ウル神古墳の保存活用に関する情報共有は十分に実施できていない。加えて、史跡條ウル神古墳が所在する條地区は、市全体でみても高齢化が進んでいる地区であり、現実的にどのような連携体制が取り得るのか検討ができていない。また、地域住民に限らない、市内外の個人や団体を史跡條ウル神古墳の保存活用事業に巻き込んでいく方向性についても今のところ議論ができていない。

史跡條ウル神古墳の保存活用については、上に挙げた以外にも産・官・学を問わない様々な連携の可能性が議論されるべきといえるが、現時点ではその議論を行うまでに至っていない点も課題の1つといえる。

参考文献

- 石橋 宏 2013 「畿内系家形石棺の成立と石棺秩序の変容」『古墳時代石棺秩序の復元的研究』六一書房
太田宏明 2011 『畿内政権と横穴式石室』学生社
金澤雄太 2019 「研究ノート 奈良盆地における横穴式石室の地域性」『和の考古学』ナベの会
金澤雄太 2021 「畿内系家形石棺の棺蓋横断面形についての一検討」『星空の考古学』ナベの会
河上邦彦 1995 『後・終末期古墳の研究』雄山閣
御所市教育委員会編 2003 『古代葛城とヤマト政権』学生社
小林行雄 1951a 「家形石棺（上）」『古代学研究』第4号 古代学研究会
小林行雄 1951b 「家形石棺（下）」『古代学研究』第5号 古代学研究会
坂 靖 2018 『蘇我氏の古代学』新泉社
藤井利章 1979 「家形石棺と古代氏族」『樞原考古学研究所論集』第四 吉川弘文館
藤田和尊 2016 「葛城縣における蘇我氏と巨勢氏の考古学的動向予察」『塚口義信博士古稀記念 日本古代学論叢』塚口義信博士古稀記念会
藤原知広 2009 「空中写真的検討による條ウル神古墳の復元」『古代学研究』第184号 古代学研究会
増田一裕 1996 「畿内大型横穴式石室の技術的展開と歴史的動向」『日本考古学』第3号 日本考古学協会
増田一裕 2003a 「家形石棺の基礎的分析（上）」『古代学研究』第162号 古代学研究会
増田一裕 2003b 「家形石棺の基礎的分析（中）」『古代学研究』第163号 古代学研究会
増田一裕 2004 「家形石棺の基礎的分析（下）」『古代学研究』第164号 古代学研究会
宮元香織 2005 「大和における横穴式石室について」『古代日本と東アジア世界』奈良女子大学21世紀COEプログラム報告書 Vol.6
山田隆文 2003 「家形石棺について」『ハミ塚古墳発掘調査報告書』奈良県立樞原考古学研究所
和田晴吾 1976 「畿内の家形石棺」『史林』第59卷第3号 史学研究会

第6章 大綱・基本方針

1 大 綱

史跡條ウル神古墳は、6世紀後葉において傑出した規模・内容の墳丘と埋葬施設をもつ首長墳であり、大和政権との繋がりを示す豊富な副葬品も有している。また、横穴式石室の玄室床面には未盗掘の状態で副葬品が遺存しているという希少な事例であり、当時の政治・社会や埋葬習俗を考える上でも貴重な史跡である。しかしながら、そうした史跡條ウル神古墳の本質的価値の中には、墳丘形態などさらに追求して明らかにすべき点が残されており、また、史跡條ウル神古墳を最も特徴づける墳丘北側石室は現在埋め戻され、遺構や遺物の保存状態が確認できない現状となっている。加えて、墳丘が大きく削平され、石室も公開されていないことから、現地を訪れても本質的価値を理解しづらい状況となっている。

そのため、まず第一に、史跡條ウル神古墳の本質的価値をより一層追求して明らかにし、その価値を守るためにの保存管理の体制や環境を適切に整備することが必要である。その上で、誰もが石室や石棺の迫力を始めとする史跡條ウル神古墳の本質的価値に触れることができ、そこで得た感動が史跡條ウル神古墳を地域の宝として守り、未来に伝えるための原動力となるような環境を整えることが最終的な目標である。

我が国の古代の歴史を明らかにする上でも非常に重要な位置を占めている史跡條ウル神古墳を適切に保存、活用、整備、管理し、未来につなぎ、地域との共存を図っていくためには、管理団体、所有者、地域住民、関係機関・団体が、史跡條ウル神古墳の目指すべき将来像をしっかりと共有し、同じ方向を向いて歩みを進めていくことが必要となる。その目指すべき将来像は以下の通りである。

目指すべき将来像

**條ウル神古墳の歴史的価値を守り、
感動を原動力に史跡を未来に伝える**

上記の将来像を実現するためには、解決すべき課題も多い。そこで、史跡條ウル神古墳の目指すべき将来像を実現するための本格的な整備事業の実施は次期計画以降とし、本計画はその実現に向けた第一段階と位置づける。その上で、本計画期間は史跡の適切な保存を図りつつ、次期計画策定に向けた課題解決とそのための調査・検討を中心に事業を進めることとし、今期の目標を以下の通り定める。

本計画期間中の目標

**本質的価値の追求、持続性のある管理体制の構築に向けて
～適切な保存、効果的な整備・活用のための助走期間～**

2 基本方針

上記の大綱を実現していくため、以下の4つに区分して全体の方向性となる基本方針を定める。なお、ここで示した基本方針は、史跡條ウル神古墳の目指すべき将来像を実現するための、次期以降の計画も含めた長期的な方針である。そのため、これら基本方針に則って今期に実施する具体的な事業については、次章以降で個別に述べることとする。

(1) 保存（保存管理）

- 関係各所と連携を取りながら、史跡の適切な保存と持続可能な管理に取り組む。
- 日常的な維持管理、遺構等の定期的なモニタリングを徹底し、史跡に悪影響を及ぼす可能性のある

事案に対しては適切な措置を講じる。また、毀損が生じた場合には速やかな対応と適切な復旧を行う。

- 史跡條ウル神古墳の価値を構成する諸要素の保存状況を的確に把握し、本質的価値を適切に保存するための方法を検討するため、計画的な調査・研究を行う。調査・研究に際しては、多角的な視点を取り入れるため、各分野の専門機関・専門家との連携を図る。
- 保存状態が不安視される石室床面の副葬品の現状について、また石棺の保存状況や石室構造の安定性について把握するため、墳丘北側石室内の調査を行う。
- 周辺環境の適切な保全に努め、必要に応じて追加指定や公有化を進める。
- 出土遺物を適切に保存するために、保存処理の方法や、保管施設の整備について検討を行う。

（2）活用

- 本質的価値に負の影響を与えることなく、豊かに引き出すことができる適切な活用方法を検討する。
- 適切な保存のためにやむを得ず限定的な公開とせざるを得ない遺構や遺物が存在する場合は、本質的価値を伝えるための、デジタル技術の活用などについて検討する。
- 多様な活用方法を展開するためにも、多様な市民・地域団体との連携を図る。
- 関連する周辺の遺跡群とのネットワーク化を進め、それぞれの文化財の保存活用の効果をさらに高め、地域活性化につなげる。

（3）整備

- 本質的価値を確実に保存・継承し、潜在化している場合には顕在化できる適切な整備を行う。
- 関連する周辺の遺跡群を有機的に取り込んだ整備を行う。
- 本質的価値を伝える整備だけでなく、史跡條ウル神古墳を中心に、人々が憩うことのできる空間にするため、休憩・便益施設等の整備を積極的に進める。
- その時々の管理体制に応じ、維持管理も踏まえたシンプルで持続可能な整備内容を検討する。
- 地域住民と来訪者の双方が安心・安全に史跡と向き合うことのできる整備内容を検討する。
- 適切で効果的な整備を行うため、史跡の本質的価値やその保存状況に関する調査、史跡を取り巻く社会的環境に関する調査、整備の技術的な内容や財源に関する検討を進める。

（4）体制・運営・連携

- 持続可能で効果的な施策を実行できる適切な体制作りを行う。
- 地域に根差した包括的な保存活用を進めるための、効果的な運営方法の在り方を構築する。
- 史跡條ウル神古墳の管理団体、所有者である御所市が主体的に計画を実行に移し、保存活用の施策を通して史跡（文化財）に関わりたいと思う人や団体を育成し、多様で持続可能な体制を構築する。
- 現在御所市では、文化財に関わる地域活動団体ではなく、文化財に関わる施策は基本的に行政が行っている。しかし、上に掲げた将来像を実現するためには市内在住者に限定しない地域住民による史跡條ウル神古墳への積極的な関与が不可欠といえる。そのため中長期的な観点から地域活動団体の育成についても検討を進める。
- 行政単独での施策の実施をできる限り抑え、様々な機関・個人・団体との連携を常に見据える。

上記の5つに区分した基本方針は、当然ながら単独で完結するものではなく、それぞれに密接な関連性を有する。そのため、主従の関係が生じる場合はあろうが、常に他の区分の方針を踏まえながら進めていくことが求められる。

第7章 保存（保存管理）

1 地区割

史跡條ウル神古墳の保存の方向性については、本質的価値を構成する極要な要素（表4-1のA）やそれ以外の諸要素（表4-1のB～D）の関係を踏まえたうえで、以下の3つの地区に区分してそれぞれの方向性を示すこととする（図7-1）。

なお、保存に関する事業を行う下記の3つの地区的周辺には、史跡の活用や整備に関する地区（IV区）を設定するが、IV区の概要については第9章で述べる。

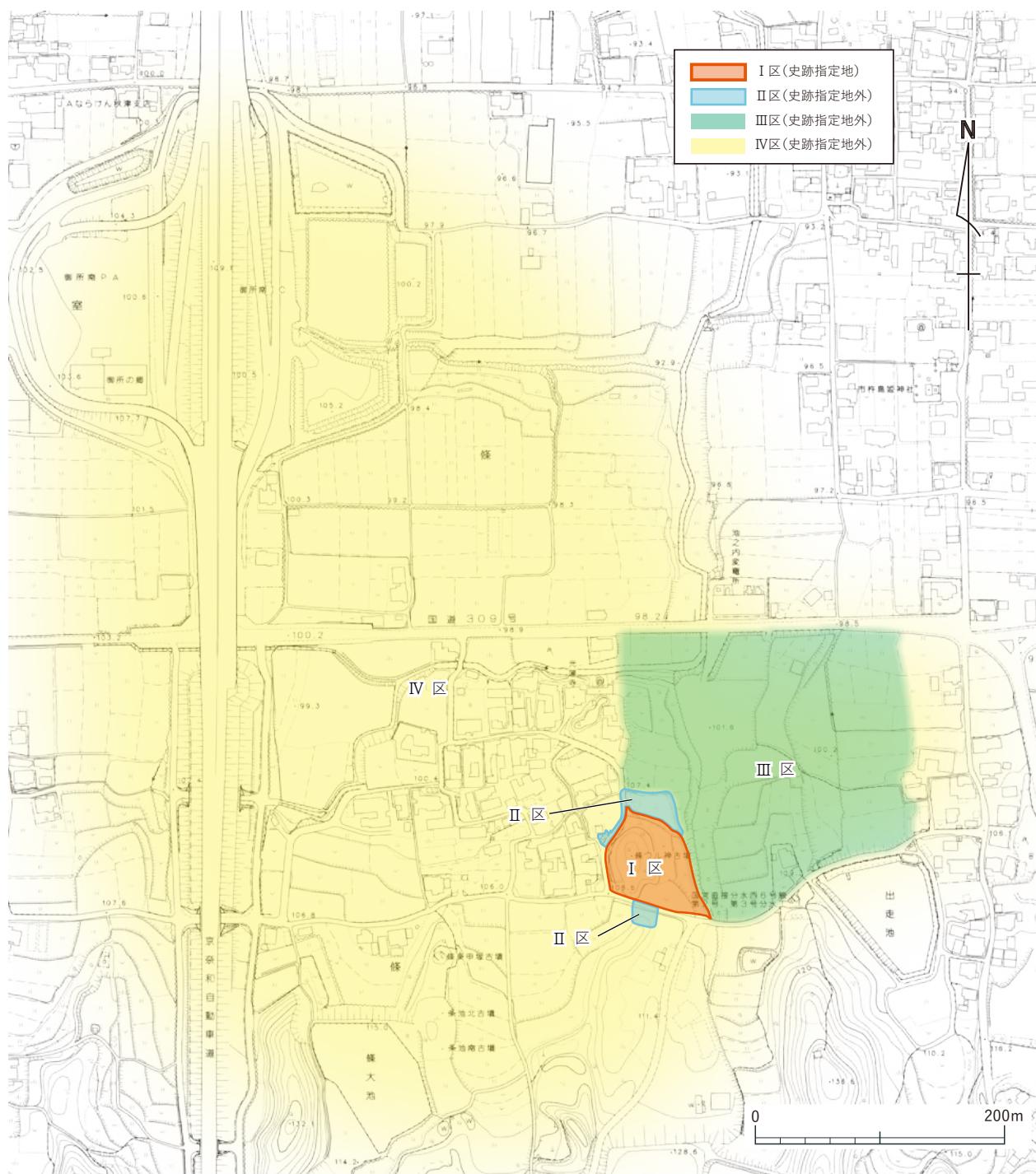


図7-1 計画地の地区割

● I 区（史跡指定地）

史跡條ウル神古墳の現在史跡指定を受けている範囲に相当する。

● II 区（史跡指定地外）

史跡指定地の北側に隣接する畠と、北西側に隣接する宅地内に立地する地形的な高まり、および巨勢山丘陵から墳丘へと派生する尾根のうち、史跡指定地南側に隣接する部分にあたる。現状では周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。地形的に史跡條ウル神古墳に含まれる可能性が否定できないものの、発掘調査による検証が必要な範囲である。

● III 区（史跡指定地外）

史跡指定地の東側から出走集落までの間の範囲にあたる。現状では住宅や倉庫などが数件建っているものの、大半が農地であることから、一帯から古墳への視認性が高い範囲である。

2 史跡指定地内の保存の方向性

史跡指定地内（図 7-1、I 区）において、史跡條ウル神古墳の適切な保存に影響を及ぼすものについては、原則として取り除いていく。ただし、早急な対応が困難なものについては、本質的価値を損なわないよう注意しながら共存を図りつつ、将来的な除却や移転について調整を進める。

遺構の保存については、毀損など緊急性の高いものについては、早急かつ適切な措置を講ずる。その他の保存措置については、墳丘形態など現時点で明らかとなっていない本質的価値や、石室等の遺構の保存状況、遺構への環境的な影響等の把握に努め、本質的価値を確実に保存するための適切な保存管理方法を検討する。

なお、史跡指定地北端には民有地が残されているため、一体的な保存管理を行うためにも、公有化を目指す。

3 史跡指定地外の保存の方向性

● II 区（図 7-1、II 区）

計画的な範囲確認調査を行い、史跡條ウル神古墳の一部と認められる場合には、史跡への追加指定と公有化を進める。

● III 区（図 7-1、III 区）

大半が農地として利用されており、大規模な建物や構造物が存在しないことから、史跡條ウル神古墳への視認性が高い範囲である。しかしながら、北側に国道 309 号線があることから、開発の可能性が高いエリアでもある。史跡條ウル神古墳の立地環境を望むことのできる限られた地区であることから、将来的な景観の保全について検討を進める。

4 保存の方法

史跡の保存の方法には、法的・行政的・技術的な措置の 3 つがある。

（1）法的な措置

ア 指定

史跡の本質的価値を十分に把握して範囲を設定し、文化財保護法（第 109 条）に基づき史跡に指定することである。既史跡指定地外において、史跡條ウル神古墳に伴う遺構が発見された場合においては、国、県の助言を得ながら、追加指定について検討する。

イ 現状変更等の許可

（ア）現状変更等の許可を必要とする行為

史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、原則として文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。

文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

また、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

さらに、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、当該都道府県又は当該市の教育委員会がその事務を行うとあり、史跡條ウル神古墳の場合は御所市教育委員会（文化財課）が担当することになる。

こうした法制度を整理するとともに、史跡指定地内において想定される又は可能性のある現状変更等の行為の例を示す（表7-1・2）。

なお、現状変更等の許可を必要とする行為、必要としない行為は、具体的な行為の内容を勘案して最終判断を行う必要があり、行為を検討又は計画した段階で御所市教育委員会（文化財課）に問い合わせることとする（相談・事前協議）。

（イ）現状変更等の取扱原則と取扱基準

A. 現状変更等の取扱原則

史跡條ウル神古墳において、史跡の本質的価値を構成する枢要な要素を対象とした整備（遺構の保存や活用に伴う整備：復旧、遺構の表現など）、及び史跡の保存及び公開・活用、管理運営に伴う整備などの現状変更等の行為が想定される。

今後、史跡條ウル神古墳を確実に保存し、後世に継承するため、史跡指定地内における現状変更等は、本質的価値を構成する枢要な要素及び本質的価値に準じる諸要素の調査・研究、保存管理・活用に資するもの、及び防災に関するもの以外は認めないことを原則とする。

B. 現状変更等の取扱基準

史跡指定地内における現状変更等について、取扱基準を表7-3のように定める。

取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国、県の指導・助言を受け、適正に対応する。先にも記した文化庁長官の許可を必要とする現状変更については、御所市教育委員会（文化財課）が窓口となり申請書を受け付け、関係法令及び現状変更等の取扱基準をもとに内容を確認し、受け付けたものを奈良県に意見を付して進達（副申）する。なお、奈良県へ副申した申請書は、その後奈良県が文化庁長官に副申し、文化庁で可否の審査が行われる（図7-2）。

現状変更に関しては、問い合わせ（相談・事前協議）を含め、記録様式を作成して年月日、問い合わせ・申請者名、内容、管理団体としての対応などを記録する。

（2）行政的な措置

ア 土地の公有化

今後史跡條ウル神古墳の保存と活用及び整備を進めていくため、地権者の理解と協力を得ながら、土地の公有化を行う。現在、史跡指定地の北端部分において民有地が1筆残っており、史跡指定地全体面積の2%となる（図3-3、表3-1）。この範囲については、公図の乱れなどが整理でき次第、公有化を行う計画である。

イ 「保存活用計画」の策定

史跡條ウル神古墳の適切な保存と活用を実施するために「保存活用計画」を策定するが、本計画がこ

表 7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの（申請先）	根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	史跡條ウル神古墳における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第 125 条第 1 項</p> <p>史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>○現状変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など ○保存に影響を及ぼす行為 ・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は許可が必要ない） <p>【上記の「ただし書き】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条：表 7-2 参照）の規定に基づく</p>	<p>【現状を変更する行為（軽微である場合等を除く）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休憩所などの建築物の新築 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存・整備など ○園路の新設 ○整備に伴う抜根、植樹 ○枯死した樹木の抜根 <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の型取り ○地下遺構の直上における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○石材等の露出遺構の薬剤処理など
御所市教育委員会（文化財課）	<p>■法施行令第 5 条第 4 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物（階数が 2 以下、建築面積が 120 m²以下）で 2 年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管、その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等） ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など 	<p>史跡條ウル神古墳における例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント等に利用される仮設建築物の整備（テントの設置など） ○工事に關わる仮設建築物（2 年以内）の整備（プレハブの事務所・倉庫、仮設トイレなど） ○建築物以外の工作物（フェンス、ベンチ、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、解説板、看板、電柱、環境調査装置など）の設置・改修・撤去…「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為（影響の軽微である場合は除く）」以外の場合 ○既存園路の舗装及び修繕 ○史跡標識・解説板・境界標等の設置・改修 ○埋設されている水管の改修 ○木竹の伐採 ○倒れていよい枯損木・危険木の伐採

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き） ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。		
区分	根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	史跡條ウル神古墳における例
維持の措置	■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条	
	○毀損等からの原状復旧（※ 1） 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。	<ul style="list-style-type: none"> 部分的に毀損している墳丘などの原状復旧 毀損した擁壁の原状復旧
	○毀損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。	<ul style="list-style-type: none"> 毀損している墳丘への一時的なシート、土のうの設置など
	○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	<ul style="list-style-type: none"> 枯死した木竹の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く：表 7-1 を参照）など（既に倒れているものは一般的な管理行為で対応可能）
非常災害のために必要な応急措置		<ul style="list-style-type: none"> 崩落や浸水を防ぐ土のうの設置 シートによる遺構の保護 立入禁止柵などの設置 倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの		<ul style="list-style-type: none"> 危険木、史跡の利用上支障となる樹木の除去（剪定か伐採かで対応が変わるため、許可の必要な行為かどうか個別具体に検討する。）など
一般的な管理行為		<ul style="list-style-type: none"> 除草、下草刈り 木竹の管理（剪定、除草など） 景観や周辺環境に配慮した枝打ち 倒木の除去 <p>※許可が必要な行為かどうかは、個別具体に判断する。</p>
届出	<p>〈許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合〉 ※文化財保護法第 127 条</p> <p>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	

※ 1 復旧

史跡等が毀損し衰亡している場合に、毀損又は衰亡する前の状態に戻すこと。史跡整備の手法としては「遺構保存」（劣化等の進行の抑制）と「修復」（保存修理、復元）があり、建築物では一般的に「修繕」という。

表 7-3 史跡條ウル神古墳における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）

現状変更等の取扱方針		史跡の保存・整備のための発掘調査、遺構の保存修理及び表現、史跡に相応しい景観形成のための樹木整備、保存施設や史跡の公開・活用のための施設・設備の整備、防災施設の整備、既設の建築物・工作物の改修・移設・撤去などを除き、原則として現状変更は認めない。 なお、認められた現状変更等は、下記の「共通事項」を前提に行うこととする。
現状変更等の取扱基準		○遺構の保護及び史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、それが軽微であるものを除き認めない。「軽微なもの（除草、下草刈り、樹木の枝打など）」であるかどうかについては、具体的な行為の内容を勘案して判断する。
		○史跡の保存管理や活用を目的とした史跡整備による建築物（あずまや等の便益施設・遺構保存施設等）以外の新築は原則として認めない。 ○史跡整備による建築物の新築や改修は、遺構の保護や景観に配慮したものとし、国・県と協議して認める。
		○史跡の保存（保存管理）及び公開・活用に資するとともに、古墳の歴史性や景観を考慮（配置等に留意）したもの以外は新設を認めない。 ○既設又は今後整備する園路等の適切な維持管理、修繕・改修を行う。
		○史跡標識や解説板等の保存施設、案内板や休憩施設等の管理・公開・活用のための施設（ベンチ等）、防災・防犯設備や水道設備、電気・照明設備等の維持管理施設、史跡の保護のために必要な環境調査装置、雨水排水等の埋設物及び鳥獣被害対策の施設など、史跡の保存・活用のために必要な施設・設備以外の工作物については、原則として設置（新設）を認めない。
		○工作物を設置（新設）する場合は、遺構の保護や景観に配慮した工法、材料によることとする。
		○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理や改修等を行う。 ○毀損や老朽化などによる工作物の撤去を認める。
		○墳丘の保護や修復・復元、遺構の表現などを除き、土地の形状の変更を認めない。
		○遺構・地形の保護や防災に配慮することを前提に、木竹の伐採等を認める。
		○墳丘の保護や本質的価値と調和する植栽、眺望等を阻害しない植栽を除き、原則として植栽を認めない。

※用語の定義

【改革】

従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てる。元の建物と著しく異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

【修繕（修理）】

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

【改修】

毀損・劣化した建築物・工作物の原状回復（復旧、修繕）にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップなどを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保護と史跡としての景観との調和を前提とする。

【土地の形状の変更】

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する造成を行うこと。

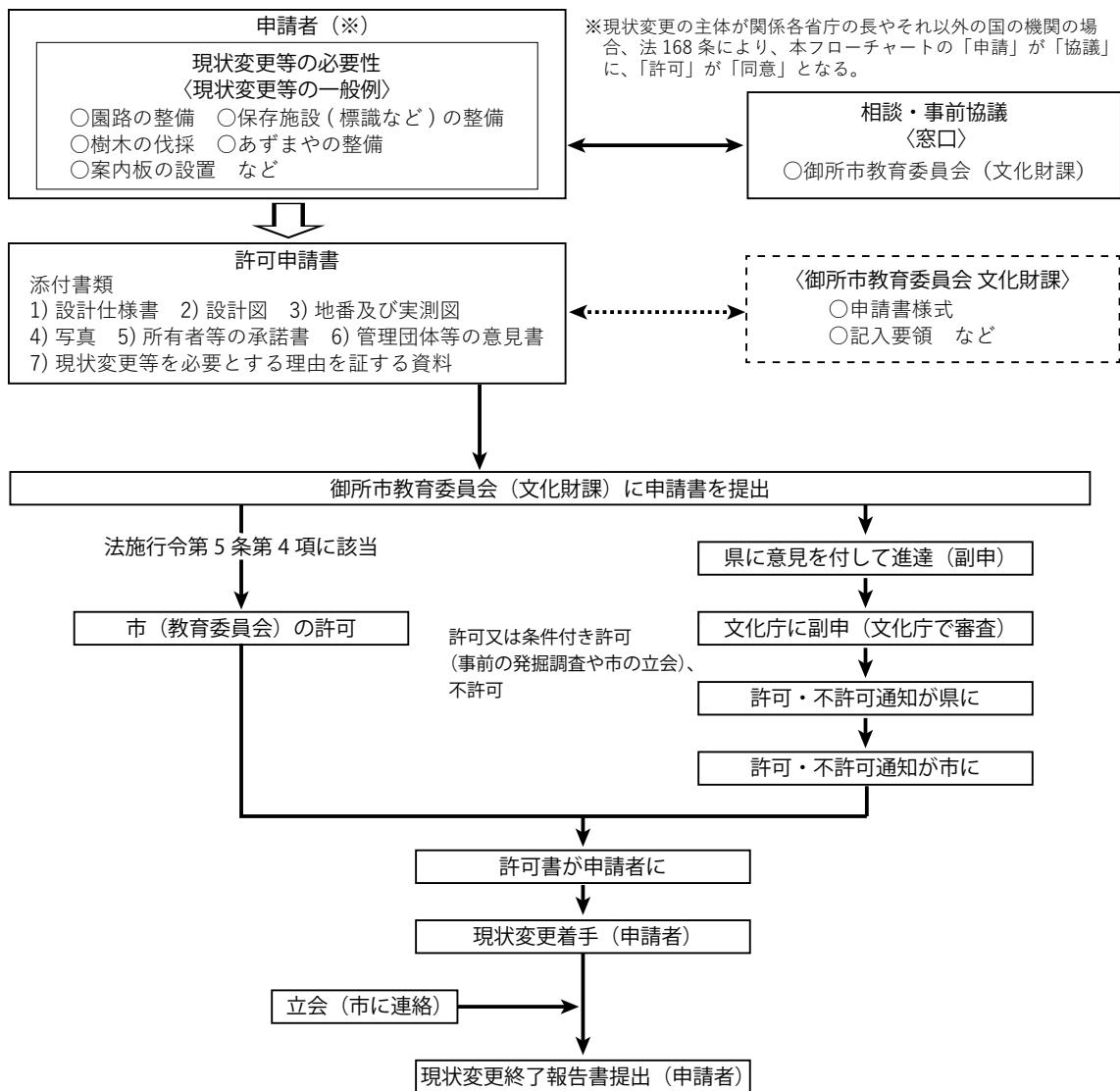


図 7-2 史跡條ウル神古墳における現状変更等の手続きの流れ

れに該当する。

ウ 日常的な維持管理の施策

史跡整備などの進捗状況を踏まえながら、地域住民等と連携し、史跡指定地やその周辺の清掃美化の定期的・持続的な実施を図るとともに、墳丘や遺構などの定期的な点検を行う体制を構築する。

（3）技術的な措置

ア 情報の整理と保存施設（標識・解説板・境界標等）の設置

史跡條ウル神古墳の保存管理を確実にするため、史跡條ウル神古墳を構成する各要素の整理を行う。

また、史跡條ウル神古墳について周知し保存管理を確実にするためにも、必要な内容の保存施設を設置する。

イ 史跡條ウル神古墳の保存のための樹木伐採の実施や施設等の設置と管理

史跡條ウル神古墳を確実に保存するため、支障となる樹木の伐採を行う。また、史跡指定地西側に設

置されている擁壁については、経年劣化が認められることから改修の必要性についての検討を行う。墳丘や埋葬施設の保存のために必要な施設の設置について検討するとともに、設置後には適切な管理を行う。

ウ 遺構等の定期的なモニタリング

史跡條ウル神古墳の本質的価値を構成する遺構の定期的なモニタリング等を通じた管理を行う。現時点では遺構に目立った損傷は認められないものの、風雨による墳丘土の流出や埋葬施設内の環境変化などを把握するために、巡視体制の整備や観測装置の設置を行い、今後必要な保存方法について検討を行う。

エ 鳥獣対策

史跡指定地周辺においてイノシシの目撃例が増加している。野生動物による掘り起こしなどによって生じる史跡條ウル神古墳の毀損への対策について検討を行う。

オ 毀損及び衰亡の状態からの復旧

天災等による史跡條ウル神古墳の毀損や衰亡が認められた場合は、速やかな復原を行う。

5 保存のための調査・研究

(1) 調査・研究の方向性

史跡條ウル神古墳を特徴づける墳丘北側石室は、1次調査終了後に埋め戻され、その後一度も開口されていない。加えて、石室実測図以外の調査区平面図や、埋め戻し作業に関する写真・図などが残されていないため、石室への進入部分の構造や、埋め戻し方法に関する情報が非常に乏しい状況となっている。また、石室の土中に遺存したままの遺物については、この数十年の間に度重なる石室内の環境変化を経験した上、遺物自体が一部試掘坑掘削時に外気に触れたこともあり、その保存状態の悪化が懸念される。遺物の早急な取り上げと保存処理を含めた対応が求められる。また、墳丘の規模や形態、墳丘南側石室の内容など、本質的価値においても一部明らかとなっていない点が残されている。

こうした現状は、史跡條ウル神古墳の本質的価値の保存を阻害する恐れがある上、適切な保存管理の方法を検討する際の大きな課題ともなっている。そこで、上記の技術的な措置と併せて、本計画期間内には、現状の把握を行うための調査と次期計画に向けた研究を実施し、次期計画において講じるべき技術的措置についての検討を行う。

なお、調査・研究の実施に際しては、将来的な保存管理や活用を見越した上で、幅広い視野を持って方法を検討する必要がある。具体的には、従来の考古学的な視点はもとより、石室や墳丘の構造と保存に関する土木工学的な視点、遺構や遺物への適切な保存処理に関する保存科学的な視点などが考えられる。また、近年文化財調査におけるデジタル技術の活用が急速に進化し、考古学研究や文化財の保存と活用において一定の成果を上げていることから、現在の研究・技術水準に対応した調査・記録作成を行う。なお、各種調査の実施に際しては、史跡條ウル神古墳への影響が必要最小限となるよう留意する。

(2) 調査・研究の方法

ア 墳丘復元のための調査・研究

墳丘規模や形態については、これまでの調査によっておおよその範囲は明らかとなっているものの、正確な墳形や墳丘端の位置を確定するには至っていない。史跡條ウル神古墳の本質的価値をより高め、適切な保存を図るためにも、史跡指定地外における範囲確認調査も含めた計画的な発掘調査と墳丘復元に関する研究を進める。特に、墳丘北端部や、墳丘東側におけるくびれ部の有無については、指定前の

土地利用の都合上、十分な調査トレーニングを設定することが叶わなかった。これらの部分については、優先的に発掘調査を行い、その成果を基に適切な保存範囲や整備方法についての検討を進める。

イ 墳丘北側石室の再測量調査とモニタリング調査および発掘調査

墳丘北側石室では、1次調査によって最低限の記録作成や副葬品の遺存状況についての確認は行われたものの、その後は一度も開口されていないため、石室内部の環境が遺構や遺物に与える影響、石材の劣化や構造上の問題点の有無等に関する調査はなされていない。以前は水没していた石室が、1960年代頃に実施された隣接する市道の工事によって水が抜けたこと、1次調査によって金銅製品を含む土中の遺物の一部が外気に触れたこと、調査後に石室を封鎖したこと、などの度重なる環境変化を鑑みると、遺構や遺物の保存状態の悪化が懸念されるため、早期の確認が必要である。

石室や石棺、遺物の適切な保存を図るため、調査と遺物の保存処理を行うための体制整備や財源確保、資料の保管施設の整備といった条件が整い次第、遺構や遺物の保護を目的とした発掘調査を実施する。調査に際しては、事前に遺物の取り上げや保存処理の方法について検討を行うとともに、遺構の保存管理を適切に行うための情報を得るため、石室内の三次元計測や環境モニタリング調査などの実施方法についても検討しておく必要がある。

ウ 墳丘南側石室の解明に向けた調査・研究

墳丘南側石室は、6次調査によってその存在を確認し、本質的価値の一部（表4-1、図4-1）と位置づけているものの、詳細については明らかとなっていない。本質的価値をより明らかにするとともに、適切な保存管理の方法を検討するためにも、計画的な発掘調査を実施し、内容の把握と歴史的位置付けを明らかにするための研究を進める。

エ 史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する研究

史跡條ウル神古墳の本質的価値を明確化するには、周辺の遺跡・古墳との関係を明らかにする必要がある。本計画に則って行う調査成果を、周辺の遺跡・古墳で行われている調査の成果を踏まえながら分析し、研究を進める。

史跡條ウル神古墳は、大和における同時期の首長墳と比較しても墳丘や埋葬施設の規模・内容が傑出しており、副葬品からも大和政権中枢との強い繋がりをうかがうことができる。さらに、横穴式石室の形態は、條の地域の南東に隣接する巨勢谷地域において、6世紀前半から継続して認められる横穴式石室の特徴と類似する。これらのことから、古代において巨勢谷地域に勢力基盤を持った有力氏族である、巨勢氏の首長を被葬者として考えることもできるが（御所市教育委員会編 2003、藤田 2016）、周辺古墳を含めた発掘調査事例も限られるため、議論を尽くしたとは言い難い。史跡條ウル神古墳の墳丘形態や墳丘南側石室の解明を進めるとともに、墳丘北側石室の追加調査を含めた計画的な調査を行うことで、周辺地域との関係性や被葬者像についての研究を進める。

そして、上記の方向性に基づいて行った調査・研究の成果は、保存管理だけでなく活用や整備へも適宜反映させていく。

参考文献

御所市教育委員会編 2003 『古代葛城とヤマト政権』 学生社

藤田和尊 2016 「葛城縣における蘇我氏と巨勢氏の考古学的動向予察」『塚口義信博士古稀記念 日本古代学論叢』 塚口義信博士古稀記念会

第8章 活用

1 方向性

まず、第6章に記した活用の基本方針を再掲する。

- 本質的価値に負の影響を与えることなく、豊かに引き出すことができる適切な活用方法を検討する。
- 適切な保存のためにやむを得ず限定的な公開とせざるを得ない遺構や遺物が存在する場合は、本質的価値を伝えるための、デジタル技術の活用などについて検討する。
- 多様な活用方法を展開するためにも、多様な市民・地域団体との連携を図る。
- 関連する周辺の遺跡群とのネットワーク化を進め、それぞれの文化財の保存活用の効果をさらに高め、地域活性化につなげる。

この基本方針に沿って行う史跡條ウル神古墳の活用の方向性は以下の通りである。

**史跡條ウル神古墳がもつ
国内最大級の横穴式石室・家形石棺の迫力や、
副葬品とのセット関係がわかる希少性を最大限に活用し、
地域の歴史を伝え、郷土への愛着や文化財保護への関心を高める。**

古墳の本質的価値を、整備・展示・デジタル技術を活用して**視覚的・体験的にわかりやすく伝える**ことで、専門知識がなくても誰もが理解・共感できるようにする。

**史跡條ウル神古墳の周辺地域に大型横穴式石室が所在することを
活用して、御所市や奈良南部への興味関心を喚起し、
関係人口や観光客の増加、ひいては経済活動の活性化につなげる。**

周辺資源との連携や情報発信の強化により、「**訪れやすく、また来たくなる**」史跡として
広域的な魅力を形成する。

**史跡條ウル神古墳を活用し、
地域コミュニティーの維持や市民活動の活性化を図る。**

地元住民・各種学校・市民団体などが、史跡という場で様々な取り組みが行えるよう
働きかけ、**地域の歴史や御所市の良さを発信する語り部**を育成する。

2 活用の方法

本節では、前節で示した活用の方向性に基づき、第5章で記した3つの活用内容の分類に沿って具体的な活用方法を提示する。ただし、史跡條ウル神古墳の活用は、今後実施する範囲確認調査や石室内部の再調査の進捗状況に制限される側面が多分にあり、現時点で実施可能な方法と新たな調査成果を踏まえて実施すべき方法に区分して整理する必要がある。そこで、活用の方法については、本計画期間中に実施可能な活用方法と、次期計画以降に実施を検討する活用方法に分けて整理する。

(1) 本計画期間中に実施可能な活用方法

本計画期間（令和8～17年度）は、史跡條ウル神古墳の本質的価値を追求する発掘調査の実施が事業の中心になるため、積極的に人を呼び込む活用方法は控える期間とし、史跡條ウル神古墳の今後の整備・活用に関する意識高揚や、整備後の保存・活用を担う人材育成、整備・活用に対する支援者を広く獲得することを目的とする。

(教育資源としての活用)

●展示環境の拡充

史跡條ウル神古墳の本質的価値をより多くの人に伝えるため、出土遺物などの展示機会を増やす。

- ・御所市文化財展示室の常設展示の更新や特設展示コーナーの設置

●情報発信の強化

史跡條ウル神古墳やそれを含む御所市の文化財、ひいては文化財保護全般へ関心の輪を広げられるよう、対面・非対面を問わない様々な情報発信を行う。

- ・出前授業、出前講座の実施
- ・パンフレットなど配付資料の更新
- ・講演会やシンポジウムの実施
- ・SNS（Instagram、X）やYouTubeで調査成果の紹介動画を配信
- ・公式Webサイト内に特設ページを設け、年次報告・研究成果を掲載

(観光資源としての活用)

●広域連携・周辺遺跡への誘導

史跡條ウル神古墳への来訪者をそれのみに留めず、市内周辺の観光スポットや市を超えた関係遺跡へ誘導し、相乗効果の高い活用について検討する。

- ・史跡宮山古墳など近隣史跡や、一般的な観光資源や便益施設を盛り込んだ観光ルートマップの作成
- ・作成したルートマップを使用した文化遺産巡りイベントの開催
- ・史跡條ウル神古墳と関係の深い遺跡が存在する近隣市町と協力し、「大型横穴式石室周遊マップ」といったツールの作成についての検討

以上に加えて、次期計画以降に実施する本格的な史跡整備後の活用方法について、教育分野・観光分野・地域づくり分野それぞれの事例収集など調査研究を行う。

(2) 次期計画以降の実施が想定される活用方法案

次期計画以降（令和18年度～）の活用方法については、上記の通り本計画期間中に調査研究を進めるが、想定される活用方法の例は下記のような内容である。

(教育資源としての活用)

●北側石室・南側石室の「見えない価値」の可視化

史跡條ウル神古墳の本質的価値の中でも枢要な要素である埋葬施設は、遺構保全や安全確保の観点を

踏まえ現地公開の程度を検討する。それに加えて、現地に赴かなくても史跡條ウル神古墳の本質的価値を知り、迫力ある石室を体感できるよう、デジタル技術を駆使した情報提供について検討する。

- ・(発掘調査後) 遺構への影響や安全に配慮した石室の公開
- ・AR/VR 技術を用いたバーチャル石室公開 (アプリまたは展示室内設備)
- ・石室の3D モデルや出土品の3D スキャンデータを活用したウェブコンテンツの公開

●解説、案内の充実化

範囲確認調査等の成果を踏まえた配布資料の更新や新たな機器利用を検討する。

- ・最新の調査、研究成果に基づく詳細な解説パンフレットや音声ガイドの導入

●学校・大学との連携

郷土学習や専門教育、生涯学習など、それぞれの目的にあった教育機関との連携方法を検討する。

- ・市内の中高と連携し、郷土学習プログラムの作成
- ・奈良県内外の大学 (考古学・教育系) とインターンシップや連携講座の実施

(観光資源としての活用)

●来訪者支援体制の構築

史跡條ウル神古墳への来訪者が、現地の解説板などの施設から知識としての学びを得るだけでなく、人とのつながりを通した体感的な学びを得られる仕組みを検討する。

- ・ボランティアガイドの育成、登録制度の導入
- ・御所市観光部局や大学あるいは周辺市町村と連携した体験型ツアー (古墳探訪ウォーク)

●観光施設との連携

より多くの人に史跡條ウル神古墳を認知してもらうため、歴史や文化財という枠にとらわれない活用方法を検討する。

- ・金剛山や葛城山、「御所の郷」など周辺スポット・施設とのコラボ企画・連携イベント

(地域づくりにおける活用)

●市民参画と啓発活動

より多くの人に史跡條ウル神古墳との関わり (接点) をもってもらうため、実際に現地へ足を運ぶ催しを積極的に開催する。

- ・市民団体や学校と連携した「古墳の日 (仮)」イベントの開催
- ・ワークショップや見学会の定期開催で史跡の親しみやすさを向上

●コミュニティ活動との連携

史跡條ウル神古墳への愛着を育み、行政と市民が一体となって史跡條ウル神古墳の保存、活用に取り組めるよう、史跡條ウル神古墳に密着した組織形成を図る。

- ・地域史を学ぶサークルや「ウル神古墳サポーターズ」組織の創設
- ・史跡條ウル神古墳や周辺遺跡を案内するボランティア組織の育成

●教育、観光との横断的活用

史跡條ウル神古墳に関わる主体が広がるよう、市文化財部局以外の組織や個人と連携できる取り組みを検討する。

- ・学校、観光部局、市民団体合同で行うワークショップ
- ・史跡を通じて地域アイデンティティの再発見を促す活動の検討

第9章 整備

1 方向性

(1) 地区割

本計画対象範囲（図1-1）のうち、保存に関する地区については第7章で述べたが、ここではさらに整備に関する地区としてIV区を加え、地区ごとの整備の方向性を示す（図9-1。※図7-1と同一）。重複する部分もあるが、各地区の概要は以下の通りである。また、史跡指定地内であるI区については、構成要素の内容とそれぞれの要素に関わる課題に応じたより詳細な整備方針を示すため、さらに3つの地区に細分する（図9-2）。

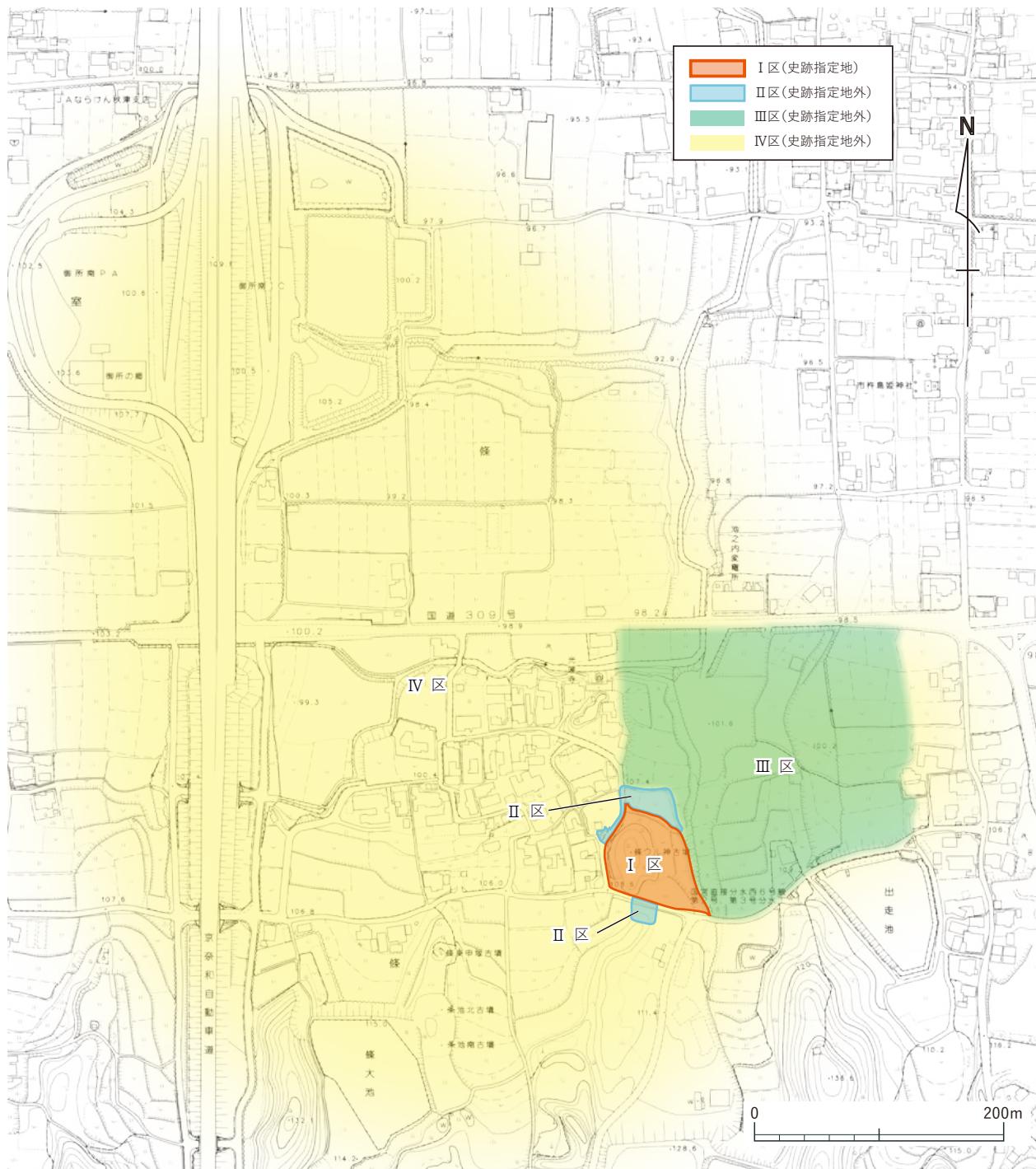


図9-1 整備のための地区割（計画地全域）

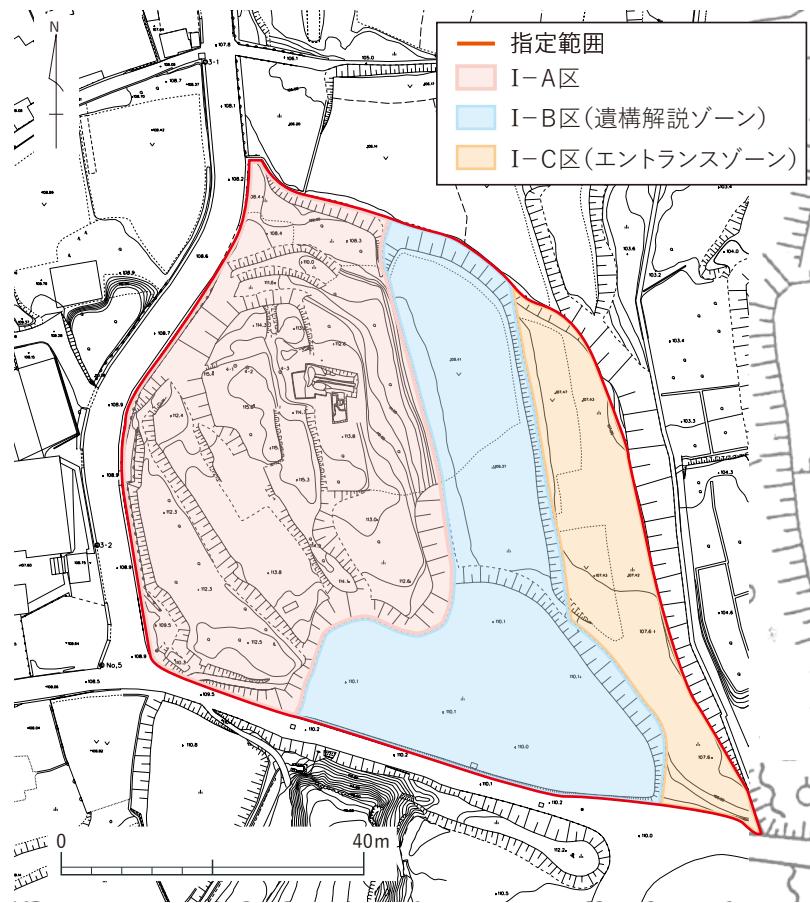


図 9-2 整備のための地区割 (I 区 : 指定地内)

● I 区 (史跡指定地)

史跡條ウル神古墳の現在史跡指定を受けている範囲に相当する。

● I - A 区 (写真 9-1)

墳丘が高まりとして残されている範囲で、埋葬施設もこの地区内に位置する。現状でも目視にて墳丘の存在を認めることのできる範囲であるが、史跡指定地外西側からは、既存の擁壁（写真 4-12）によって古墳として認識しづらくなっている。地区の西側中央付近の小道（写真 4-14）から、墳丘上へ直接上ることができる。

● I - B 区 (遺構解説ゾーン) (写真 9-2)

墳丘が削平され、畑として利用されていた平坦面である。これまでの調査の結果、墳丘南端を区画する溝（写真 3-3・4）や、墳丘東側の盛土（写真 3-5・6）の存在が確認されている範囲である。また、墳丘北側石室の開口方向にあたる。

● I - C 区 (エントランスゾーン) (写真 9-3)

I - B 区よりも東側に位置する段々畑の最下段で、史跡指定地内でも最も低い土地となっている。発掘調査によって弥生時代の遺構（写真 4-1）が検出されているが、史跡條ウル神古墳の墳丘外であることが確認されている範囲である。史跡指定地南側の市道からは 2 m 以上低くなっているが、地区南端に市道から進入するためのスロープ状の小道（写真 4-15）が取り付けられている。



写真 9-1 I-A 区（北東から）



写真 9-2 I-B 区（北から）



写真 9-3 I-C 区（南東から）

● II 区（史跡指定地外）

史跡指定地の北側に隣接する畠と、北西側に隣接する宅地内に立地する地形的な高まり、および巨勢山丘陵から墳丘へと派生する尾根のうち、史跡指定地南側に隣接する部分にあたる。現状では周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。地形的に史跡條ウル神古墳に含まれる可能性が否定できないものの、発掘調査による検証が必要な範囲である。

● III 区（史跡指定地外）

史跡指定地の東側から出走集落までの間の範囲にあたる。現状では住宅や倉庫などが数件建っているものの、大半が農地であることから、一帯から古墳への観認性が高い範囲である。

● IV 区（史跡指定地外）

主に史跡指定地の西、北西側のエリアに該当し、北側には国道 309 号線が東西に走り、京奈和自動車道御所南 IC・PA が立地するなど史跡條ウル神古墳への北方向からの入口となっている。南側には市道室・出走線が東西に走っており、西進すると史跡宮山古墳、史跡巨勢山古墳群のエントランスゾーンや、御所市文化財事務所へ至る。また、史跡指定地の南西には条池古墳群が立地する。来訪者がアクセスのために通過するエリアであり、活用を想定した利便性の向上を検討する地区である。

（2）整備の方向性

史跡條ウル神古墳については、墳丘形態や規模が確定していない点や、墳丘北側石室内の遺構や遺物の保存状態についての懸念といった、史跡の保存や整備の方法を検討する上で大きな課題がある。そこ

で、第7章第5節でも述べた通り、本計画期間はこれらの課題を解決するための調査・研究を優先的に進めることとする。加えて、次期計画において実施すべき整備の方法やそのために必要な財源、体制についての検討も進め、次期計画へスムーズに移行するための準備を行う。

整備には、史跡の本質的価値を保存するための整備と、本質的価値の理解を促進する活用のための整備の大きく2つがあり、保存のための整備はI区とII区において、活用のための整備は全ての地区において実施するものである。それぞれの地区ごとの整備の方向性は以下の通りである。

● I区全域

(保存のための整備)

見回り・清掃・除草など日常的な維持的措置を行いつつ、史跡の毀損の原因となりうる樹木の伐採や、墳丘法面および段々畠の法面養生を計画的に進める。

(活用のための整備)

史跡指定地の公開に向けた見学道の整備や安全対策を進める。本質的価値の理解を促進する解説板等の充実に力を入れるとともに、本質的価値を顕在化させるための遺構表示などの整備についても、調査・研究の成果を踏まえながら現実的な整備手法を検討する。

なお、本計画期間は各種調査が中心となるため、活用のための本格的な整備は次期計画以降とし、今期については暫定的な解説板の設置を優先して実施する。

● I-A区

(保存のための整備)

現存する墳丘および埋葬施設の保存を図るための整備を進める。墳丘の整備に際しては、大規模な復元整備は行わず、現状の景観を活かした整備を行う。

本計画期間には、墳丘北側石室については、条件が整えば発掘調査や石室内の再測量、内部環境のモニタリング等を実施し、遺構を安定した状態に保つための施設整備について検討を進める。墳丘南側石室に関しては、調査によって内容と保存状況を把握した後、遺構保存のために適切な整備方法について検討を行う。

(活用のための整備)

史跡條ウル神古墳の本質的価値の根幹をなす墳丘北側石室については、本計画期間に実施する調査成果を基に、将来的な内部公開の可能性も視野に入れながら、その方法と必要な整備内容について検討する。墳丘南側石室では、遺構表示や解説板を設置し、本質的価値の理解を促す。

本計画期間については、実施予定の各種調査の成果を基に、活用方法と必要な整備についての検討を進める。併せて、現地には調査成果を踏まえた暫定的な解説板を設置する。

● I-B区（遺構解説ゾーン）

(保存のための整備)

溝や墳丘盛土など、地下に遺存している遺構からの十分な保護層を確保し、遺構の保存を図る。

(活用のための整備)

溝や墳丘盛土の範囲に関する遺構表示や、適切な位置への解説板設置を行い、史跡の本質的価値の理解を促進するための整備を進める。

本計画期間については、次期計画において実施する遺構表示の方法について検討するほか、調査成果を踏まえた暫定的な解説板を設置する。

● I-C区（エントランスゾーン）

(保存のための整備)

史跡指定地よりも東側の隣接地は水路に面した急斜面となっており、これらの斜面崩落による史跡の毀損の恐れがある場合には、必要に応じた法面養生を行う。

(活用のための整備)

市道からの入口部分となることから、来訪者のためのエントランスゾーンとしての整備を行う。墳丘範囲内には含まれないことから、景観に配慮した上であずまややベンチなどの設置を検討するとともに、史跡全体の概要について説明した解説板を設置する。

本計画期間については、活用のための本格的な整備は行わず、次期計画において実施する整備内容についての検討を進める。

● II 区

(保存のための整備)

範囲確認調査の結果、史跡條ウル神古墳の範囲であると認められた場合には、追加指定および公有化と、適切な保存施設の設置を行う。

(活用のための整備)

史跡條ウル神古墳に関する遺構が確認された際には、遺構表示や解説板によって本質的価値を顕在化させる。

● III 区

(活用のための整備)

耕作地や宅地、民間事業者の資材置き場などとして利用されており、通常は来訪者が立ち入ることの無い範囲である。しかしながら、史跡に隣接している上、古墳への眺望にも恵まれていることから、駐車スペースや便益施設、ガイダンス施設の設置や、景観保全を含めた整備の可能性について検討を行う。

● IV 区

(活用のための整備)

史跡指定地へアクセスするための主要幹線道路や、利用者の多い IC・PA が含まれるエリアであることから、史跡へのアクセス性を高めることのできるような案内板の設置や駐車場の整備を積極的に実施する。

本計画期間については、次期計画に向けて整備内容の検討を行う。来訪者の増加によって地域住民の生活に支障をきたすことの無いよう、各施設の設置場所等については、周辺自治会との調整を図りながら検討を進める。

2 整備の方法

史跡條ウル神古墳の墳丘形態や規模、また墳丘北側石室の現状については不明な部分も多く、具体的な整備方法を決定するためには、事前の調査が必要となる（第7章第5節）。本計画期間はこうした調査の実施が事業の中心となり、具体的な整備方法については検討を行う期間となる部分も多い。そのため、整備の方法については、本計画期間に実施する整備と、次期計画に向けて本計画期間に実施する調査・検討の2つに分けて整理する。その上で、次期計画以降に実施を目指す整備についても併せて述べる。なお、次期計画以降に実施する整備の具体的な方法については、次期計画以降に策定する整備基本計画において検討する。

（1）本計画期間に実施する整備（令和8～17年度）（図9-3）

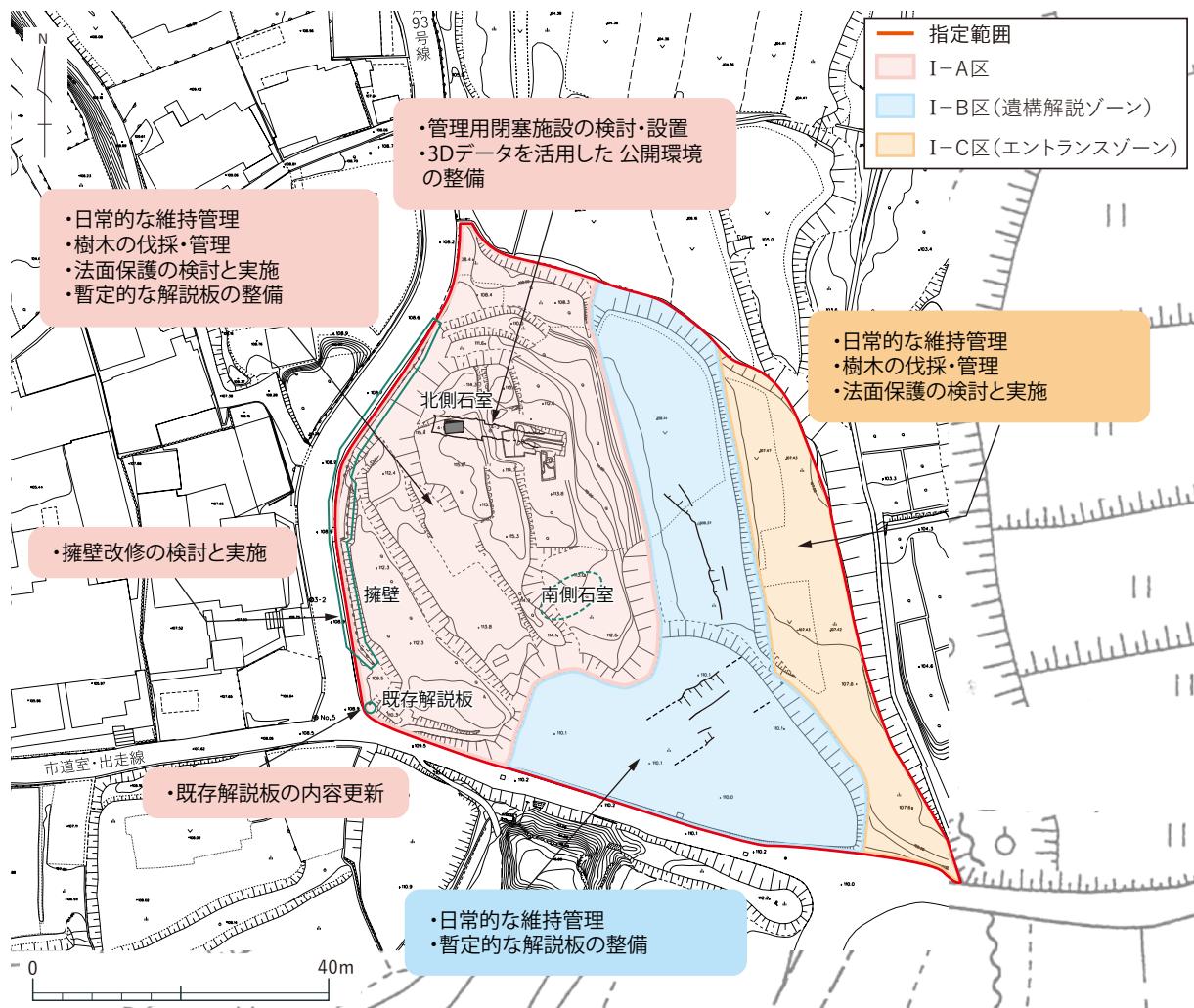


図 9-3 本計画期間の整備実施計画図（I 区：指定地内）



写真 9-4 I - A 区墳丘上の樹木（北から）



写真 9-5 I - C 区の樹木（南から）

（保存のための整備）

●史跡指定地内の樹木伐採（I 区全域）

I - A 区の樹木（写真 9-4）については、墳丘を毀損する恐れのあるものや、史跡の景観を損なうものは全て伐採を行う。一方、I - C 区の樹木（写真 9-5）については墳丘への直接的影響がない上、史跡指定地からの土砂流出を防ぐ一定の効果がある可能性がある。そのため、景観に悪影響を及ぼさないものについては、植栽の一部としての保存の可否について検討する。なお、伐採すべき樹木の選木に際

しては、山林保全や土木工学等の専門家の意見も踏まえた上で実施する。

●墳丘斜面および史跡指定地内の斜面における法面保護（I 区全域）

I - A 区西辺に設置されているコンクリート擁壁（写真 4-12）は、切土によって急傾斜となった墳丘を支えているものの、経年劣化も見受けられる。擁壁の耐久性を確認の上、改修の要否について検討を行う。改修を行う際には、墳丘や擁壁背面に存在する墳丘北側石室への影響を最小限に抑えるよう配慮するとともに、可能な限り古墳の景観を損ねることのない工法を選択する。

その他の墳丘斜面および史跡指定地内の斜面についても、急傾斜となっている部分については、毀損の危険性を判断した上で、早急な対応が必要な個所については、遺構の保護と景観に配慮した方法で法面養生を行う。

●埋葬施設の保存管理施設整備（I - A 区）

墳丘北側石室は現在埋め戻されており、保存や管理のための施設は設置されていない。そのため、本計画期間に実施を検討している石室内の再測量や、内部環境のモニタリング調査、日常的な管理のために必要となる、管理用の閉塞施設（石室への進入路に設置する仮設の扉など）を設置する。なお、石室内には副葬品が保存された状態であることから、環境変化による遺構や遺物への影響を最小限とするもので、かつ防犯上の対策も十分に考慮された構造となるよう検討する。

墳丘南側石室については、現状では詳細について不明な部分も多いため、今後の調査の成果を踏まえながら保存のために必要となる措置について検討を行う。

（活用のための整備）

●解説板の更新と暫定的な整備（I - A 区、I - B 区）

本計画期間中に実施する範囲確認調査等の成果を基に、現在 I - A 区南西端隅に設置している解説板の内容を更新する。また、溝や墳丘盛土の範囲など、墳丘の形態や規模を示した解説板を I - B 区内の適切な場所へ新たに設置する。なお、園路や遺構表示については中・長期的な整備で実施する計画であるため、本計画期間中に新設する解説板については次期計画期間までの暫定的なものとし、将来的な整備の妨げとなる構造のもの（内容の更新が可能、移設が可能など）となるよう配慮する。

●埋葬施設を理解するための環境整備（I - A 区）

墳丘北側石室とその内部の家形石棺は、史跡條ウル神古墳を特徴づける重要な要素である。しかしながら、遺構と遺物の保存のため、遺構の安全面の確認や遺物の取り上げが完了するまでは石室内の一般公開は行わず、石室内の再測量によって取得しうる 3D データの HP 上または文化財展示室等での公開や、AR、VR などの活用によって擬似的に石室内の空間を体験できるようなコンテンツの作成などを実施し、史跡の本質的価値を理解しやすい環境整備を行う。

（2）次期計画に向けて本計画期間に実施する調査・検討（令和 8 ~ 17 年度）

●史跡標識・境界標の設置場所や数量に関する検討（I 区全域）

史跡指定地の範囲を明示し、史跡の適切な保存と管理を行うため、史跡標識と境界標を設置する。設置に際しては、範囲確認調査と追加指定による史跡指定地の範囲拡大や、次期計画以降に本格化する整備の影響を考慮して、適切な場所と数量についての検討を進める。また、早期に設置可能でその必要があるものについては、本計画期間内の設置を行う。

●遺構・遺物の保存方法と適切な整備に関する調査・検討（I - A 区）

墳丘北側石室については、保存状態の現状把握が急がれるため、本計画期間中に再測量や環境調査、構造調査等を実施する（第 7 章第 5 節）。これらの調査成果を基に、遺構と遺物の保存と活用のために適切な整備方法について検討を行う。具体的には、石室の保存管理設備や、出土資料の保管・展示施設などが考えられる。

●史跡へのアクセスルートと見学動線の調査・検討（I 区全域・III 区・IV 区）

来訪者が史跡條ウル神古墳を訪れ、史跡内を見学するための動線計画と、必要な施設（駐車場・便益施設・案内サイン等）の内容や整備位置について検討する。また、来訪者の動線などが地域住民の生活の妨げとならないよう、周辺の交通状況や地域住民への意見聴取、想定しうる来訪者数などについての調査も行う。なお、史跡條ウル神古墳の本質的価値の理解のみにとどまらない、周辺遺跡との歴史的・地理的な関係性についても理解しやすい周遊ルートの設計についても検討し、地域の歴史を一体的に理解しやすい環境整備を行う。

●遺構表示・解説板の整備方法に関する検討（I 区全域）

本計画期間に実施する各種調査（第7章第5節）の成果を基に、史跡の本質的価値の理解を促すために適切な遺構表示の方法や、解説板の内容や設置位置についての検討を行う。條ウル神古墳の墳丘は大きく削平を受けているため、元の墳形をイメージすることは困難である、溝や墳丘盛土の範囲に関する遺構表示を行い、古墳の規模や墳形を現地にて体感することのできる整備方法について検討する。なお、盛土等による墳丘復元の要否については、安全性や費用と効果、景観等の面から慎重に検討を行い、最も効果的な整備を目指す。

●埋葬施設の公開施設の整備に関する調査・検討（I-A 区）

墳丘北側石室については、将来的な一般公開の可能性について検討を行う。また、遺構を保護しつつ、公開を行うために必要な整備について、調査成果を基に検討を進める。

墳丘南側石室についても、調査の成果に基づき、遺構表示の方法について検討する。

●視点場の整備に関する検討（III 区）

古墳の築造に際しては、地形的な立地条件や横穴式石室の開口方向から、東側からの視点を意識していたと考えられる。現状においても、古墳の姿を最も視認しやすいのは史跡指定地の東側であるIII区であることから（写真9-6）、このエリア内への視点場の整備を検討する。整備に際しては、耕作地や住宅として利用されている地区であることから、地域住民の生活への影響に十分配慮する。

●展示施設・ガイダンス施設の整備に関する検討

御所市文化財展示室では、展示スペースの都合上、條ウル神古墳出土遺物を常時展示できてはいない。将来的な発掘調査で豊富な遺物が出土する可能性を踏まえ、條ウル神古墳出土資料を展示することのできる施設や、ガイダンス施設の整備について検討を行う。

●整備事業の実施に関する調査・検討

上記で検討を行った各整備事業について、具体的な施工方法や費用積算を行い、次期計画において実現可能な事業計画の策定に向けた調査・検討を行う。また、事業実施に際して懸念される財源の確保や実施体制について、他市町村の事例収集も進めながら調査・検討を行う。

（3）次期計画期間以降に実施を目指す整備（令和18年度～）

次期計画以降に実施する整備については、次期計画以降に策定する整備基本計画の中で具体的な方法について整理を行う。

（保存のための整備）

●遺構の保存のために必要な施設の整備（I 区全域）

墳丘や埋葬施設の保存のために必要な設備について、本計画期間に進めた検討結果を基に具体的な整備を進める。



写真 9-6 III区から史跡指定地への
眺望（東から）

(活用のための整備)

●史跡へのアクセスルートと見学道および便益施設や視点場の整備（I 区全域・III区・IV区）

来訪者が安心・安全に史跡條ウル神古墳を訪れることができるよう、案内サインや駐車場・便益施設等の設置を含めたアクセスルートの整備を行う。史跡指定地内については、史跡の本質的価値を理解しやすい見学動線を設定し、史跡への影響が最小限となり、かつ来訪者の安全を確保できる構造の見学道や安全設備（手すり・柵など）、ベンチなどの休憩施設を整備する。また、史跡を一望できる視点場を適切な場所に整備する。

●解説板の本整備（I 区全域）

I 区内には、史跡の本質的価値を総合的に伝えるための解説板や、各遺構の詳細について記した解説板を、適切な箇所へ設置する。

●墳丘に関する遺構表示の整備（I - B 区）

来訪者が墳丘範囲や形態を現地にて認識しやすい遺構表示を行う。

●埋葬施設の公開施設の整備（I - A 区）

将来的に墳丘北側石室の一般公開を行う場合、遺構の保護と来訪者の安全を確保するための整備を実施する。墳丘南側石室については、調査成果を基に効果的な遺構表示や解説板の設置を行う。

●展示施設・ガイダンス施設の整備（III区、IV区ほか）

本計画期間内に進めた検討結果を基に、将来的な展示施設・ガイダンス施設の整備を目指す。

3 整備の主体

上記した整備は、基本的に所有者および管理団体である御所市が行い、教育委員会事務局文化財課が所管するが、規模の大きな土木工事等が生じる場合は、他部局（産業建設部建設課等）と緊密な連携をとる。整備に際しては、現状変更等の手続きに遺漏のないよう注意する。

第10章 運営・体制

1 方向性

保存活用計画を策定し、事業として実施に移す体制が十分に整備されていなければ、効果的な事業遂行はできない。

そのため、史跡條ウル神古墳の確実な保存と適切で効果的な活用を図っていくため、史跡條ウル神古墳の管理団体であり、史跡條ウル神古墳の所有者である御所市（所管：御所市教育委員会事務局文化財課）が運営の中心となり、秋津地区史跡等調査整備審議会に適宜諮りながら、土地所有者、地域活動団体、関連機関等が連携できる体制の充実・強化を図る。

史跡の保存活用を展開するに際しては、地元住民との連携は必要不可欠である。また、第8章に記した3つの活用を通して史跡の保存活用に関心のある市内外の人々を惹きつけ、ともに活動するグループの組織化についても検討する。加えて、教育機関や研究機関、有識者などとも連携し、史跡條ウル神古墳の調査・研究、及びその成果に基づく保存活用施策の推進に努める。

2 運営・体制

●運営の方法

條ウル神古墳の保存活用事業は、管理団体である御所市が中心となって進めていく。効果的な事業実施にあたって府内他部署との連携のほか、関係機関や有識者、秋津地区史跡等調査整備審議会などの諮問機関と連携を図りながら実施する。また地域住民や活動団体と協力した事業運営が必要な場合も考えられるため、臨機応変に対応できるよう日頃から連携を図っていく。

●体制の整備・連携

第6章で示した運営・体制の基本方針を軸として、以下の通りにまとめる。

（1）課内の体制整備

後章にまとめる今後の実施計画に対し、文化財課として想定される他業務（史跡條ウル神古墳以外の指定・未指定文化財の保存活用、官民開発への対応など）の推移を踏まえ、現行の体制が十分であるかどうかを吟味する必要がある。特に従前は保存活用の保存部分に業務の比重が大きかったが、今後活用や整備などの事業を効果的に展開していくために、専門職員だけでなく事務職員も含めた適正な職員数・体制の検討を進める。適正な体制については、史跡條ウル神古墳の保存活用事業が非常に長期に渡る可能性が高い点からも、職員の数だけでなく年齢構成などのバランスも考慮した持続可能な体制にすることが望まれる。

（2）府内の体制整備

府内部署との体制整備では、まず御所市で今後実施予定の大規模事業との調整を図るための体制整備を行う。御所市では令和7年度現在、近鉄御所駅西側複合施設整備事業と学校規模適正化事業の大規模事業が進んでおり、公共施設の建設や、それら開発に先立つ発掘調査が継続する可能性があるため、これらの事業と史跡條ウル神古墳の保存活用事業を円滑に進めることができるスケジュール調整を行う必要がある。上記の大規模事業のほか、公共事業を中心とした開発事業が近年増加傾向にあるため、綿密な情報共有ができる体制にすることが望まれる。

史跡條ウル神古墳の保存活用事業には多額の財源が必要となることが予想されるため、御所市財政部局を含む関係職員が参加する体制の整備を進める。財源確保については、文化庁の史跡整備補助金のほか、ガバメントクラウドファンディングの導入や観光振興課が所轄するふるさと納税の活用についても

検討を進める。

（3）関係機関との体制整備

史跡條ウル神古墳の保存活用事業を進めるにあたっては、文化庁や奈良県文化財課と事業内容の情報共有を行うことで円滑な事業の実施につなげる。史跡條ウル神古墳の発掘調査や遺物の保存処理、石室の環境調査などを実施するには、県の研究機関である奈良県立橿原考古学研究所や保存科学センターの協力が必要不可欠であることから、保存活用事業にかかる適切な体制を検討し、事業内容に応じて協力を要請する。

（4）諮問機関や外部機関、他の自治体との体制整備

史跡條ウル神古墳の保存活用事業を進めるにあたっては、御所市文化財課が中心となり、秋津地区史跡等調査整備審議会の継続に加え、史跡條ウル神古墳の歴史的価値に係る調査研究、保存、活用、財源探求など、各課題に即した検討会を設置し、専門的な指導・助言を得られる体制の構築を検討する。課題の解決にあたっては、保存活用事業に取り組んでいる他の自治体との情報共有が可能となる体制の整備を検討する。

（5）地域・所有者との連携

地元自治会も高齢化が進んでいるため、互いに無理のない現実的な連携の方法について検討する。

また、地域住民への本計画の周知や講演会・勉強会の開催などを通して史跡への興味を喚起し、保存活用に対する地域住民からの主体的な参画を促していく。市民協働への下地が整ってきた際は、史跡の管理にあたっての具体的な知識や技能に関する講習なども検討する。そして、このような取り組みは地域住民だけに留まらず、市内外の個人や団体に対しても積極的に進め、連携の輪を広げていくことに努める。

史跡條ウル神古墳の保存活用は多岐にわたるため、多様な市民参加が期待される。そういった史跡の保存活用に关心をもつ人々と協力し、より良い保存活用事業を展開していくため、ボランティアグループの組織化についても検討を行う。

所有者との連携に関しては、保存活用計画の趣旨を所有者と共有し、史跡における現状変更の手続きなどの基本的な点を改めて確認するなど、定期的なコミュニケーションの機会について検討する。

（6）その他の連携

学校教育機関・研究機関・民間企業などの組織との連携や周辺市町村との連携等が考えられる。こういった組織との連携は保存・活用（大学教育・生涯学習・人材育成）における繋がりが深いため、後述する実施日程を踏まえながら具体的にどういった連携が可能なのかをまず整理する必要がある。

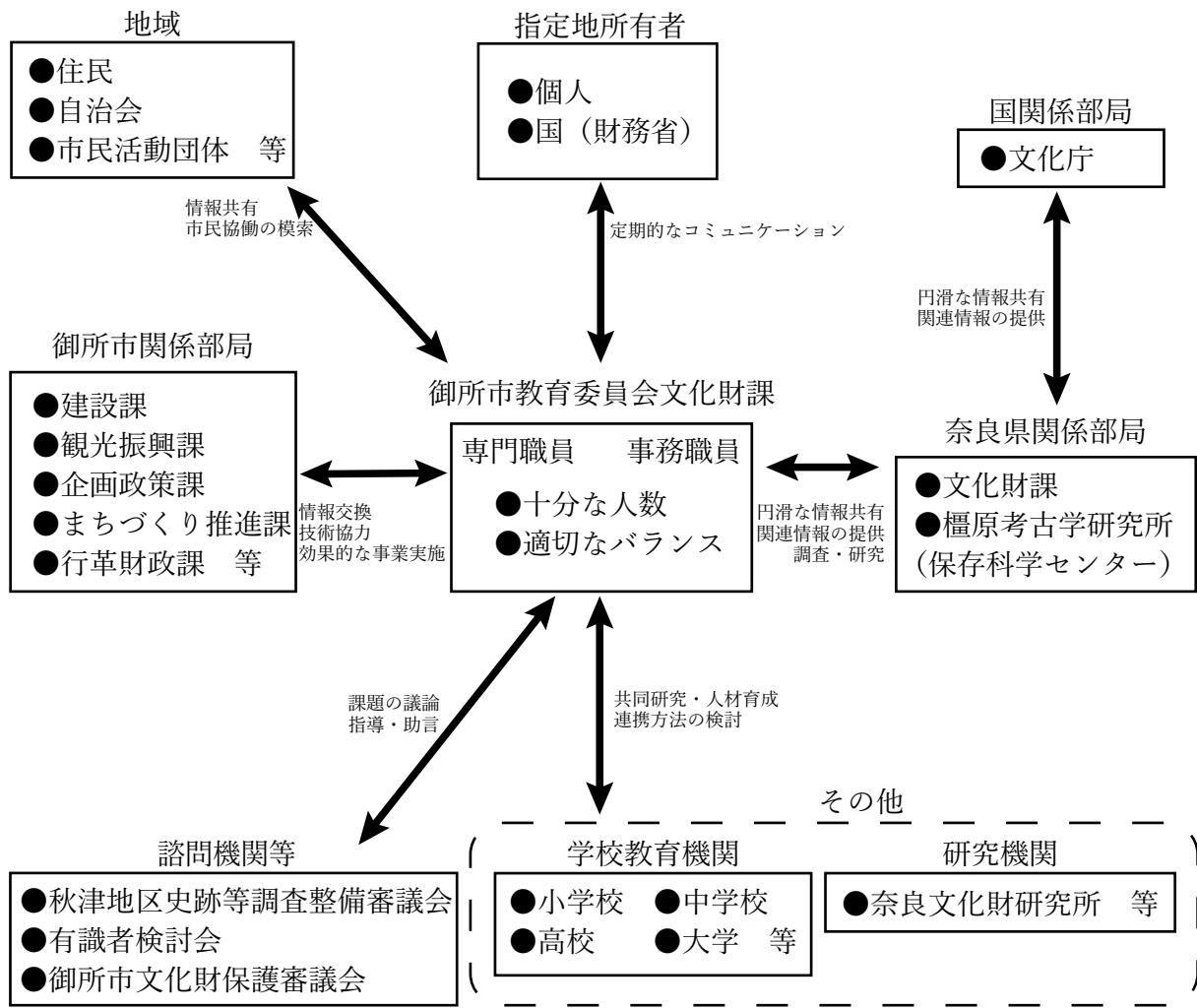


図 10-1 体制・連携のイメージ

第11章 施策の実施工程

1 実施工程の策定

第7章から第10章に記した方向性や方法を実効性の高いものとするため、本章では、それぞれの項目の中で実施すべき施策を整理し、今後どのような工程で施策を実行していくのかを整理する。

日常的な史跡管理や毀損などの有事対応、計画期間において通時的に実施すべき普及啓発事業や情報共有等連携については、表11-1にまとめた。

段階を踏みながら進めるべき施策の実施工程については、本計画期間を前期、中期、後期の3段階に分けて表11-2にまとめた。前期は、史跡條ウル神古墳の本質的価値を追求する各種調査のための情報整理・研究を行い、調査の優先順位や調査方法の方針を固めたうえで具体的な調査の実施に進んでいく期間である。また、現状の史跡指定地の保存管理のための各種検討も進めていく。

中期は、前期に検討した調査方針に基づく具体的な調査を進めていく期間であり、前期の検討で必要と判断された場合は樹木伐採の実施や保存のための整備の手法についても検討する。また、次期計画における史跡整備後の活用方法や、それら事業のための財源に関する検討も進めていく。

後期は、中期までに進めてきた各種調査成果に基づく史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する研究を進め、報告書としてまとめるとともに、中期に方法を検討した保存のための整備を実施する。次期計画において実施していく活用や活用のための整備に関する検討も継続する。そのうえで、本計画期間終了時には、本計画期間中の様々な調査成果や検討内容を盛り込んだ次期計画を作成し、本格的な史跡整備へとつなげていく。

表11-1 通時的に実施する施策

区分			本計画期間
保存管理	法的な措置	指定	・追加指定の検討（既史跡指定地外で遺構が発見された場合）
		現状変更等の許可	・現状変更への適切な対応
	行政的な措置	土地の公有化	・指定地の公有化（追加指定や地権者の意向をみて）
		日常的な維持管理	・現状の日常的な看視 ・地域住民等との連携の検討
	技術的な措置	毀損及び衰亡の状態からの復旧	・随時対応
	活用	展示環境の拡充	・文化財事務所における出土遺物の公開
		情報発信の強化	・出前授業、出前講義の実施
			・講演会、シンポジウムの開催
			・SNS等による調査成果等の発信
		・市HPでの史跡條ウル神古墳の情報発信	
体制	体制整備	課内の体制整備	・文化財課の適正な体制整備
		関係機関との連携	・文化庁、奈良県（文化財課、橿原考古学研究所等）との綿密な情報共有
			・奈良県との共同調査に向けた体制整備
		諮問機関との連携	・秋津地区史跡等調査整備審議会の運営
		地域・所有者との連携	・地域住民等との持続可能な連携方法の検討
		その他の連携	・学校教育機関・研究機関等との連携体制の検討

表 11-2 施策の実施工程一覧表

区分		本計画期間								次期計画以降			
		前期			中期		後期						
保存管理 (保存のための整備)	技術的な措置	保存施設の設置				・内容や数量の検討				・次期計画の検討 ・維持管理 ・維持管理 ・改修の実施とその後の維持管理 ・維持管理 ・維持管理 ・斜面保護の実施とその後の維持管理 ・モニタリング継続 ・調査研究成果を保存・活用・整備に反映			
		保存のための樹木伐採				・支障となる樹木の選木							
		保存のための施設等の設置と管理				・史跡指定地西側の擁壁の状態観察と改修要否の検討							
		・日常的な管理のための諸施設（管理道、駐車スペースなど）の要否検討				・（必要であれば）改修方法の検討							
		・北側石室の暫定保存管理施設（開口部封鎖方法）の検討				・（必要であれば）整備方法の検討							
		遺構等の定期的なモニタリング				・整備の実施							
調査研究		・史跡指定地内の傾斜地の看視				・（必要であれば）史跡指定地斜面保護方法の検討				・史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する研究 ・報告書の作成 ・調査研究成果を保存・活用・整備に反映			
		・北側石室内環境のモニタリング											
		墳丘復元		・既調査成果の整理	・現状復原案の再確認	・調査区配置の検討	・範囲確認調査の実施	・確定復元案の作成					
		・後期前方後円墳の墳丘研究の整理											
		北側石室		・調査方法の検討（内部環境のモニタリング方法、内部環境の変化が遺構や遺物に与える影響、石室構造の安定性、遺存遺物の保存方法等）				・検討結果に基づいた再開口調査（三次元測量、モニタリング機器の設置、遺存遺物の取り上げ等）					
		南側石室		・2基の埋葬施設を有する後期前方後円墳に関する情報収集・整理	・調査方法の検討		・内容確認調査の実施	・適切な保存管理方法の検討					
活用 (活用のための整備)	教育資源	遺構・遺物の保存方法							・北側石室や出土遺物の保存管理方法の検討	・整備基本計画の検討 ・検討結果にもとづく整備事業の実施 ・検討にもとづく財源確保施策の実施 ・検討結果にもとづく活用事業の実施 ・三次元データを用いた活用事業の実施 ・適宜新たに得られた所見を反映 ・検討結果にもとづく活用事業の実施 ・マップを使用した文化遺産周遊イベントの実施 ・検討結果にもとづく活用事業の実施			
		施工方法							・整備事業の具体的な施工方法や経費の検討				
		財源					・保存活用事業実施のための財源に関する検討						
		北側石室・南側石室の公開							・北側石室公開の検討				
		解説、案内の充実化		・既調査成果に基づく解説パンフレットの作成				・現地解説板の更新と暫定的な整備					
		各種教育機関との連携					・郷土学習プログラム、インターネット連携講座の検討						
観光資源		広域連携・周辺スポットへの誘導					・近隣史跡や一般的な観光・便益施設を掲載した観光ルートマップ作成の検討		・マップの作成 ・ボランティアガイドの導入、育成に関する検討 ・観光部局や大学と連携した体験型ツアーの検討 ・「御所の郷」等周辺施設との連携イベントの検討 ・マップを使用した文化遺産周遊イベントの実施 ・検討結果にもとづく活用事業の実施				
		来訪者支援体制の構築					・近隣市町と連携した仮称「大型横穴式石室周遊マップ」作成の検討						
		観光施設との連携											
		市民参画と啓発活動											
		コミュニティ活動との連携											
		教育、観光との横断的活用											
調査研究		アクセスルート、見学動線整備					・史跡までのアクセスルート、史跡内の見学動線、必要な施設（駐車場・便益施設・案内サイン等）についての検討						
		遺構表示、解説板整備					・適切な遺構表示方法や解説板設置位置等についての検討						
		三次元データ活用環境						・活用環境の整備についての検討					
運営・体制	体制整備	各種課題を検討するための組織		・考古学、発掘調査分野検討組織の立ち上げ	・財源検討組織の立ち上げ	・活用、整備方法検討組織の立ち上げ				・必要に応じて継続			
				・府内他事業調整組織の立ち上げ									

2 実施工工程遂行に向けた課題への対応

上記のように整理した各施策の日程の遂行にあたって、現状で想定される対応すべき課題は以下のようにまとめられる。

（1）必要な予算の確保

史跡條ウル神古墳の保存活用は、前章までに記してきたとおり非常に長期に渡る事業となる。特に史跡の整備事業を実施するに当たっては、国・県との緊密な連携のもと、必要な予算を適切に確保する必要がある。そのため、御所市における他の主要施策とのバランスにも留意しながら、施策の有効性や優先順位等を十分に吟味し、持続可能な予算計画を描くことが求められる。

（2）文化財課内における他業務との調整

令和7年度現在、文化財課が抱える課題は本計画における史跡條ウル神古墳の保存活用に留まらない。具体的に挙げると、御所市役所周辺に広がる御所まち地区の重伝建選定に向けた事業、史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群の保存活用に向けた事業、増加傾向にある民間開発事業への対応、市役所庁舎を含む市内公共施設更新への対応などがある。それぞれが非常に負担の大きな事業であり、文化財課の体制整備や他部署・関係機関との積極的な連携によって、本計画の遂行に大きな支障が生じないよう十分な注意を払う必要がある。

（3）計画の適切な進捗管理

本計画のように、計画の終期が明確でなく、時点ごとの修正が必要となる計画を効果的に進めていくためには、適切な時機に適切な方法で計画の進捗を管理する必要がある。その具体的な内容については後章で詳述するが、各種事業等の検証・見直しに際しては、計画・実行・評価・改善のP D C Aサイクルを回すことを心掛け、計画の推進や見直しを行う必要がある。

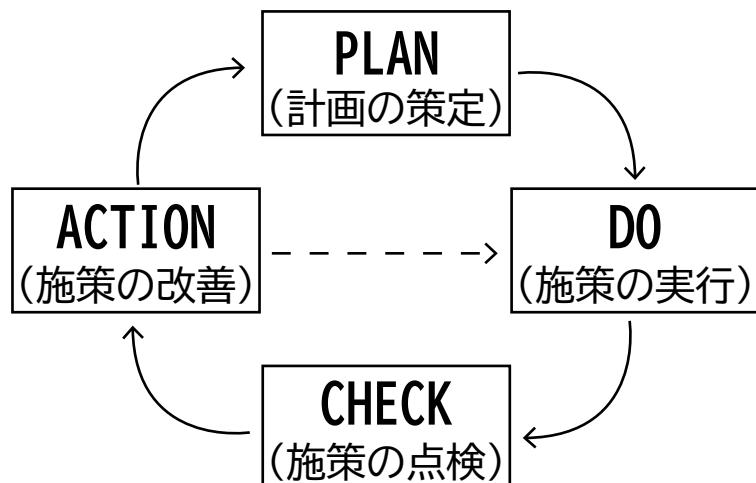


図 11-1 P D C A サイクルの概念図

第12章 経過観察

1 方向性

整備基本計画を適切に運営していくためには、その時々で史跡がおかれている状況を正確に把握する必要がある。計画がどこまで実現し、どこがまだ実現されていないのか、今後どのようにすれば実現へ近づけることができるのか等を考えていくために、経過観察は非常に有効な手段といえる。

施策の内容及び現況、進め方等について経過観察をする場合、そもそも計画の目標に立ち返り、施策を担当するものが自らの置かれた状況を客観的に検証することが重要となる。

経過観察を適切に実施することで、様々な施策の進捗や成果を常に確認することができ、その後に繋がる施策の改善に役立つうえ、様々な関係者の間において目標達成のための意識を高めたり、相互の連携を円滑に進める上で非常に有効な手段となり得る。

この経過観察については、史跡條ウル神古墳の管理団体である御所市（文化財課）が主体となって実施することが適當といえる。市内関係部署や地域住民、活動団体等の様々な組織との連携にあたっては、文化財課が各組織との情報等の整理・共有及び協議を行う。

こうした経過観察の結果としての施策の評価は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画や施策の修正・改善に利用していく。

2 経過観察の方法

具体的な経過観察の方法としては、次の3つの流れで取り組むこととする。

- ①現状の把握、施策の進捗状況や実現状況の確認
- ②実行した施策によって得られた効果の確認・分析
- ③基本理念への寄与と改善点・課題の把握

この3つの流れの中で、具体的にどのようなことを行うかを以下にまとめる。

(1) ①現状の把握、施策の進捗状況や実現状況の確認

まず、史跡指定地やその周辺環境の現状を把握する。史跡條ウル神古墳において、現在どのような施策が実施されているか、今後計画されているかを確認する。

基本的な点検指標やその方法、点検の時期などについては、表12-1の内容を基礎とする。ただし、今後実際に経過観察を行う際は、必要に応じてより詳細な内容や指標を設定し、それぞれの指標に対応した経過観察シートなどを用いて、効率的な確認に努める。

(2) ②実行した施策によって得られた効果の確認・分析

実行した施策は円滑に進められたか、その効果はどうかの確認・評価を、次に示す基準と方法をもとに行う。確認を行うタイミングは基準によって異なり、PDCAサイクルのPlan時に確認を行うべきものと、Check時に確認を行うべきものが存在する。実際の経過観察時には、それらを適切に峻別したうえで進めていくことが求められる。

ア 保存に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】

- 本質的価値を構成する枢要な要素（A）の保存・整備の方法は適切か、史跡の本質的価値が顕在化したか。
- 本質的価値に準じる諸要素（副次的価値、B）の保存・整備の方法は適切か、史跡の本質的価値を高める内容になっているか。
- 史跡の保護に資する諸要素（C）の保存・整備の方法は適切か。

表 12-1 施策の進捗状況の確認における基本的指標と経過観察の手法

区分	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		方法、点検主体	時期
(開全 始体)	当該年度に実施を予定している施策の整理は行ったか。	・文化財課による把握・確認	毎年度
	当該年度に実施を予定している施策の分担は決めたか。	同上	同上
	実施する施策ごとに工程を細分し、工程ごとの期限を決めたか。	同上	同上
保存 (保存 管理)	本質的価値を構成する枢要な要素（A）は確実に保存されているか（毀損の有無など）。	・文化財課による定期的な看視 ・地域住民や地域活動団体による定期的な看視	季節ごと（概ね2～4回／年）
	本質的価値に準じる諸要素（B）は適切に保存されているか。	同上	同上
	史跡の保護に資する諸要素（C）は適切に管理されているか。	同上	同上
	樹木や下草の状況はどのようなものか。 草刈の必要性はあるか。樹木の繁茂で景観が阻害されていないか。	同上	同上
	指定地及びその周辺の環境は美しく整えられているか。危険な箇所はないか。 ゴミや不法投棄の有無。落書き等の有無。史跡周辺の景観を阻害する看板や建造物の有無。	同上	同上
	追加指定に向けた施策は行っているか。	・文化財課による把握・確認	毎年度
	現状変更の相談や申請はあるか。	同上	同上
	公有化に向けた施策は行っているか。	同上	同上
	獣害（イノシシ）は起きていないか。	・文化財課や農林部局による把握・確認	同上
活用	保存施設や防災施設は適切な内容・数量で設置されているか。	・文化財課による把握・確認	同上
	調査・研究実施前の情報収集、関係機関との情報共有は行ったか。	同上	同上
	調査・研究実施後の成果・課題の整理、関係機関との情報共有は行ったか。	同上	同上
	可能な範囲の現地公開がなされているか。	同上	同上
	文化財事務所で史跡に関する資料が公開されているか。	同上	同上
	史跡の理解を促すパンフレットは適切に配布されているか。	同上	同上
整備	HPやSNSでの積極的な情報発信は行っているか。	・文化財課や観光部局による把握・確認	月ごとなど定期的な実施
	講演会やワークショップなどの施策は行っているか。	同上	毎年度
	史跡と周辺の関連遺跡を繋いだ活用方法について検討がなされているか。	同上	事業予定期
	本質的価値を構成する枢要な要素（A）等の保存のための整備は行っているか。 その方法は適切か。	・文化財課による把握・確認 毀損箇所の修復や保存施設の整備など	事業を予定期する年度
運営 ・ 体制整備	暫定的な解説板の整備、既存解説板の改善は行ったか。それらは史跡に影響を与える、歴史的景観と調和しているか。	・文化財課による把握・確認	同上
	HPや文化財展示室での情報公開や、そのためのコンテンツ作成は行われているか。	同上	同上
	次期計画に向けた整備方法の検討は適切に進められているか。	同上	同上
	文化財課の適正な体制は検討されているか、体制の充実・強化に取り組んでいるか。	・文化財課、関係部局による把握・確認	毎年度
	所有者との定期的なコミュニケーションはとれているか。	同上	毎年度
	市内部における部署間の情報共有は図られているか。	同上	同上

- ・遺構（構成要素A・B）の保存に影響はないか。
- ・防災面への影響はないか。
- ・景観への影響はないか。
- ・周辺住民への配慮はなされているか。

●調査・研究の方法や内容は適切か。

●史跡の点検の方法や記録の整理、点検結果の活用・公開は適切か。

【確認・評価の方法】

●文化財課による確認・評価

●外部からの評価：御所市文化財保護審議会、秋津地区史跡等調査整備審議会、検討会、専門家等

●原則として毎年度、施策の妥当性・効果を把握（分析）

イ 活用に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】

- 市民・来訪者等の史跡に関する知識・理解、及び満足度は高まっているか。
- 学校教育、生涯学習などでの学びの場として利用されているか、効果を発揮しているか。
- 情報の提供・発信の方法や内容、数量は適切であるか、効果を発揮しているか。
- 広域連携のための検討が適切に進められているか。

【確認・評価の方法】

- アンケート調査やヒアリング調査の実施（施策実施前や定期的なアンケートの検討）
- 文化財課及び関係部局による確認・評価
- 外部からの評価：御所市文化財保護審議会、秋津地区史跡等調査整備審議会、検討会、専門家 等
- 原則として毎年度、施策の妥当性・効果を把握（分析）

ウ 整備に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】

- 史跡の復旧は適切に行われているか、保存に効果を発揮しているか。
- 保存施設や解説板等は本質的価値の顕在化や来訪者等の史跡への理解、利用の快適性に寄与しているか。
- 公開・活用のための施設は、史跡の遺構に影響を与えることなく、歴史的景観と調和しているか。
- HP や文化財展示室等において、史跡への理解を促す環境整備がなされ、効果を発揮しているか。
- 次期計画以降に実施する整備の具体的な方法について、適切な検討を進めているか。

【確認・評価の方法】

「イ 活用に関する施策の妥当性・効果」に準じる。

エ 運営・体制整備に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】

- 保存・活用の体制は適切か、十分な効果を発揮しているか。
- 御所市が、史跡の管理団体として保存活用の主体となっているか。
- 地権者との定期的なコミュニケーションはとれていたか。
- 地域住民や地域活動団体等の連携、協働の取組などは進んでいるか、効果を発揮しているか。
- 国、県との情報の共有、連携は適切に行われているか。

【確認・評価の方法】

「イ 活用に関する施策の妥当性・効果」に準じる。

(3) ③基本理念への寄与と改善点・課題の把握

実行した施策が、本計画の基本理念（大綱）である「條ウル神古墳の歴史的価値を守り、感動を原動力に史跡を未来に伝える」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

その方法としては、①・②の結果や、秋津地区史跡等調査整備審議会、その他学識経験者や地域住民・地域活動団体等の意見を踏まえながら、文化財課が中心となって、関係部局との協議を行い総合的に評価・判断する。

施策の中には、実施後すぐには基本理念に寄与しないものもあることが想定され、効果をあげるまでに一定の時間要する場合や、単独の施策ではなく、それらの積み重ねによって効果が顕在化する場合もあると考えられることから、一定の期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、区分ごとの個別評価、総合的な評価を踏まえながら、残る課題や新たに生じた課題を把握し、P D C A サイクルを回しながら施策の改善に努める。そして必要に応じて本計画の見直しを検討する。

資料 関係法規

1 文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 具づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十二条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第一百九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第一百六十五条並びに第一百七十二条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従

い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任すべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、毀損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三款 保護

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができます。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができます。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置をすることができます。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝が毀損している場合又は滅失し、毀損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれら的事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

- 2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

- 2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときには限る。
- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰すことのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
 - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
 - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
 - 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
 - 四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

- 第四十三条 重要文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。
 - 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
 - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（修理の届出等）

- 第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

（管理又は修理の受託又は技術的指導）

- 第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
 - 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
 - 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができる。

第六款 調査

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
 - 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
 - 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当たる者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七款 雜則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関する法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならぬ。
- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

- 第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため

必要があるときは、第一百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第一百二十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第一百二十三条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、毀損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第一百二十四条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、毀損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第一百二十五条 国が復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百十八条及び第一百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第一百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第一百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第一百二十六条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政による通知）

第一百二十七条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、

当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 捕則

第二節 国に関する特例

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めるなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に關し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第一百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一條第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
 - 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
 - 三 第五十五条第五項（第五十五条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
 - 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
 - 五 第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十五条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十五条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
 - 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
 - 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五条第五項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十五条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十五条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
 - 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
 - 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
 - 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
 - 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

2 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和 50 年政令第 267 号）

最終改正：令和 6 年 4 月 24 日政令第 174 号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十二条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
 - 二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
 - 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
 - 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
 - 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
 - 三 法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地図を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
 - 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

- 第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

- 第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求める場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

- 第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

4 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
 - 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
 - 三 指定又は仮指定の年月日
 - 四 建設年月日
- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
 - 二 指定又は仮指定の年月日
 - 三 指定又は仮指定の理由
 - 四 説明事項
 - 五 保存上注意すべき事項
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

5 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

（平成12年4月28日府保記第226号）

最終改正：平成27年12月21日

都道府県教育委員会あて

文化庁次長通知

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- （一）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- （二）次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
 - ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- （三）都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- （四）都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- （一）「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- （二）次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

- ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
- ③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
- (四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号口関係

- (一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
- ①小規模建築物に附隨する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器
 - ④木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港閑連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一一五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除去に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 除去の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合にお

ける危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡條ウル神古墳 保存活用計画

令和8年（2026）3月31日

発行 御所市教育委員会

編集 御所市教育委員会事務局 文化財課

〒639-2277 奈良県御所市室102番地

電話：0745-60-1608 ファックス：0745-62-9872

E-mail：bunka-zai@city.gose.nara.jp